

【資料第8号】
土木部みどり公園課

文京区公園再整備基本計画（案）について

1. 概要

本計画の計画期間が終了したことから、上位計画に基づき、公園施設の長寿命化などの新たな視点について、国、都の動向を踏まえ、「文京区公園再整備基本計画」を改定するため、改定委員会において検討を重ねてきたところである。

この度、パブリックコメントの意見等を踏まえ、文京区公園再整備基本計画（案）を作成したので報告する。

2. 検討状況

令和3年 8月 第一回検討委員会（骨子）
10月 第二回検討委員会（素案）
12月 パブリックコメント
令和4年 1月 第三回検討委員会（案）

3. 文京区公園再整備基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果

別紙1のとおり

4. 文京区公園再整備基本計画（案）

別紙2のとおり

5. スケジュール

令和4年3月 文京区公園再整備基本計画改定

意見に対する区の考え方

1 意見募集概要

件名	文京区公園再整備基本計画（素案）
意見の募集期間	令和3年12月6日から令和4年1月5日
意見の提出方法	メール・郵送・持参
意見を提出した人数及び件数	5人、10件

2 ご意見に対する区の考え方

番号	いただいた意見	区の考え方
1	方策の中に、「蝶の餌」についての言及がありますが、これは単に多くのチョウの成虫の餌である花では不十分で、幼虫の食草になる植物を含まないと意味がないと思います。	基本理念を実現するための8つの整備の方針と方策、(2) 方策の具体的な内容の整備方針②でお示しめししているものは、生物すべてを含みます。具体例として「鳥や蝶」を記載したものです。
2	多様性を求め、植栽を行なうことはよいのですが、地域を跨いだ移入につながる危険を排除すべきです。たとえば、ドングリを求めて東京周辺以外から移入し植樹するのは遺伝情報の交雑を招くため問題があります。クマゼミの北上が話題になり、その原因を温暖化に帰す傾向がありますが、実際は街路樹の植樹に伴って、根に付いた幼虫ごと移入している可能性があります。このように、植樹するときには「どこから」移入するのか配慮すべきだと思います。	植栽につきましては、基本理念を実現するための8つの整備の方針と方策、(2) 方策の具体的な内容の整備方針②の方策でお示ししているとおり、地域に自生する植生や地形にも配慮した植栽を行ってまいります。
3	私は、二組の夫婦で「安心・綺麗・楽しい」をキーワードに春木町公園の清掃活動を行っています。この活動で感じた事を記してみました。知恵を尽くし考えられた公園は見事な出来上りとなります。人々が使いこなし気持ちよく利用されるように公園の手入れを続けていくには多くの費用と労力が必要です。思いつかない使	いつも公園行政にご協力頂きましてありがとうございます。 今後も、区民との協働による公園管理運営を推進してまいります。

	<p>われ方で汚され傷つく事がよくあります。公園の構築には用・強・美の3点が上手に組合され一体となる事、現地の状況その地域の将来性に合わせ長続きする事が大事です。将来、車が電気や水素で走るようになると大気も澄み、街路樹も小柄で優しい木になるかもしれません。社会が貧しければ人々の心は弱く、汚れやすく、社会が豊かになれば人々の綺麗にする心掛けは力を持ち、さらに町を豊かにするでしょう。きれいな公園は、町を綺麗に豊かにする力があるのです。</p>	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・4ページの5. の1行目「2022年」は「2022年度」の誤記ではないか？ ・8ページの4行目「平成7年」は西暦も併記したほうがよい。9ページの例と同様に。 ・19ページの表で、たとえば2,500は「500から2,500」と「2,500から8,000」のどちらに属するのか？ ・26ページの最下行の文頭のインデントの位置が適当ではない。 ・52ページの指標欄の「地域一人当たり」と指標の考え方欄の「一人当たり」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 	<p>ご指摘ありがとうございます。下記のとおり訂正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、「2022年度」に訂正いたします。 ・西暦も併記するよう訂正します。 ・面積は、属性が分かるよう「以上」、「未満」を記載します。 ・インデントは、26ページも含め、訂正します。 ・ご指摘のとおり、「地域一人当たり」に訂正し、統一します。
5	<p>本基本計画（素案）には「文京区都市マスタートップラン」からの抜粋として「バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮」（5頁）なる言葉が載り、「バリアフリー」については「公園施設のバリアフリー対応」（21頁）など50、58～60、66、68頁においても言及されています。しかし、「バリアフリー」は「ユニバーサルデザイン」の概念の1つの構成要素に過ぎず、文京区の公園再整備に当たっては「ユニバーサルデザイン」に配慮した公園再整備を目指す必要があり、本基本計画においてもその理念と方向性を明記していただきたい。</p>	<p>ユニバーサルデザインとして言及すべき部分については、訂正いたします。</p>
6	<p>本基本計画（素案）には「インクルーシブ遊具」の認知度（26頁）という言葉があり、「インクルーシブ」については「遊具」に限定（あるいは特化）した言及がされています。</p>	<p>公園再整備を行う際は、インクルーシブの考え方も踏まえ、公園の規模や地域特性、地域の方々のご意見などを伺いながら検討してまいります。</p>

	<p>しかし、「インクルーシブ」そのものの意味も踏まえれば、「遊具」に限定・特化したあり方は「インクルーシブ」への理解を欠き、その本来の意味を貶めるものと言わざるを得ません。</p> <p>文京区の公園再整備に当たっては「インクルーシブ公園」を目指すべきであり、「インクルーシブ遊具」でお茶を濁すことなく、その理念と方向性をしっかりと打ち出していただきたい。</p>	
7	<p>「文の京」総合戦略（令和2年度～令和5年度）の(4)持続可能で豊かな地域社会の構築に向けた視点において「持続可能で豊かな地域社会を構築するため、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）＊」や国が提唱する「Society5.0＊」に関して、自治体の取組が期待されていることから、これらの視点を生かします」とあり、「第3章 基本政策」でも「基本政策は、各分野の個別計画等との整合を図るとともに、SDGsの視点を当てはめることで、既存の分野や組織の領域を超えた柔軟な発想により施策を推進します」と書いてありながら、本基本計画においてはSDGsの17の目標のうち11、12、13、15しか挙げておらず、これらしか関連しないとしています。</p> <p>しかし、SDGsの17の目標のうち3、4、5、16、17も公園と関連付けられる（あるいは紐付けられる）ものであり、他の地方自治体では3、4、5、16、17についても関連付けて公園整備を進めています。</p> <p>文京区の公園再整備においてSDGsの17の目標の3、4、5、16、17を排除するのはみどり公園課の怠惰・怠慢・横着に過ぎず、本基本計画においては他の地方自治体と比べて区民が恥ずかしい思いをすることのないよう、しっかりと3、4、5、16、17の目標に関わる視点を公園再整備と関連付けて（紐付けて）、本基本計画に明記していただきたい。</p>	<p>SDGsに関しましては、「6全般的な課題と地域別の課題」において、下記のとおり訂正いたします。</p> <p>これまでに整理した区内の公園の現状を踏まえ、引き続き公園再整備として取り組むべき課題を以下に整理しました。また、国の実施指針として新たに「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられ、公園分野に関わるものとして、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「5. ジェンダー平等を実現しよう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「12. つくる責任つかう責任」、「13. 気候変動に具体的な対策を」、「15. 陸の豊かさも守ろう」、「16. 平和と公正をすべての人に」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」が関連します。公園再整備においても「SDGs」に関連する目標については課題として取り組んでいきます。</p>

8	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の高木樹種を減らすことのないようにお願いします。 ① 衰弱した樹木の更新も同じ種類にする。 ② 高木の剪定は原則不要とする。やむを得ない箇所のみの剪定をする。（木は戻ろうとする過程で樹形が乱れ、リスクある木になります。）自ら軽くなり、枝を落とし樹形を整えますが、それに対するクレーマーには毅然と対応できるようにすること。 ③ 広場スペースへの緑陰率も限りなく100%になるようにする。（新公園では「図3-36 緑陰」が低下している。）高木樹種による。防風率向上・蒸散（約200L以上/日）・木陰によるヒートアイランド現象の緩和という公園内のしっとりとした快適性向上。 	<p>公園樹木の樹種につきましては、基本理念を実現するための8つの整備の方針と方策、(2) 方策の具体的な内容の整備方針⑥の方策でお示ししているとおり、利用者が四季の変化を楽しめる植栽を行います。また、常緑樹と落葉樹をバランスよく配置し、夏場の木陰となるよう植栽します。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な土壤スペースを極力残せるようにする。 ① セミの幼虫やカエル等等の住処になる場所を残す。 ② 腐葉土として残せるようにするため土壤スペース内の落葉の片付けは極力せず、そのままにしておくことで、環境保全となる。 	<p>土壤につきましては、基本理念を実現するための8つの整備の方針と方策、(2) 方策の具体的な内容の整備方針②の方策でお示ししているとおり、良好な表土を復元するよう努めてまいります。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ・窪町東公園の茗荷谷付近の斜面について。自生する中・低木・地被植物の植樹を急いでください。 斜面については鬱蒼とした植物群の維持をしてください。 (理由) 中木・低木・地被植物の伐採撤去をしたことにより、土壤の乾燥・落葉の飛散が起こる。そして雨激・泥水の表層部流入により、土壤の硬化が起こる。それにより、伐採撤去箇所斜面の砂漠化となり、高木樹種の根っこが萎縮し、倒木や虫による高木枯れを起こすリスクを増大させてます。 	<p>個別の公園整備につきましては、利用者等のご意見を伺いながら、検討してまいります。</p>

文京区公園再整備基本計画 (案)

ふみ みやこ

～文の京の公園づくり～



令和4年3月



文 京 区



目次

第1章 文京区公園再整備基本計画について	1
1 文京区公園再整備基本計画とは.....	2
2 計画改定の背景	2
3 計画改定の考え方	3
4 文京区公園再整備基本計画の位置づけ	4
5 計画期間	4
6 上位・関連計画	5
7 計画対象となる公園	6
第2章 文京区の地域特性	7
1 人口	8
2 自然特性	9
3 土地利用	10
4 文京区の特長	11
第3章 現状と課題	12
1 公園再整備事業の進捗状況	13
2 公園に対する利用者ニーズ	22
3 公園機能別配置状況	30
4 地域別にみた特性	45
5 文京区独自の指標による公園の現況評価	49
6 全般的な課題と地域別の課題	58
第4章 公園再整備のビジョンと方向性	64
1 基本的な考え方	65
2 基本理念	65
3 基本理念を実現するための8つの整備の方針と方策	66
4 地域別整備方針	71
第5章 公園再整備の道筋	73
1 公園再整備の方法	74
2 公園施設の維持管理	75
3 区民参画による公園づくり	76
4 計画の実現に向けて	76

第1章 文京区公園再整備基本計画について

- 1 文京区公園再整備基本計画とは
- 2 計画改定の背景
- 3 計画改定の考え方
- 4 文京区公園再整備基本計画の位置づけ
- 5 計画期間
- 6 上位・関連計画
- 7 計画対象となる公園

第1章 文京区公園再整備基本計画について

1 文京区公園再整備基本計画とは

公園は、安全で快適な都市環境を形成する上で重要な施設です。近年、地球環境問題、少子高齢化、人口減少、価値観の多様化、安全・安心に対する関心の高まりなど、様々な社会情勢の変化に対応した公園づくりが求められています。このような状況の中、国や都および区では、以下のような取組みが行われています。

国においては、SDGs(持続可能な開発目標)の推進、都市緑地法の改正による都市公園の管理方針等を追加記載するよう定められ、都市公園法の改正では、官民連携等による都市公園の活用などが盛り込まれ社会的に公園の担う役割が大きくなっています。

また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」や「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」が改定され、安全性の向上に取り組みながら公園整備を推進しています。

東京都及び区市町村においては、「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和2年7月改定)、「緑確保の総合的な方針」(令和2年7月改定)により、都市計画を基本としたまちづくりの観点から公園の整備を推進しています。

本区においては、「文京区みどりの基本計画(令和2年3月)」(以下、「みどりの基本計画」と言う)を改定し、緑の量や、緑の質の向上に目標を掲げ、様々な施策を展開しています。公園再整備事業が進む中、未だ区内の公園の約5割以上が、開設または大規模改修後、30年以上経過しています。こうした状況を踏まえ、「みどりの基本計画」では、重点施策として、再整備する公園を年間4園へ増やすことを掲げました。区民の皆様の意見や要望を取り入れながら、社会情勢の変化に対応し、計画的かつ、大規模な再整備が必要です。

「文京区公園再整備基本計画」(以下、「本計画」と言う)は「みどりの基本計画」の考え方に基づき、今後の公園再整備及び維持管理運営の在り方を示すことを目的とするものです。また、個別の公園を評価し、リニューアルの必要な公園に対して、機能整理や、ストックの有効活用、利用者ニーズの変化に対応した整備を図ります。

2 計画改定の背景

本計画は平成24年度に策定され、計画期間が満了し、また、令和2年3月に上位計画である「みどりの基本計画」が改定されたことを受け、計画の改定を行います。

計画策定から10年間が経過する中で、公園・緑地を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、都市緑地法、都市公園法などの関連法令が改正され、都市公園の柔軟な利用や、民間との連携推進等の新たな施策展開が求められています。

3 計画改定の考え方

本計画は、文京区における今後の公園再整備及び、維持管理運営のあり方を示すことを目的としています。本計画のフローは以下に示すとおりです。

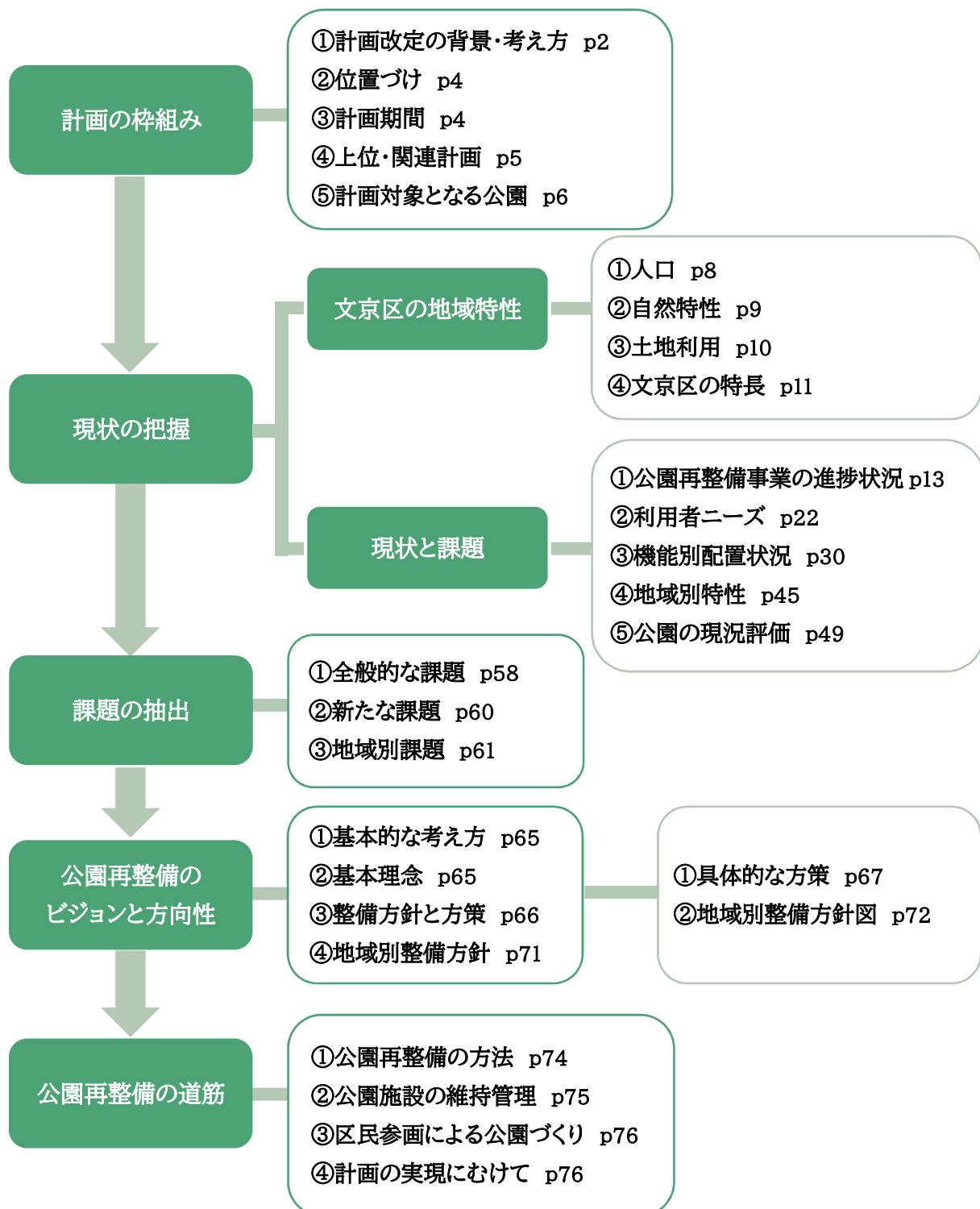


図 1-1 本計画のフロー

4 文京区公園再整備基本計画の位置づけ

本計画は、「みどりの基本計画」における公園分野の個別計画として位置づけられており、また、区の最上位計画である「文の京」総合戦略と各分野の個別計画は整合を図っております。

本計画の改定を踏まえ、「公園施設長寿命化計画」を策定します。「公園施設長寿命化計画」により、老朽化した公園施設を整理し、効率的かつ、ライフサイクルコスト縮減を狙った経済的な更新、または改修を図ります。

※「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく緑全般に関わる総合的な計画であり、都市計画やまちづくりに関する「文京区都市マスターplan(平成23年改定)」の都市整備に係る個別部門計画でもあります。

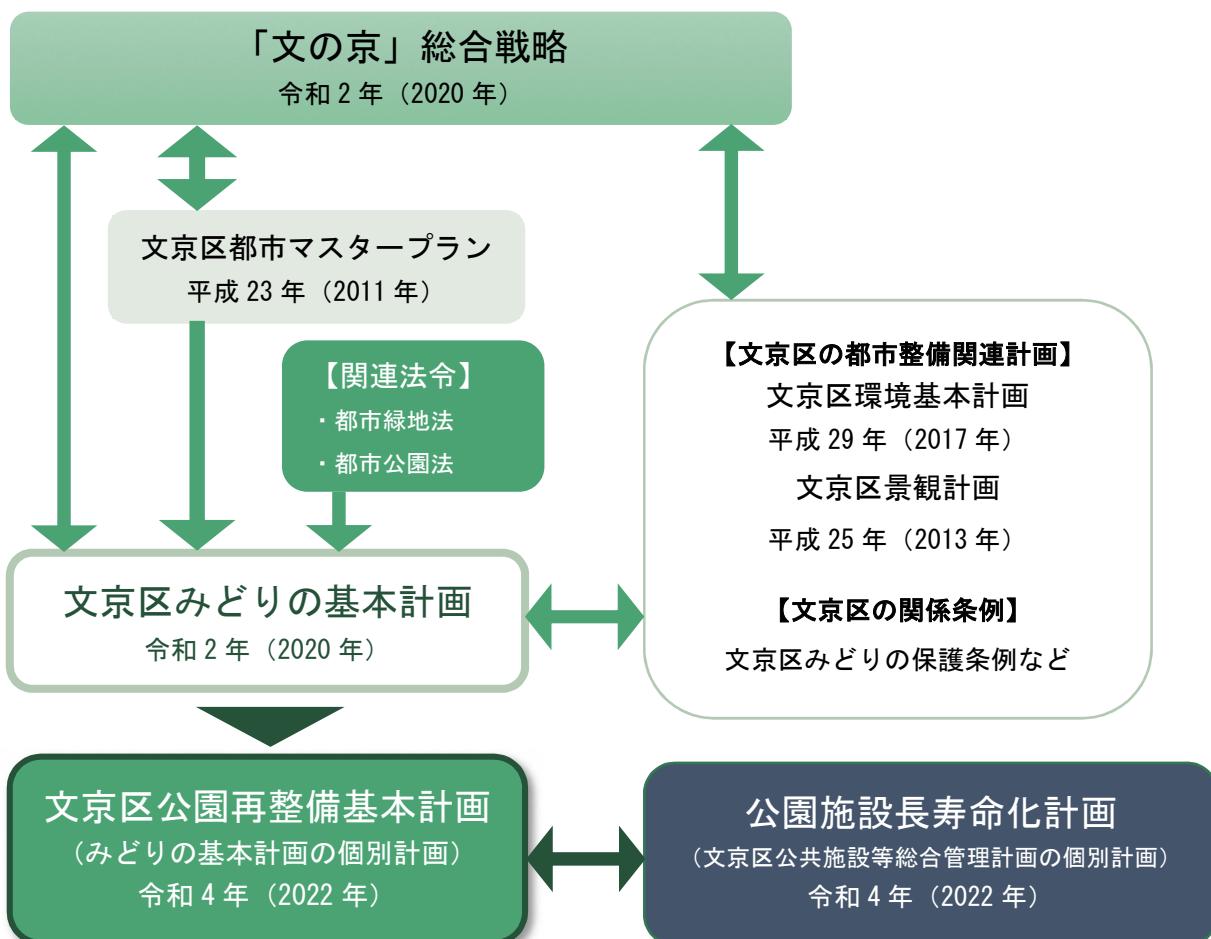


図 1-2 本計画と関連計画との関連性

5 計画期間

本計画の期間は2022年度から概ね10年とします。「みどりの基本計画」の計画期間が満了し、改定後、本計画は必要に応じ見直し・改定を行います。

表 1-1 本計画とみどりの基本計画の計画期間

計画名	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
文京区みどりの基本計画		←								→			
文京区公園再整備基本計画				←							→		

6 上位・関連計画

文京区都市マスターplan(平成23年3月)

■公園・庭園などの緑と水のまちづくりの推進

- 公園の整備や再整備にあたっては、地形などの自然環境を生かすとともに、少子高齢化など地域社会の変化を踏まえながら、地域の潤いや憩い、健康づくりの場として、様々な利用者が多面的に利用でき楽しめる公園づくりを計画的に進めます。また、バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮、防災施設の設置など、安全・安心で誰にでも親しまれる公園づくりを進めます。
- 公共公益施設や教育施設、身近な公園などの緑を充実するとともに、道路脇の小スペースを生かしたポケットパークや、公開空地をはじめとするオープンスペースの創出及び緑化など、身近な緑を増やす細かな取り組みを進めます。
- 小石川後楽園、六義園、新江戸川公園、占春園など池泉のある特徴的な庭園の自然環境や湧水の保全に努め、文京区の個性を継承します。また、神田川や池泉、湧水などの親水空間の整備に努めます。
- 公園・庭園や街路樹などの緑の充実や、適切な維持・管理に取り組みます。

■身近なまち並み景観の形成

- 公園・庭園、公共公益施設の敷地においては、景観まちづくりの先導的な役割を果たすため、景観に十分配慮した整備を進めます。主要幹線道路などについては、無電柱化等による歩行空間の確保や都市景観に配慮した景観形成を進めます。

文京区みどりの基本計画(令和2年3月)

■公園再整備基本計画に関する方針

- 歴史や文化に培われた緑を尊重し、将来にわたって守っていきます。
- 人間が自然の循環システムの一員であることを再認識し、緑や生き物が棲息・循環できるスペースを身近な場所につくります。
- 区民の声やまちの個性を活かして、身近な場所に特徴ある公園をつくっていきます。
- 区民・事業者・区が一緒に文京の緑を考え、地域の緑を育み、楽しむことのできる場やしくみをつくりていきます。

■公園再整備基本計画に関する重点施策

- 公園再整備事業を加速させます。これまで毎年、設計2園、工事2園ずつ実施していましたが、これからは原則として、設計4園、工事4園ずつ実施することを目指します。
- 文京区公園再整備基本計画を改定します。
樹木のチェック体制の強化、施設の長寿命化、Park-PFI等これまで公園再整備時の前提としていた取組を踏まえた改定を行います。
【10年後の目標値】再整備された都市公園の箇所数の割合 28%⇒70%、
児童遊園の割合 9%⇒30%
- Park-PFI制度の活用を検討します。
- 公園隣接地における施設や民間活力を活かし、公園の魅力の向上を行います。
- 公園ガーデナー制度の活用を推進します。

文京区環境基本計画(平成 29 年 3 月)

■ 健康で快適に暮らせる安全・安心なまち

- 雨水浸透ます、透水性舗装整備及び適切な維持管理
- 魅力的な景観形成を図るための誘導
- 公共施設における先導的な景観づくり
- 景観重要建造物・樹木の指定などによる景観資源の保全
- みどり豊かな景観づくり

文京区景観計画(平成 25 年3月)

■ 公共施設における先導的な景観づくり(公園等について)

- 緑を保全するとともに、四季の移り変わりが感じられる緑を育むなど、緑を継承していきます。
- 接道部への緑化や高木による緑化など、公園内の緑が外からも見えるよう工夫を図ります。
- トイレやベンチ、照明、柵やフェンスなどは、公園の緑を意識した色彩や素材を使用するなど、緑や周辺の景観との調和を図ります。
- 公園内に塀を設ける場合は、形態・意匠を工夫するなど、平滑で単調にならないように配慮します。
- 地形の魅力を生かした整備を進めます。
- 接道部は見通しのよい植栽としたり、透過性のある柵やフェンスを使用したりするなど、公園で憩い遊ぶ人々の姿が公園の外からも感じられる工夫をします。

7 計画対象となる公園

文京区内には、東京都が設置・管理する都立公園、植物園等で一般に公開され利用されている準公園、文京区が設置・管理する区立公園、児童遊園、一時開放遊び場(※)があります。

本計画は、文京区が設置・管理する「区立公園」、「児童遊園」、「一時開放遊び場」を対象としています。なお、文京区内に設置されている公園のうち、東京都が管理する「都立公園」及び「占春園」、「小石川植物園」は、本計画の対象外としています。

本計画では、児童遊園、一時開放遊び場も含め「公園」という表現にしています。

※一時開放遊び場:都や区の公有地あるいは民有地の空地を利用し、一時的に遊び場として子どもたちに

開放している場所

表 1-2 本計画の対象公園の現状

公園種別			公園数	面積(m ²)	主な公園名称		
区立公園	基幹公園	住区	街区公園	31	79,747		
		基幹公園	近隣公園	6	78,359		
	都市基幹公園	都市	総合公園	1	5,769		
		基幹公園			後楽公園		
	特殊公園(風致公園)		3	44,400	江戸川公園、六義公園、肥後細川庭園		
	都市林		2	2,385	千石緑地、千駄木ふれあいの杜		
	広場		2	292	はつね広場、団子坂上広場		
	都市緑地		1	255	小石川三丁目緑地		
小計			46	211,207			
児童遊園			66	21,609	八千代町児童遊園、西原町児童遊園など		
一時開放遊び場			7	2,313	向丘一丁目遊び場など		
合計			119	235,129			

(令和 3 年 6 月末現在)

第2章 文京区の地域特性

- 1 人口
- 2 自然特性
- 3 土地利用
- 4 文京区の特長

第2章 文京区の地域特性

1 人口

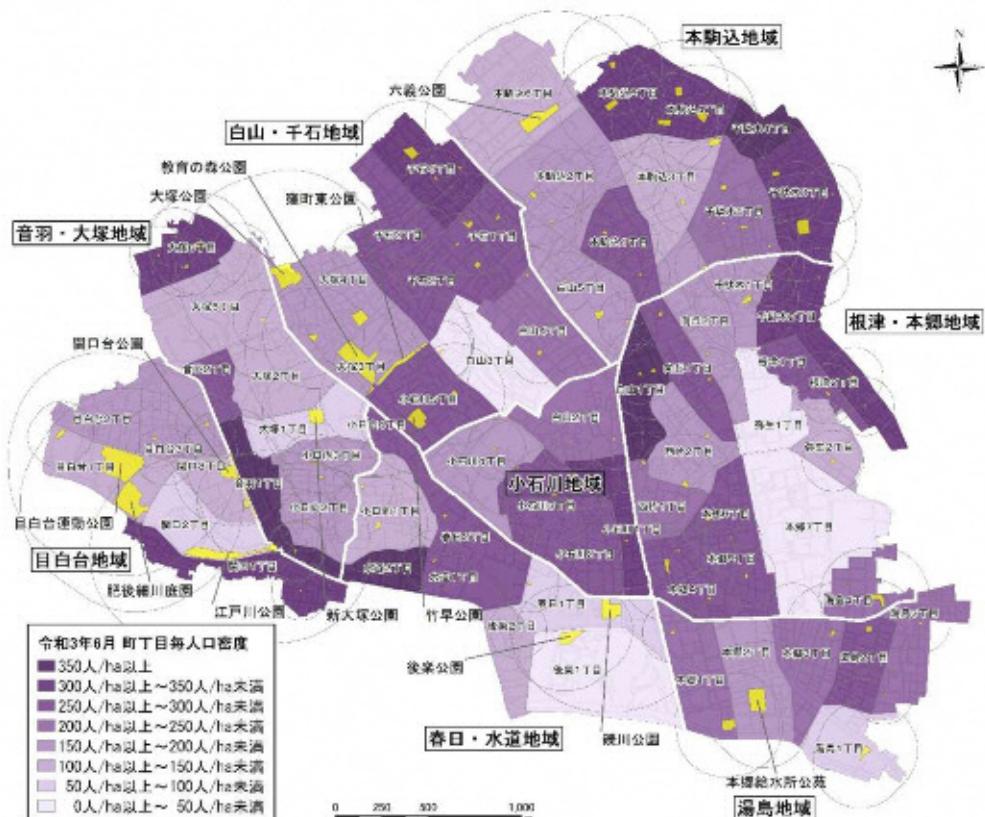
(1) 人口推移

「文の京」総合戦略によると、文京区の人口は、平成7(1995)年以降年々増加し、現在も増加を続けています。将来人口については、全国的に人口減少が進む傾向となっていますが、文京区では、人口が増加傾向にあると考えられます。

年齢区分別に見ると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15歳~64歳)は、減少する一方、老人人口(65歳以上)は今後も引き続き増加幅が大きくなると見込まれています。

(2) 人口密度

地域別の人口密度(令和3年6月時点)をみると、区全体で約190人/ha、区の中央部に位置する小石川地域が約251人/haと最も多く、次いで区の東部に位置する本駒込地域が約225人/ha、区の中央部に位置する白山・千石地域が約221人/haとなっています。地域別の人口密度が最も少ない地域は、春日・水道地域で約144人/ha、次いで目白台地域で約161人/haとなっています。町丁目ごとに見ると、本駒込地域の千駄木4丁目、根津・本郷地域の白山1丁目、音羽・大塚地域の音羽一丁目、春日・水道地域の水道2丁目が特に人口密度が高くなっています。



文京区人口統計資料「町丁別世帯・人口(住民基本台帳)令和3年6月」のデータを基に作成

図2-1 文京区の町丁目ごとの人口密度と公園配置

2 自然特性

文京区は、武蔵野台地が河川によって開析されてつくられた台地と谷と沖積低地からなる、20m前後の高低差を持つ起伏に富んだ地形となっています。江戸時代には、台地や崖線に沿って大名屋敷や武家屋敷が置かれ、これらの場所の幾つかは、現在も土地が人工的に造成されることなく、斜面状に自然のままの地形が残り、まとまった緑や湧水が現在も見られます。文京区の緑被率は、平成7(1995)年の16.0%から平成30(2018)年の18.4%と増加しています。また、緑被率に占める樹木緑被の割合が23区で最も高くなっています。(みどりの基本計画より)

区内の公園にも園内や隣接して斜面上の自然が残る公園もあり、魅力的な公園になっています。特に、区内中央部、南西部に湧水が見られます。こうした自然豊かで特徴ある地形からなる空間は、文京区らしい景観を構成し、多様な生き物の棲息ができる場にもなっており、近年の市街地化したまちの中で区の魅力を高めています。



図 2-2 文京区の自然特性

3 土地利用

文京区の土地利用方針図は図に示すとおりです。用途地域をみると、区内全域の約6割が住居系の用途地域になっています。台地部に住宅地が集約され、幹線道路沿いや低地部、区の南東部は商業系の用途地域になっており、就労者などが公園を利用することも考えられます。

また、都心にありながら比較的住宅が多く、特に、関口台地、小日向台地、白山台地の台地上には、低層な住居専用の地域が広がっており、都心の緑が少ない地域こそ、良好な住空間を形成する上で、公園は重要な役割を担っています。



図 2-3 土地利用方針図

出典 文京区都市マスターplan(平成 23 年)

4 文京区の特長

(1) 景観要素

神田川は、区内を流れる唯一の川であり、「東京都景観計画」において神田川の区域と川の両側からそれぞれ30mの区域は、神田川景観基本軸として設定されています。

また、文京区には現在に至るまで江戸時代の道が多く残っており、根津・千駄木や白山の界隈などには、趣のある路地や路地沿いの植栽が見られます。特に、播磨坂通りは戦災復興の当初の思想が実現した美しい並木道となっています。

神田川に隣接している江戸川公園やまとまった緑を有している面積の大きな公園をはじめ、市街地における小さい公園は貴重な緑のオアシスとして良好な都市景観の形成に貢献しており、幹線道路や地域の街路樹、社寺等の緑とのネットワーク化により連続的に良好な景観形成も期待できます。

(2) 歴史・文化資源

文京区には、国指定文化財が16箇所(絵画・彫刻・刀剣等美術品及び典籍等を除く)存在しています。そのうち、小石川後楽園(特別史跡及び特別名勝)、六義園(特別名勝)、湯島聖堂(史跡等)の3箇所は、公園に隣接して立地しており、公園が観光に訪れた人々の休憩場所の役割も果たすとともに、歴史的な風物と一体となって地域の景観を形成しています。

さらに、江戸時代の大名庭園であった肥後細川庭園や震災復興計画に基づく公園である元町公園など、歴史性を有する公園もあります。

(3) 教育機関の集積

文京区には、東京大学・お茶の水女子大学などの大学をはじめ、多くの教育機関が立地しており、優れた研究や技術情報、人材を生み出す環境となっています。大学の立地は、学生アルバイトなどの労働力の確保を容易にし、地域社会を応援する貴重な人材の提供を可能としています。特に、高等学校は多く集中し、教育環境に恵まれています。これらの教育機関は区の全域に立地していますが、特に区の中央部に多く立地しています。

多くの教育機関が立地していることは、公園の管理運営などのボランティア活動への参加が期待できる人材に恵まれているといえます。また、公園は、区民や就労者だけでなく、就学者の憩う場となることも考えられます。



神田川沿いの桜



播磨坂通り

第3章 現状と課題

- 1 公園再整備事業の進捗状況
- 2 公園に対する利用者ニーズ
- 3 公園機能別配置状況
- 4 地域別にみた特性
- 5 文京区独自の指標による公園の現況評価
- 6 全般的な課題と地域別の課題

第3章 現状と課題

1 公園再整備事業の進捗状況

(1)公園の開設年度と経過年数

公園再整備事業が進む中、区内の公園の約5割以上が、開設または大規模改修後、30 年以上経過しています。特に昭和 40 年代～50 年代に開設された公園(46園)が多く、利用者の安全確保の観点から適切な維持管理を行っていますが、開設又は大規模修繕年数が経過している公園等では、老朽化している施設も多く、利用者ニーズに対応するためには施設の更新や、公園のリニューアルが求められます。

表 3-1 開設または大規模改修時期別公園数

開設または 大規模改修の時期	経過年数	公園数	全体に占める割合	
			年度ごと	累計
昭和 10 年代以前	77 年以上	2	1%	1%
昭和 20 年代	67～76 年	11	9%	10%
昭和 30 年代	57～66 年	1	1%	11%
昭和 40 年代	47～56 年	31	26%	37%
昭和 50 年代	37～46 年	15	13%	50%
昭和 60 年代～平成 6 年	27～36 年	9	8%	58%
平成 7 年～平成 16 年	17～26 年	10	8%	66%
平成 17 年～平成 26 年	7～16 年	19	16%	82%
平成 27 年～令和2年	0～6 年	21	18%	100%

(2)公園の面積

区内都立公園を含む一人当たりの公園面積は、約 2.34 m²(※1)で、東京都 23 区の平均値(約 4.37 m²)の5割程度となっています。文京区立公園条例では、「1人当たりの公園面積を標準で 5 m²/人以上とする」となっていますが、人口増加により、標準値に達していない状況にあります。

限られた土地の中で公園面積の増加は厳しい現状にあるため公園の質の向上が求められます。

表 3-2 本計画対象公園の整備状況(都立公園と占春園を含まない)

	公園数	平均面積 (m ²)	最小面積 (m ²)	最大面積 (m ²)	1人当りの 公園面積(m ²)	身近な公園 面積率(%)
R3	119	1972	53	30,381	1.04	2.08
H24	118	1976	26	30,381	1.16	2.06

※1 出典 東京都建設局「公園調書」(令和3年4月1日)

※2 身近な公園面積率とは区立公園、児童遊園、一時開放遊び場を含む公園面積を文京区全体の面積で割った割合

(3)公園配置状況

区内に位置する公園名称、公園の配置は以下に示すとおりです。面積 500 m²未満の公園は区内全域に配置されていますが、ある程度のまとまった規模の公園は、地域ごとに偏りが見られます。面積 8,000 m²以上の公園は区内南西部、北部、南部の斜面地上に位置しており、区内中央部・東部の低地上では、面積の大きい公園は少ない状況となっています。用途地域では、全体の公園の 6 割以上が住居系地域に立地しています。

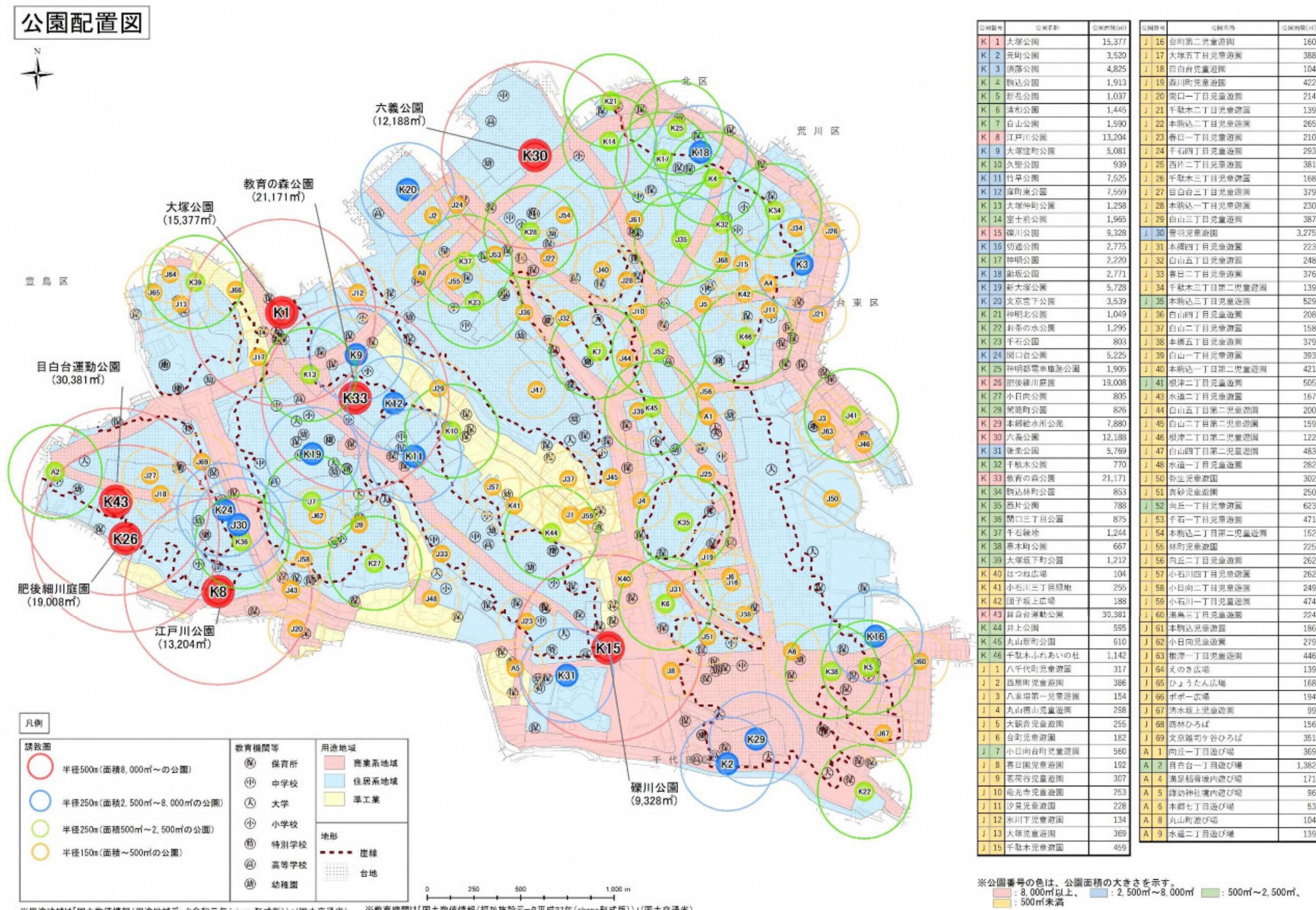


図 3-1 公園配置状況

(4)公園改修後の満足度と目標達成状況

平成 24年度より開始した公園再整備事業にて、リニューアルを行った公園(24 公園)を対象に、「対象公園の利用者」と「対象公園の誘致圏内に位置する保育園等子育て支援施設」に向けて公園に対する満足度調査を実施しました。これにより、改修した公園の満足度と目標達成状況を確認し、今後の公園整備に活かします。

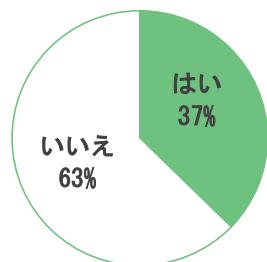
公園利用者	令和3年6月5日～6月24日の20日間にアンケート用紙と回収ポストを対象公園に設置。
保育園等子育て支援施設	対象公園周囲にある保育園等子育て支援施設に対して満足度調査を実施。

調査結果は以下の通りです。

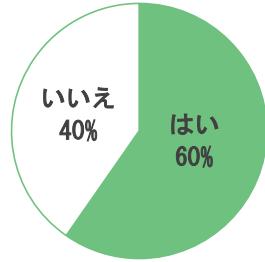
1)公園利用者

- ・公園再整備事業を知っている人の割合が 37%でした。
- ・対象公園がリニューアルしたことを知っている人の割合は過半数を超える 60%でした。
- ・利用頻度は、毎日利用している人と1週間に1回以上利用している人を合わせると 80%でした。
- ・対象公園の満足度については「満足」と「やや満足」を合わせると全体の 80%でした。

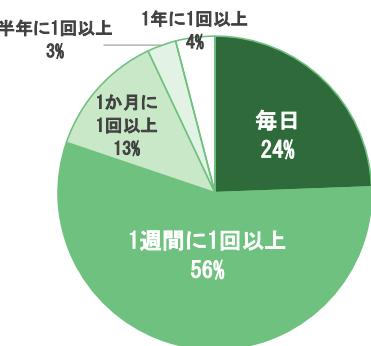
公園再整備事業を知っている人の割合



対象公園がリニューアルしたことを
知っている人の割合



対象公園の利用頻度



対象公園の満足度

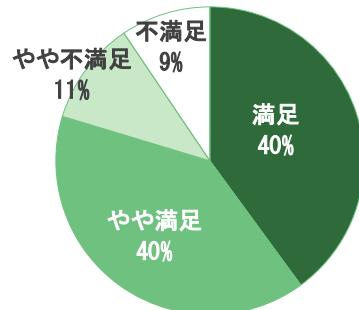


図 3-2 公園利用者のアンケート調査結果

対象公園の良いところ・好きなところ(複数回答)

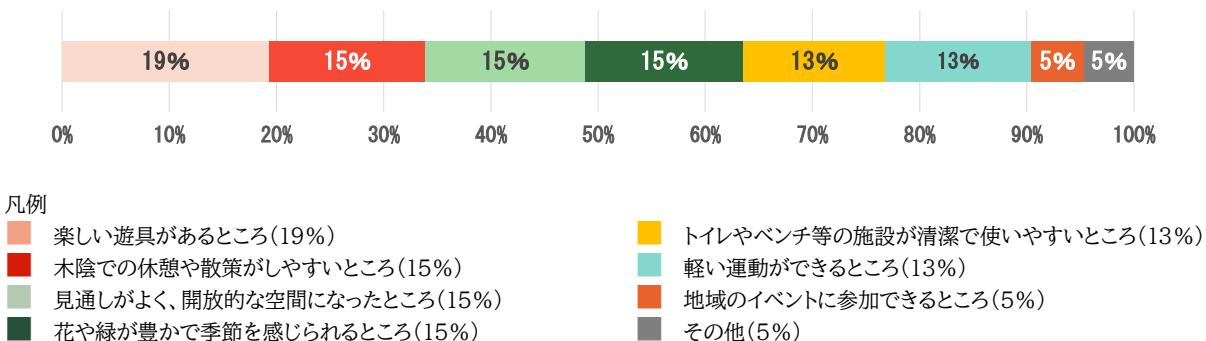


図 3-3 公園利用者のアンケート調査結果

対象公園のさらなる改善点についての意見をいただきました。主な意見は以下の通りです。
特に遊具についての意見が多く、より適切な遊具配置や、遊具整備の検討が求められます。また、リニューアルすることにより既存樹木の伐採から、木陰が減り、夏の厳しい日照りや暑さを凌げる場所が減った等の指摘があり、木陰を残しつつ、見通しの改善や、エリアの整備を行うことが求められます。

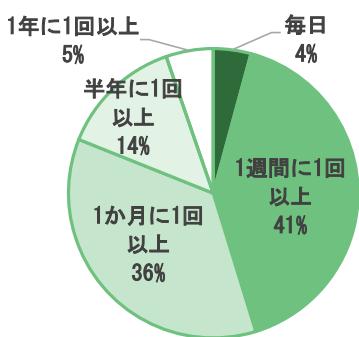
表 3-3 公園利用者のアンケート自由意見

より良い公園にするためのご意見	
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・背の高い木を植えて、木陰を作って欲しい。 ・新たに今までなかつた種類の植物を植えるより、できる限り昔からある樹木草を大切に保って欲しい。 ・夏場は暑いから樹木や芝生等で涼しくしてほしい。 ・樹名板を付けて学べるようにした方が良い。
施設について	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクルステーションが欲しい。 ・砂ぼこりがベンチについて汚く見えるのでベンチを明るくしてほしい。
遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台が死角になり、少し怖い。 ・健康遊具が欲しい。 ・よじ登ったりする体を使う遊具が欲しい。 ・高学年向きの遊具が欲しい。 ・5~6歳が遊べる遊具を設置してほしい。
利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車置き場と入り口を分けて欲しい。 ・ボール遊びができるエリアとそうでないエリアが明確だと利用しやすい。
マナー・ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・大人が公園でお酒を飲んでいるのを見かけるのでやめて欲しい。 ・タバコを吸っている人がいる。 ・公園内での自転車のマナーが悪い人がいるため、ポスター等を掲示してマナーを呼びかけてほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・鳩の粪が多いので周辺住民でお掃除の日がほしい。 ・地域イベントを多くやってほしい。 ・公園がいつ出来たか歴史が知りたい。

2) 保育園等子育て支援施設

- 対象公園の利用頻度は「毎日」と「1週間に1回以上」を合わせると45%でした。
- 対象公園の満足度については「満足」と「やや満足」を合わせると全体の98%でした。
- 対象公園の良いところ・好きなところについては「楽しい遊具があるところ」と「見通しがよく、開放的な空間になったところ」が多い結果となりました。

対象公園の利用頻度



対象公園の満足度

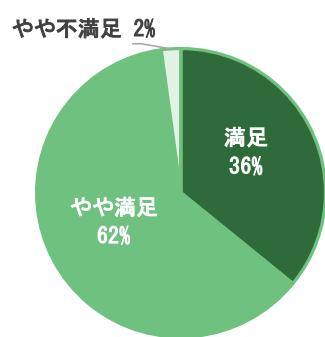


図 3-4 保育園等子育て支援施設のアンケート調査結果

対象公園の良いところ・好きなところ(複数回答)

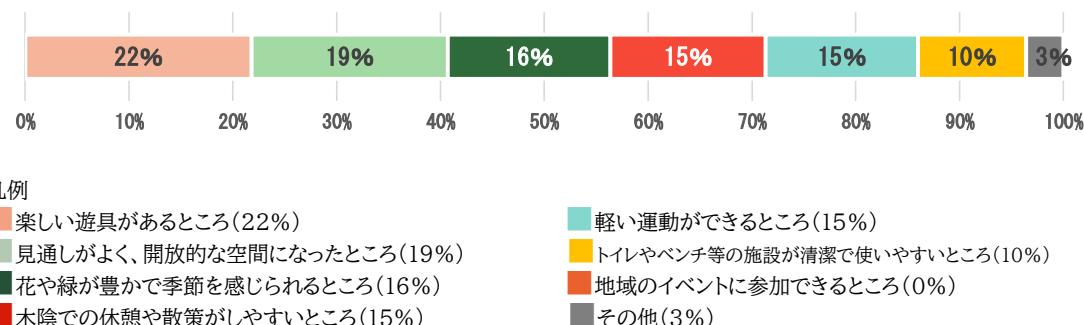


図 3-5 保育園等子育て支援施設のアンケート調査結果

対象公園のさらなる改善点についての意見をいただきました。主な意見は以下の通りです。

「子どもが怪我をしないよう、芝生の広場で遊びたい」、「子どもが怪我をしそうな危険を取り除いて欲しい」等といった子どもの怪我へのリスクを考慮した意見が多くみられました。また、乳幼児が遊べる遊具が公園によっては不足しており、充実してほしい等の意見がありました。

再整備済みの公園について乳幼児がよく遊ぶ砂場の衛生面での管理、怪我へのリスクを減らすとともに、乳幼児に対して快適な遊び環境にするための公園運営を検討する必要があります。

表 3-4 保育園等子育て支援施設のアンケート自由意見

より良い公園にするためのご意見	
入口・園路・広場	<ul style="list-style-type: none"> 地面がゴツゴツしているので改善してほしい。 砂場や芝生のスペースがもう少しあほしい。 小さな子どもたちがゆったり遊べる空間であってほしい。芝生のある公園、転んでもケガをしない安全な公園がほしい。
休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> ベンチを補修、増やしてほしい。 急に降る雨などの時に雨宿りや避難ができる休憩場があると良い。

便益施設	・子供用トイレがほしい。
環境	・広さもあり開放感があるが日陰が欲しい。 ・植え込みの木に関するクイズがあるが、危険な所もあるので安全に整備をしてほしい。
遊具	・砂場が消毒されているのか、また夜間など、誰も使用しない時間にネット等で覆われているのかが分からないので利用する際、不安である。 ・お店屋さんごっこが出来る小屋などや知育玩具のような遊具が欲しい。 ・大きい砂場や、乳児用遊具が欲しい。 ・小さい子用の滑り台・ぶら下がりが欲しい。全体的にもう少し遊具が欲しい。
マナー・ルール	・大人の方で休憩される方の迷惑にならないような子どもが遊べるスペースがほしい。 ・ごみが残されていて残念に思う。 ・別の保育園が使用していることが多く入りにくい事がある。 ・小学生が遊具で本来の使用方法ではない使い方をしている姿が見受けられる。適宜整備とルール作りをお願いしたい。

3) 満足度、目標達成状況まとめ

1. 利用者の利用頻度は高く、利用者にとって対象公園が生活の一部となっていることが伺えました。
2. 概ね満足度も高く、公園整備したことによる機能や魅力度の向上が出来ました。
3. 対象公園の良いところ・好きなところとして「楽しい遊具があるところ」が利用者にとって特に気に入られた部分となっており、遊具整備が特に満足されたことがわかりました。

(5)改修済公園を含めた公園の整備状況

1) 修景施設

噴水、池、滝などの水景施設は、その多くが面積 2,500 m²以上の公園に設置されています。藤棚やパーゴラは、公園面積の大小に関わらず、区内の約半数の公園に整備されています。これらは、人々に潤いを与える静的レクリエーションの場として重要であり、その公園の特色や魅力につながる大切な要素です。

2) 休養施設

ベンチ、イス・スツールといった休養施設は、公園面積の大小に関わらず、多くの公園に整備されています。四阿など利用者がゆっくりとくつろげる施設が整備されている公園は 4 園に留まっています。

表 3-5 施設整備状況(修景施設、休養施設)

公園面積(m ²)	公園数	修景施設					休養施設		
		水景施設			石碑・ 灯籠	藤棚・ パーゴラ	彫刻・彫像・ オブジェ	ベンチ・ イス	野外卓
		遊べる池	自然風の池	人工的な池					
500 未満	70	0	0	0	3	37	2	64	0
500 以上 2,500 未満	29	1	0	1	3	10	1	27	1
2,500 以上 8,000 未満	13	2	4	2	1	9	1	13	2
8,000 以上	7	3	2	3	3	4	3	6	3
合計	119	6	6	6	10	60	7	110	6
									4

3) 便益施設

水飲みやトイレといった便益施設は、多くの公園に設置されています。水飲みは、約8割の公園に整備されています。バリアフリートイレが整備されている公園は 2,500 m²以上の公園に多くあります。

4) 遊戯施設

昔から整備されてきた、ブランコ、すべり台、砂場などといった子ども向きの遊具は半数程度の公園に整備されています(ブランコ:64園、すべり台:43園、砂場:67園)。

複合遊具など、多年代の利用者が楽しめる遊具は約 7 割の公園に設置され、年齢を問わず利用できる健康遊具も年々増える傾向にあります。(複合遊具:35園、健康遊具:12 園)。

5) 運動施設

フェンスで囲まれた球技場やテニスコートなどの運動施設は、10 園に設置されています。運動施設が整備されている公園の多くは 2,500 m²以上の公園であり、屋外で球技などのスポーツをする施設は限られています。

また、運動施設の中ではキャッチボール場が多く(8 園)、テニスや野球といった球技を楽しむことができる公園は 3 園と限られています。

6) 防災施設

半数以上の公園に防災施設が整備されています。特に、災害時の生活用水(飲料水以外)として利用できる貯水槽や消化活動等に利用できる防火水槽などが多く、56 園に整備されています。他には井戸や消火器、かまどベンチといった防災施設も整備されています。

公園に整備された防災施設は、都市の防災機能の向上において、非常に重要な施設であるため、今後、更に充実させていく必要があります。

表 3-6 施設整備状況(便益施設、遊戯施設、運動施設、防災施設)

公園面積 (m ²)	公園数	便益施設		遊戯施設			運動施設		防災施設						
		水飲み	トイレ	子供向きの遊具	きの遊具	多年代向	健康遊具	ボール場	キャッチ	その他	防火水槽	貯水槽	ポンプ	井戸	スツール
500未満	70	58	11	51	21	0	1	0	0	26	9	9			
500 以上 2,500 未満	29	27	18	24	18	5	2	0	0	16	3	7			
2,500 以上 8,000 未満	13	12	12	13	11	4	5	5	5	8	3	4			
8,000 以上	7	6	6	5	4	3	0	0	5	6	4	8			
合計	119	103	47	93	54	12	8	10	10	56	19	13			

7) 植栽の整備状況

一番多く植えられている高木はキンモクセイ 1003 本、次にケヤキ 546 本、サクラ 445 本、シラカシ 366 本、イヌマキ 344 本、マテバシイ 293 本、イチョウ 271 本、クスノキ 261 本となっています。最も多く植えられている低木は、ツツジ類となっています。紅葉する樹木や、花が咲く樹木等、季節によって変化がわかりやすい樹木が多く植えられています。

公園の樹木は、全体的に老齢化している状況があるため、特に重要な樹木は保全または更新することが必要です。また、樹木が密集している公園は、公園内の全体的な明るさの不足や見通しが不十分な面もあり、防犯面、衛生面といった安全性への配慮も必要です。

8) 遊具の安全規準の適合状況

平成26年6月に遊具の安全に関する規準が改訂されたため、平成 24 年の本計画策定時点の安全基準よりも厳しくなっています。

昭和、平成時代に開設した公園では、安全領域の不足、基礎部分の露出などといった基準を満足しない遊具が多い傾向となっています(表 3-7 参照)。これらの遊具を更新する際には、安全領域を確保するため公園施設全体の再配置が必要となります。

表 3-7 安全基準に適合しない遊具のある公園数

	公園数	安全基準に適合しない遊具のある公園数(平成 24 年時点)	安全基準に適合しない遊具のある公園数(令和3年時点)
合計	119	60	51

※遊具の安全基準は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第 2 版)(平成 26 年 6 月 国土交通省)」、(一社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準(JPFA-SP-S:2014)(平成 26 年 6 月)」に沿って判定しています。

9) 工作物の状況（修景施設や休養施設など）

工作物の劣化状況を調査した結果、一部の公園で老朽化が見られました。

昭和時代に開設または大規模改修されたままとなっている公園は、全部で 62 園あります。工作物の老朽化が確認された公園の 6 割は、昭和時代に開設または大規模改修されたままの公園で、工作物の老朽化が確認された公園数 66 園中 41 園が該当します。

表 3-8 工作物の老朽化が確認された公園数(C・D 判定施設が存在する公園)

	公園数	工作物の老朽化が確認された公園数(平成 24 年時点)	工作物の老朽化が確認された公園数(令和3年時点)
合計	119	48	66 (C 判定 59 園 D 判定 7 園)

※工作物の調査は以下の規準に基づき、施設ごとに4段階で評価しています。上表では、判定が「C」、「D」の施設を老朽化した施設として計上しています。

※令和3年8月に調査した結果です。D 判定のものは緊急な補修や更新をしています。

表 3-9 健全度判定の評価基準

ランク	評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

出典「公園施設長寿命化計画策定指針(案)(改訂版)」平成 30 年 10 月国土交通省

10) 公園施設のバリアフリー対応

平成 12 年度以降、誰もが安全で、快適に利用でき、車椅子の利用でも支障がないような出入口、水飲みの整備、バリアフリートイレの設置、階段、スロープの手すり設置などバリアフリー工事を行ってきました。平成以降に開園された公園では地形的に対応の難しい公園を除いて、ほとんどの公園でバリアフリー対応されています。

表 3-10 バリアフリー対応がされた公園数

	公園数	出入口	水飲み	便所	移動円滑化	転落防止柵	階段・スロープ
合計	119	74	67	21	52	7	12

11) 公園の死角・見通し等の状況

平成24年度時点から死角・見通しの悪さ等に問題のある公園について、成長しすぎた低木の剪定や、死角となる工作物の撤去、公園の全面リニューアル等の取組みにより、数は減りましたが、敷地内外の高低差が原因による見通しの確保が難しい公園については、今後工夫や対策をしていくことが求められます。

表 3-11 公園内の死角・見通し等に問題のある公園数

公園面積(m ²)	公園数	死角見通し等に問題のある公園数	
		平成 24 年時点	令和 3 年時点
500 未満	70	9	4
500 以上 2,500 未満	29	12	5
2,500 以上 8,000 未満	13	5	4
8,000 以上	7	3	4

2 公園に対する利用者ニーズ

この項では、「公園等利用実態調査(令和3年6月実施)」、「文京区政に対する世論調査(第24回)」、「保育園等子育て支援施設へのニーズ調査」より、現在、公園がどのような人に利用され、どのような公園が求められているかを整理し、利用者ニーズを捉え、課題や方針につなげます。

利用実態調査	公園利用率、年代別利用者割合及び利用方法の調査 区内の工事中または休園中の公園を除く112箇所を対象に、平日午前1回、午後1回、土休日に午前1回、午後2回、目視により利用者数、利用者の年代、性別、利用方法を調査。
文京区政に関する世論調査	利用頻度、公園整備に対する意見の調査
保育園等子育て支援施設へのニーズ調査	保育園の利用実態とニーズ、地域別利用方法の調査

(1)公園の利用状況

1) 利用率

今回の調査では8,000m²以上の面積の大きい公園へ足を伸ばす人が少なく、住居等の生活拠点から程近い場所に位置する公園を利用していることが考えられます。また、2,500m²以下の公園では、休日15時-18時の利用が最も多い結果となっています。

身近な公園をより利用してもらえるような整備を検討するとともに、面積の大きい公園の広さを活かしたより良い利活用について検討していくことが求められます。

表3-12 時間帯別利用人数(人/100m²)

公園面積(m ²)	平日 9時-12時	平日 12時-15時	休日 9時-12時	休日 12時-15時	休日 15時-18時
8000m ² 以上	0.3	0.2	0.4	0.4	0.4
2500以上8000未満	0.4	0.2	0.7	0.5	0.7
500以上2500未満	0.5	0.3	0.5	0.6	1.5
500m ² 以下	0.6	0.5	0.5	0.8	1.6

2) 年代別利用者数

平日:午前は「学齢前」が「青年・大人」と同程度利用されており、午後は仕事の合間等のお昼休憩等で公園を利用している人が多い結果となっています。

休日:9時-12時と12時-15時の利用は同程度であるが、15時-18時の利用が非常に多い結果となっています。

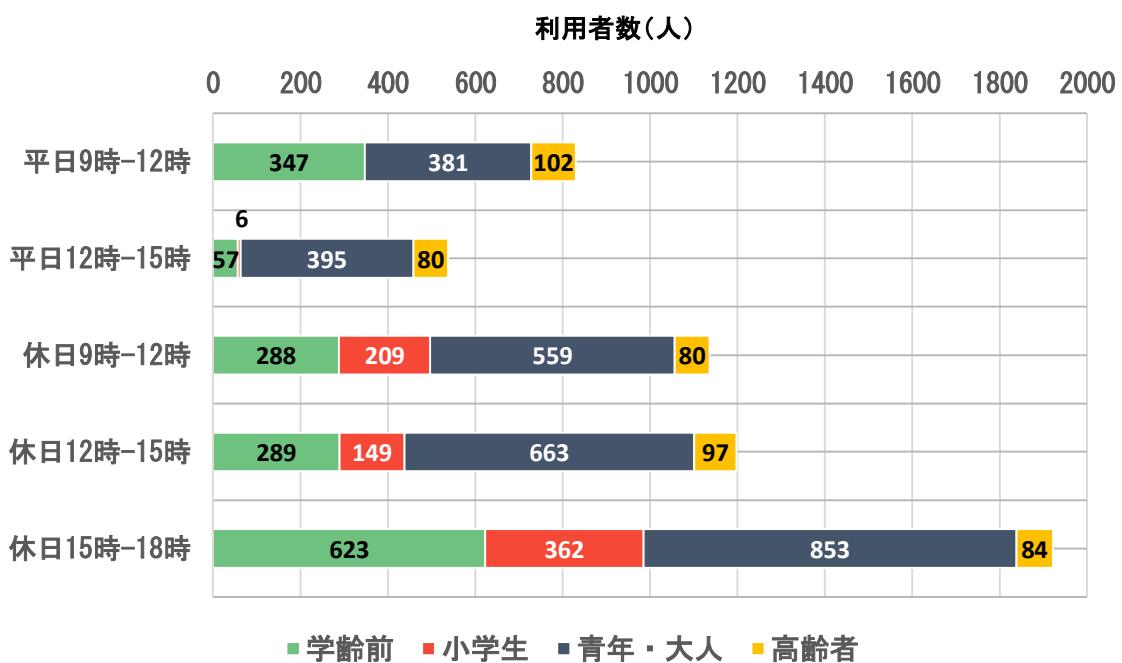


図 3-6 年代別利用者数

3) 利用方法別利用者数

平日: 午前に比べ午後は「休憩」での利用が多く、午後に比べ午前は「遊具」の利用や、「散歩」の利用が多い結果となっています。

休日: 午前(9-12 時)と午後(15-18 時)は、「遊具」、「球技施設」、「散歩」、「運動」等といったアクティブな「動」の利用が多い結果となっています。

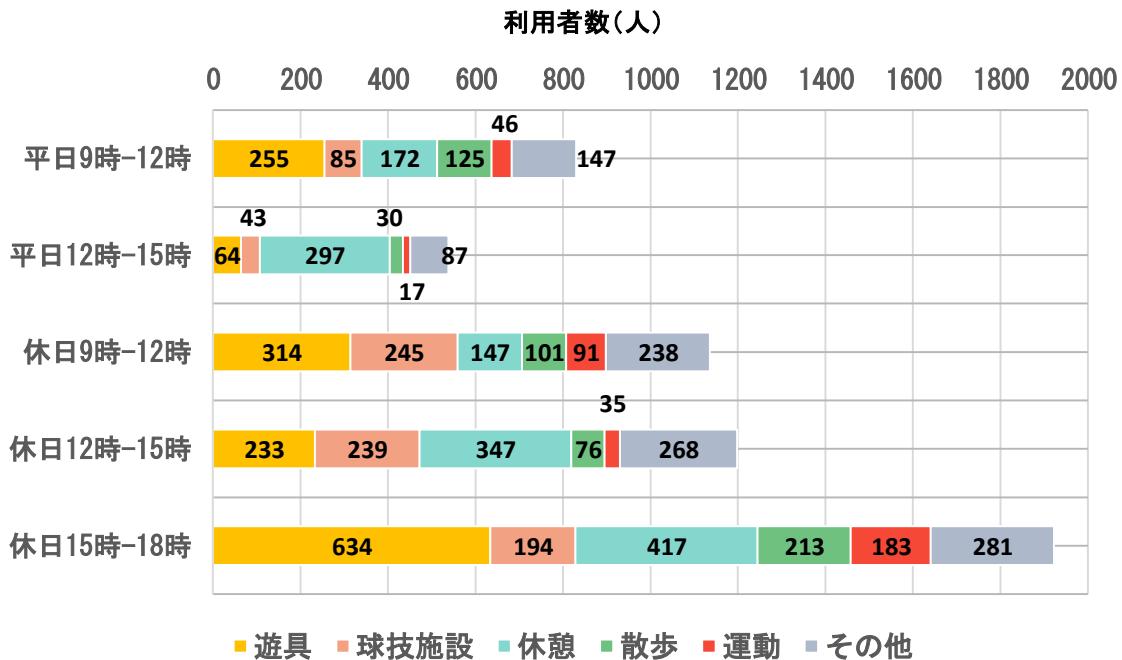


図 3-7 利用方法別利用者数

4) 公園別利用方法

- ・区立公園と児童遊園は平日「休憩」での利用する割合が多くなっています。
- ・児童遊園は「遊具」を利用する人は休日が多く、一時開放遊び場は「遊具」を利用する人は平日の方が多くなっています。

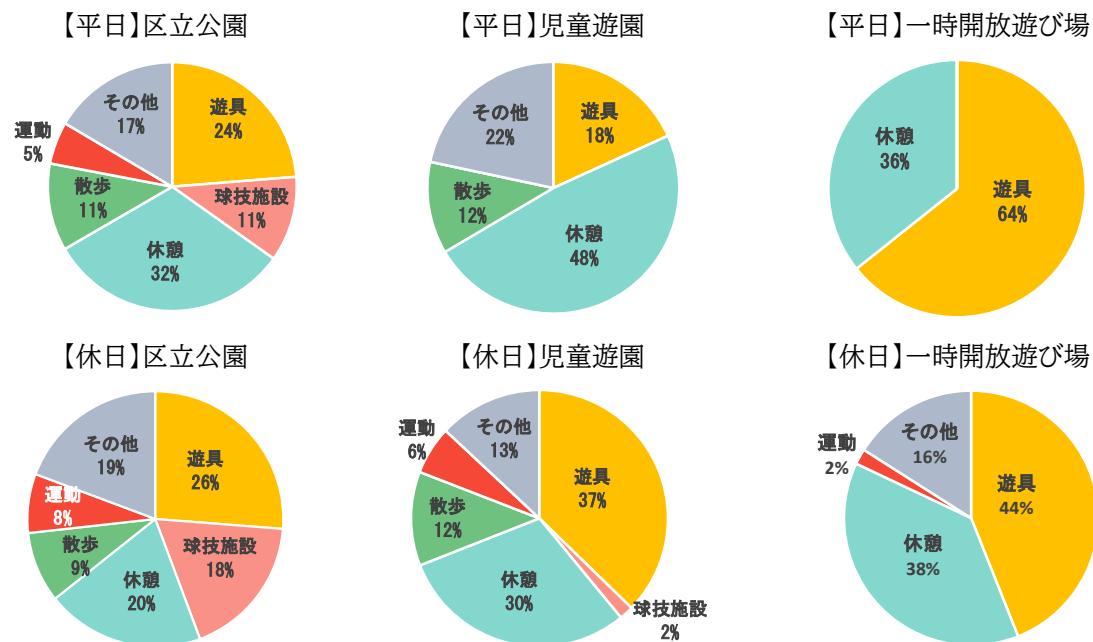


図 3-8 公園別利用方法の割合

5) 利用頻度

①区立公園・児童遊園等の利用 頻度

「文京区政に対する世論調査(第 24 回)」によると、区立公園・児童遊園等の利用頻度は、

- ・1週間に 1 回以上の利用は 17.8%
- ・月に 1~3 回の利用は 14.3%
- ・ほとんど利用しない、全く利用しないと回答した割合は 60.9% となっています。

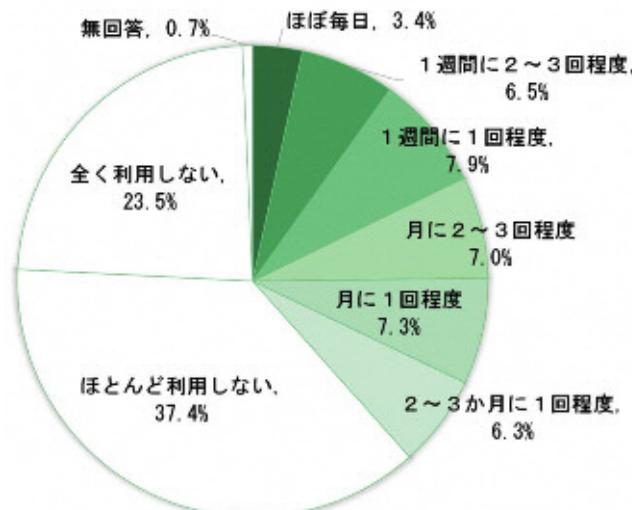


図 3-9 区立公園・児童遊園などの利用頻度の内訳

(2)利用者ニーズ

1) 公園整備に対する意見

「文京区政に対する世論調査(第 24 回)によれば、「緑が多く、木陰での休憩や散策が楽しめる公園」が最も多く、次いで「災害時に避難場所となる機能を持った公園」、「四季折々の花や紅葉を楽しめる公園」が多くなっています。

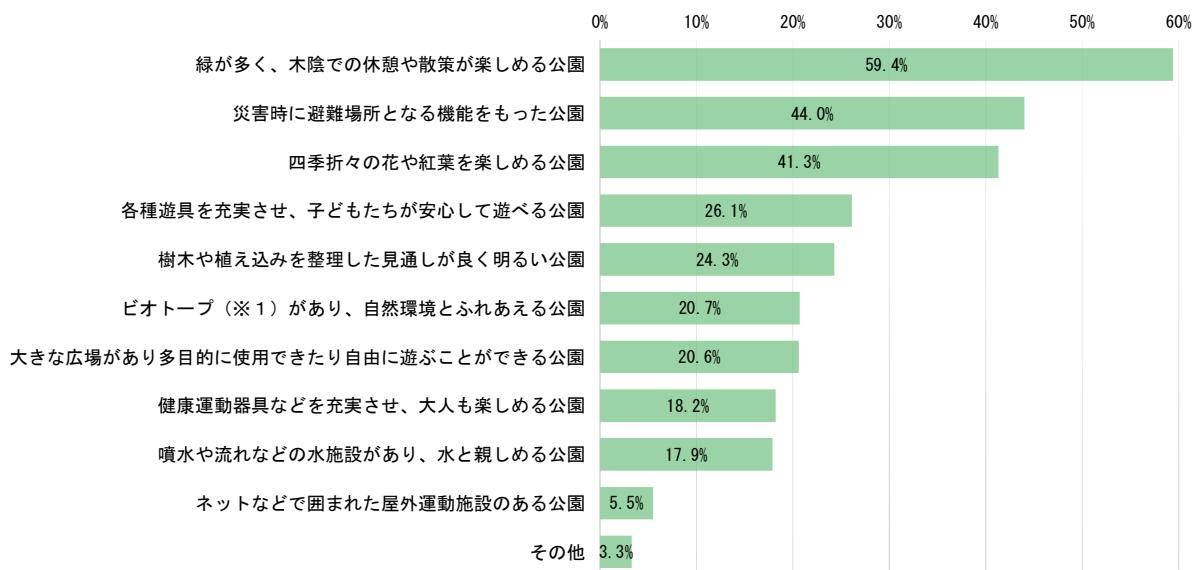


図 3-10 あるとよいと思う公園の内訳(※2)

※1 さまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間

※2 3つまで選択可能

性別・年代別で見ると、どの世代性別で見ても「緑が多く、木陰での休憩や散策が楽しめる公園」が概ね一番多い結果となっています。注目する点として、30代は「各種遊具を充実させ、子どもたちが安心して遊べる公園」が他年代に比べて多い結果となっております。これは子育て世代であることから、子どもと一緒に公園を利用したい人が多いことが考えられます。10代・20代は「ネットなどで囲まれた屋外運動施設のある公園」が他年代に比べて多く、公園での球技等スポーツをしたい人が多いことが考えられます。

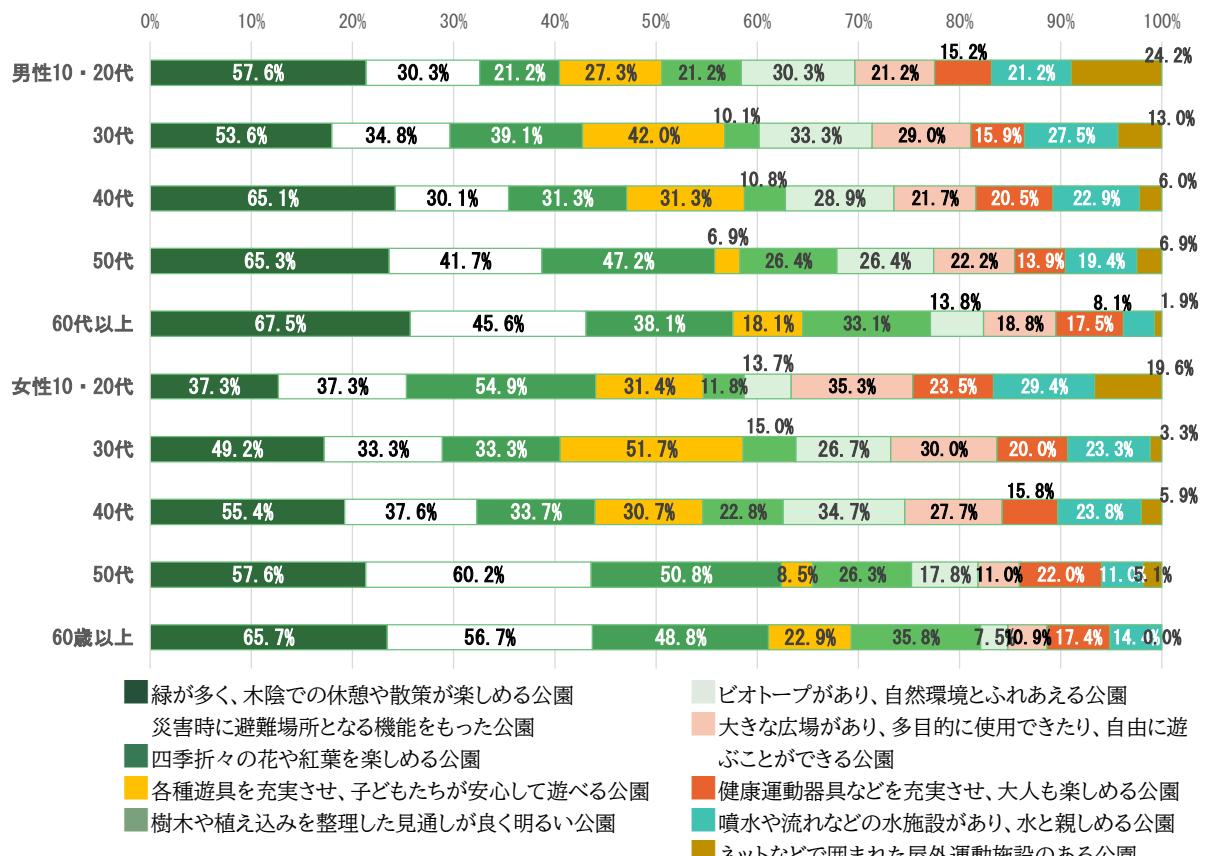


図 3-11 性別・年代別あるとよいと思う公園の内訳

2) 保育園等子育て支援施設の公園ニーズ

保育園等子育て支援施設が「公園に欲しいもの」として「広場」が30票を超える多くの票をいただきました。次に「樹木(花、実、葉)」が25票とみどりについての票が多い結果となりました。また、「広場の使い方」については「かけっこ」と「おにごっこ」を合わせて6割を超えていました。公園に対して子どもたちがかけっこ等走り回ることが出来る場所や、自然に触れる機会を求めています。

近年、徐々に広がりつつある「インクルーシブ遊具」についての認知度についても、調査しました。「知っている」と答えた施設の割合は、48%とほぼ過半数となっています。インクルーシブ遊具とは、障がいの有無にかかわらず誰もが安全に遊べる遊具であり、インクルーシブ遊具の認知度が高まりつつある中、文京区においても、障がいの有無にかかわらず誰もが分け隔てなく遊べるような遊び場の整備について検討する必要があります。

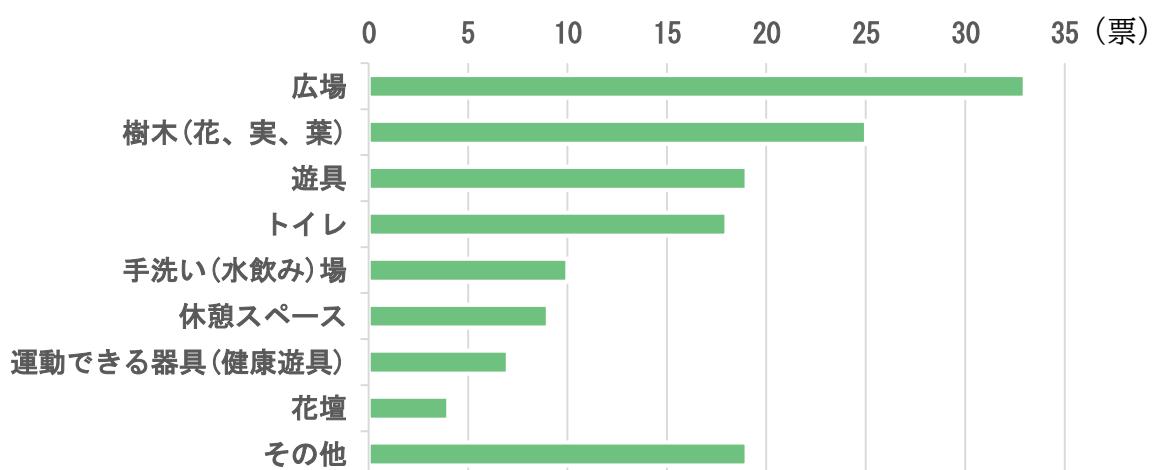


図3-12 公園に欲しいものの内訳

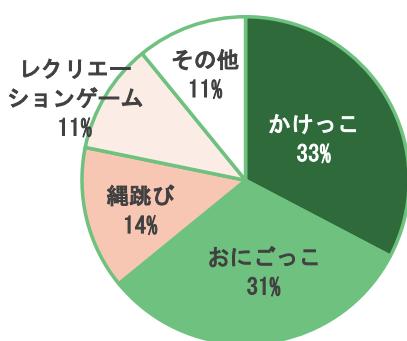


図3-13 広場の使い方に関する割合

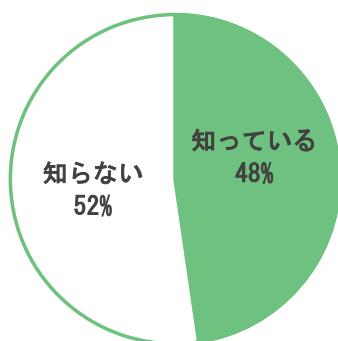


図3-14 インクルーシブ遊具を知っている割合

3) 地域別保育園等子育て支援施設の公園ニーズ分析

よく利用する公園施設について、ほぼ全地域で「滑り台」が一番多く、次いで「ブランコ」と「砂場」となっています。公園に欲しいものとして、「広場」が特にあげられています。「遊具」をあげている地域は、音羽・大塚地域、白山・千石地域、本駒込地域、根津・本郷地域、湯島地域となっています。また、全地域で「樹木(花、実、葉)」をあげています。



図 3-15 よく利用する公園施設



図 3-16 公園に欲しいものの割合

(2)利用者ニーズのまとめ

- ・区民の公園利用は毎日～1週間に1回以上の頻繁な利用は約2割程度に留まり、利用しない人は約6割と公園利用が少ないため、今後より使われる公園を目指していく必要があります。
- ・区民が特に求める公園像は豊かな緑に囲まれた空間であることと、災害時の避難場所となる広場がある公園です。
- ・平日・休日とも学齢前の子どもの公園利用は小学生を上回っており、幼児向け(3～6歳)遊具のニーズが高いと考えられます。
- ・休日における区立公園は遊具利用と球技施設利用が同程度であり、球技施設のニーズは高いと考えられます。
- ・平日午後は「休憩」を目的とした利用が多く、休憩スペースのニーズは高いと考えられます。

(3) 管理運営状況

1) 区による管理運営

表 3-13 区による管理運営の主な内容

維持管理	
植物管理	<ul style="list-style-type: none"> ・区を3つのゾーンに分け、ゾーンごとで3年に1回程度の剪定を実施 ・除草は区民団体による管理がなされていない公園につき、毎年実施 ・自主管理花壇については区民と連携しながら管理
施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具等施設の定期点検と日常点検、老朽化施設の修繕・更新などを委託業者により区内全公園1回/年、直営作業により随時点検を実施
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは委託業者により、毎日実施 ・排水施設は委託業者により、区内全公園1回/年、直営作業により随時点検、清掃を実施
利用実情把握	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視員や委託業者による巡回を実施
運営管理	
イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・クイズラリーやスタンプラリー、自然散策会、植物講演会、苗木配布
公園ルール・マナーの呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視員や委託業者による巡回を行い、利用者への啓発に努めている ・今後さらに啓発看板の設置や、他部署と連携した啓発活動を行う
指定管理者による運営の執行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者は公園施設の全般的な管理に、利用者の対応、公園ホームページの更新、公園施設の予約管理を実施
法令管理	
財産管理と公園台帳管理	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳の登録による財産管理 ・都市公園法に基づき台帳を整備し、今後年1回の施設点検を基に台帳の整理
占用及び使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法に基づき、占用許可を実施 ・近年では占用許可、使用許可の内容の多様化
安全管理	
巡回パトロール	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間、夜間の巡回パトロール、公園連絡員による呼びかけを実施

2) 区民参画による管理運営（令和3年10月時点）

本区では「①公園等連絡員制度」、「②区民管理制度」、「③文京区みどりのサポート活動」、「④自主管理花壇」により、区民参画による管理運営を行っています。これらの制度は、公園の管理に関するものと、花壇管理に関するものと、大きく分けて2つあります。

■公園の管理に関する制度

昭和45年6月1日に、公園の健全な発達と利用の適正化を図るため、「文京区立公園等連絡員設置要綱」が施行され、「①公園等連絡員制度」が始まりました。その後、平成14年4月1日に、地域住民の参画を得ることにより、公園が良好に保たれ、地域に親しまれるものとすることを目的とし、「文京区立公園等の区民管理に関する要綱」が施行され、前述の制度よりも公園がより身近な場となるよう「②区民管理制度」が始まりました。

■花壇管理に関する制度

平成12年4月1日に、区民が公共施設の維持管理を楽しみながら主体的に参画していく一環として、「文京区区民参画による公共施設緑化活動要綱」が施行されました。これは「③文京区みどりのサポート活動」として、緑化活動を行う区民を募り、公共施設本来の目的を維持しながら潤いある快適な場とするために、区民参画により楽しみながら公園花壇に草花等の植栽し、維持していただく活動が始まりました。

その後、平成18年4月1日に、「文の京」自治基本条例(平成16年)に規定する協働・協治の考え方に基づき、区民による自主的な花壇づくりを行い、公園等の美化及び活性化を図るため、「区民による自主的な花壇づくりの受け入れに関する要領」が制定されました。これにより、公園ガーデナー対象公園だけでなく、より身近な公園での「④自主管理花壇」が始まりました。

それぞれの制度の概要は以下のとおりです。

① 公園等連絡員制度

119園中57園の公園で個人に委嘱し、公園内外の巡視、利用者の実情把握、適正利用の推進、施設等の点検、事故等の連絡が行われています。これにより利用者の安全性の向上につながっており、今後も同様の取組みが必要です。

② 区民管理制度

119園中46園の公園で区民管理団体と区が協定を締結し、公園内の清掃及び除草・ゴミの分別・利用者の実情把握、施設等の点検、事故等の連絡などの活動が区民によって行われています。しかし近年、区民団体の高齢化に伴い、管理状況に課題があります。樹木の剪定など、区民の手の届かない管理内容については、区が支援しています。

③ 文京区みどりのサポート活動

文京区みどりのサポート活動では、みどりを愛する区民の皆さんに、本区の良好な緑環境の維持、向上を目的とした活動を行っていただくための機会の提供や、支援を行っております。

■公園ガーデナー

活動内容は、公園の花壇づくりに意欲を持つ区民の方々を募り、季節ごとに花壇のデザインづくりと花の植栽を行い、年間を通じて手入れをしています。礒川公園の花壇において区民の方々に当制度を活用しており、さらに、湯島小学校と関口台町小学校の児童も、当制度を活用して花壇づくりに関わる機会としています。

■緑化事業サポート

活動内容は、区の開催するスタンプラリー等の緑化事業にボランティアスタッフとして参加します。

④ 自主管理花壇

文京区が管理する公園、児童遊園等において、区民の皆さんによる自主的な花壇づくりを行うことにより、公園の美化や、景観づくりに寄与しています。現在15箇所で15団体が活動をしています。

3 公園機能別配置状況

(1)公園機能の整理

都市における公園には、「良好な都市環境の提供」、「都市の安全性・防災性の向上」、「レクリエーションの場の提供」、「地域交流の場」といった4つの役割があります。

ここでは、上記の4つの役割に対して、文京区の公園がもつ特徴的な機能を以下に示す14項目の機能に分類し、それぞれの機能の分布状況を整理します。

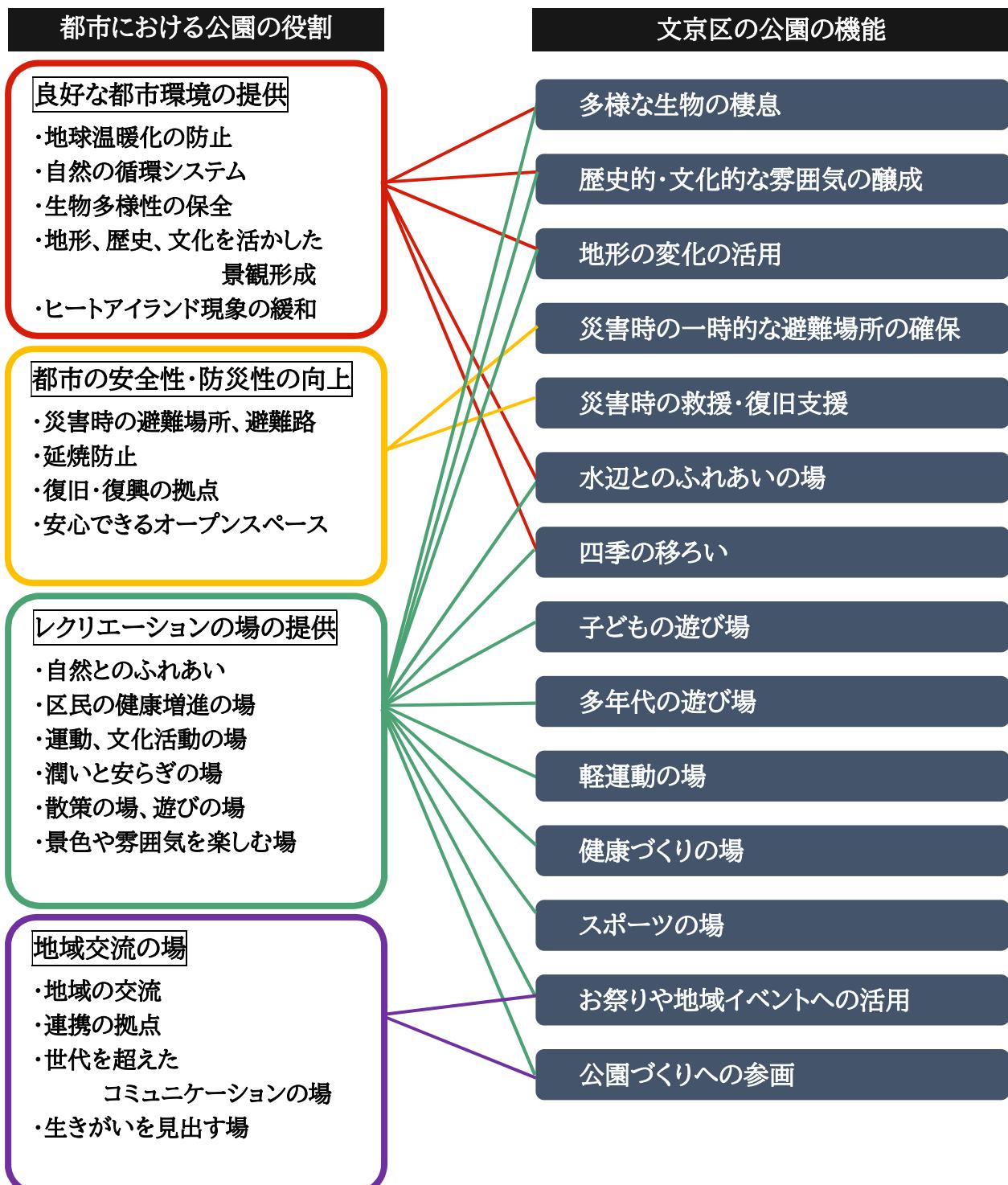


図 3-17 公園機能の整理

(2)機能別配置状況

1) 多様な生物の棲息

「公園内に樹木が多い(1,000 m²以上の樹林地)」、「隣接してまとまった緑がある(2,000 m²以上)」、「池などの水環境がある(自然風な水施設)」といった環境をもつ公園では、多様な生き物の棲息が期待できます。これらの公園は全て 1,000 m²以上の面積であり、主に台地部と低地部の境界線の崖線部に多く設置されていますが、区内中央部には少ない傾向があります。これらの公園のまとまりある樹林、緑や水辺は多様な生き物の棲息空間としてだけでなく、神田川と一体となって生き物の移動空間となっています。

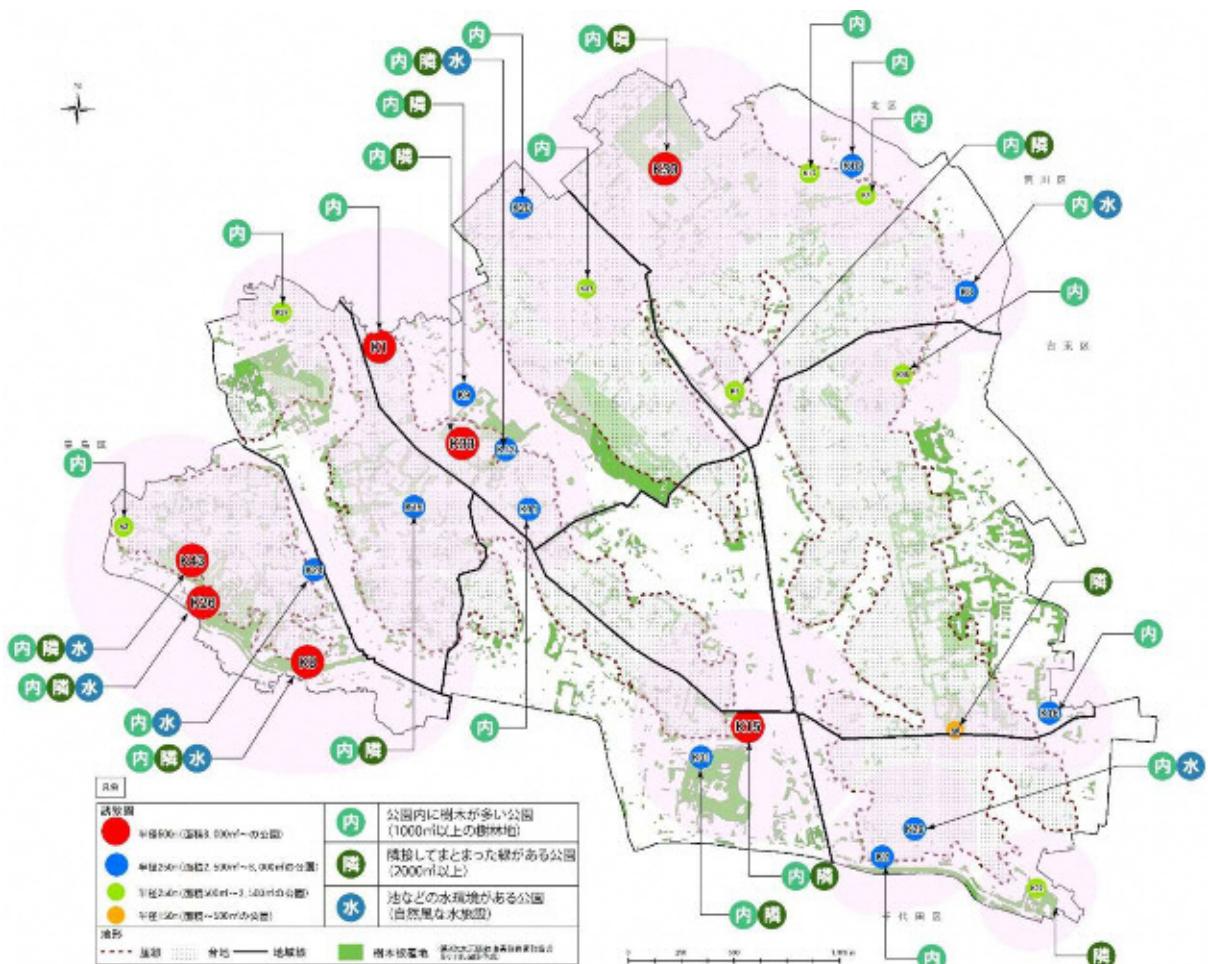


図3-18 多様な生物の棲息が期待できる公園

公園内に樹木が多い (1,000 m ² 以上の樹林地)	26園
隣接してまとまった緑がある公園 (2000 m ² 以上)	13園
池などの水環境がある公園 (自然風な水施設)	6園



肥後細川庭園

2) 地形の変化の活用

崖線上に位置しているなど、地形の変化を楽しむことができる公園の分布および崖線は以下のようになっています。このような公園は、区内に26園あります。

それぞれの公園で、「高低差のある園路等を歩くときの視点の変化」、「傾斜地の植栽を眺める」、「斜面地を活かした遊び」などにより、地形の変化を楽しむことができます。地形の変化のある公園の多くは区内南西部に位置しており、中央部には少ない傾向となっています。

土地の成り立ちに由来した地形の変化は、文京区の魅力的な特徴でもあり、その公園を特徴づける魅力要素として積極的に活用することが重要です。

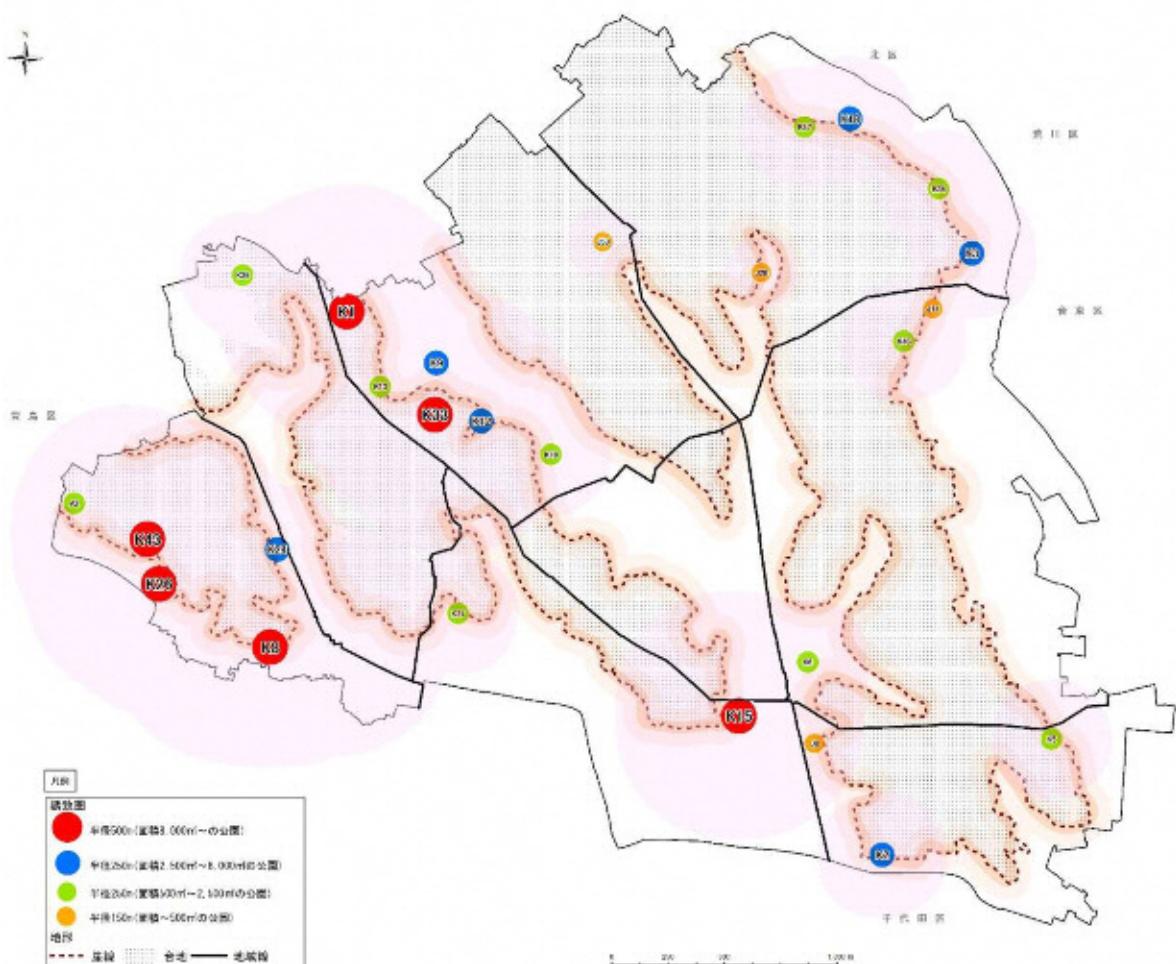
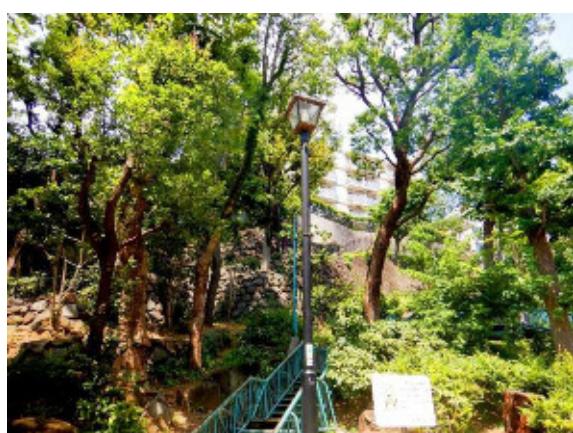


図3-19 地形の変化を楽しむことができる公園



江戸川公園(傾斜地の植栽)



小石川三丁目緑地(高低差のある園路)

3) 歴史的・文化的な雰囲気の醸成

「開設年度が古い公園」、「武家屋敷や大名屋敷から姿を変えた公園」、「国指定文化財が隣接する公園」、「震災復興計画や戦災復興計画に基づいた公園及びこれらと同等に整備された公園」、「公園内に歴史的施設が残されている公園」といった、歴史的・文化的な雰囲気を感じる公園は21園あります。これらの公園では、震災復興時の造園技術を感じられる施設や、大名屋敷作庭時の庭園意匠がそのまま残る公園、その時代の造園遺産を今に伝える生きた造園の見本としての雰囲気を楽しむことができます。また、文化財等が隣接する公園は、観光客などが立ち寄る休憩場所となるだけでなく、隣接する歴史的な風物と一体となってその地域の良好な景観を形成するよう配慮することが重要です。

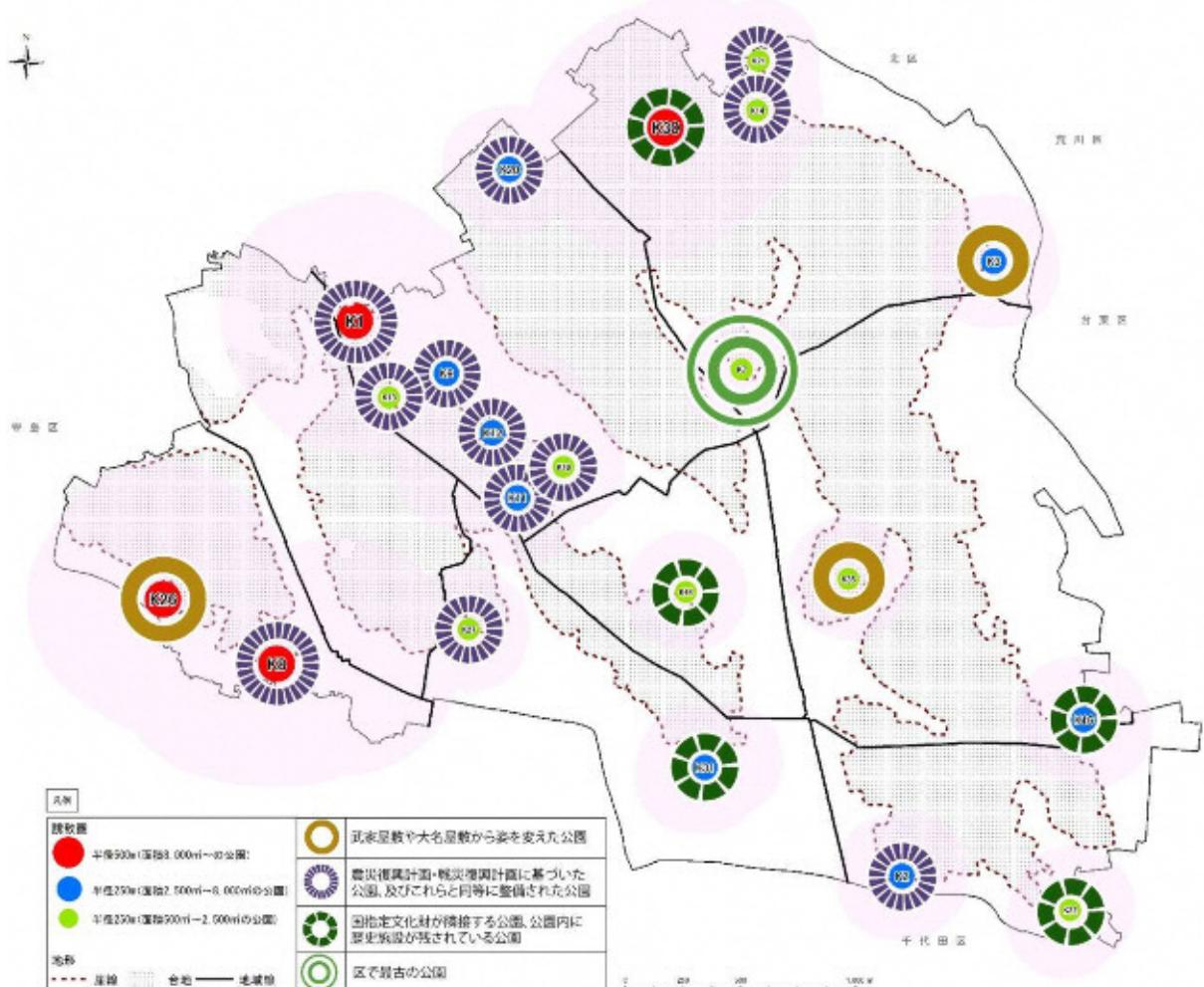


図3-20 歴史的・文化的な雰囲気を感じる公園



白山公園(区で最古の公園)



須藤公園(武家屋敷や大名屋敷から姿を変えた公園)

4) 災害時の一時的な避難場所の確保

広い面積を有する4公園(六義公園、後楽公園、教育の森公園、目白台運動公園)の他、公園施設に遮断されることなく広い空間を確保できる、キャッチボール場、野球場などの運動施設を有する公園と、多目的に利用できる開放的な空間を有する公園の計18公園は避難所までの移動が危険な場合の一時避難場所として利用することができ、かまどベンチ、井戸などの防災施設もほとんどの公園に設置されています。

このような公園は、災害時に避難所となる最寄りの区立小学校・中学校等へ避難する際、火災の延焼拡大や倒壊家屋等で避難所までの道路が危険な場合の一時的な避難場所として利用することができ、区の防災性の向上につながっています。

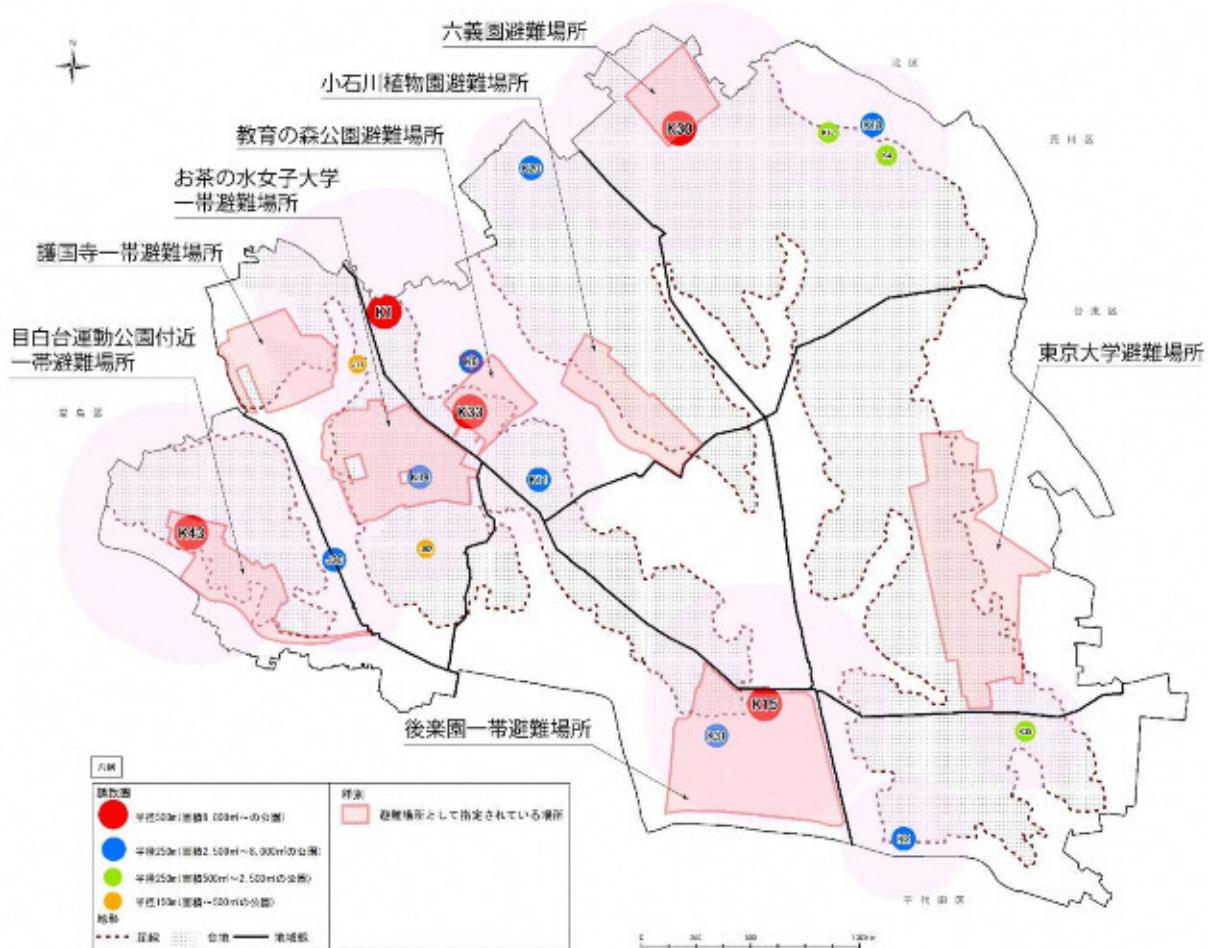
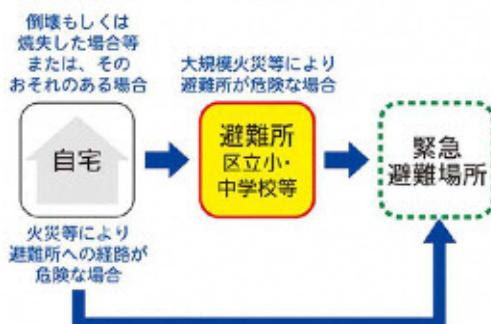


図3-21 災害時の一時的な避難場所となる公園

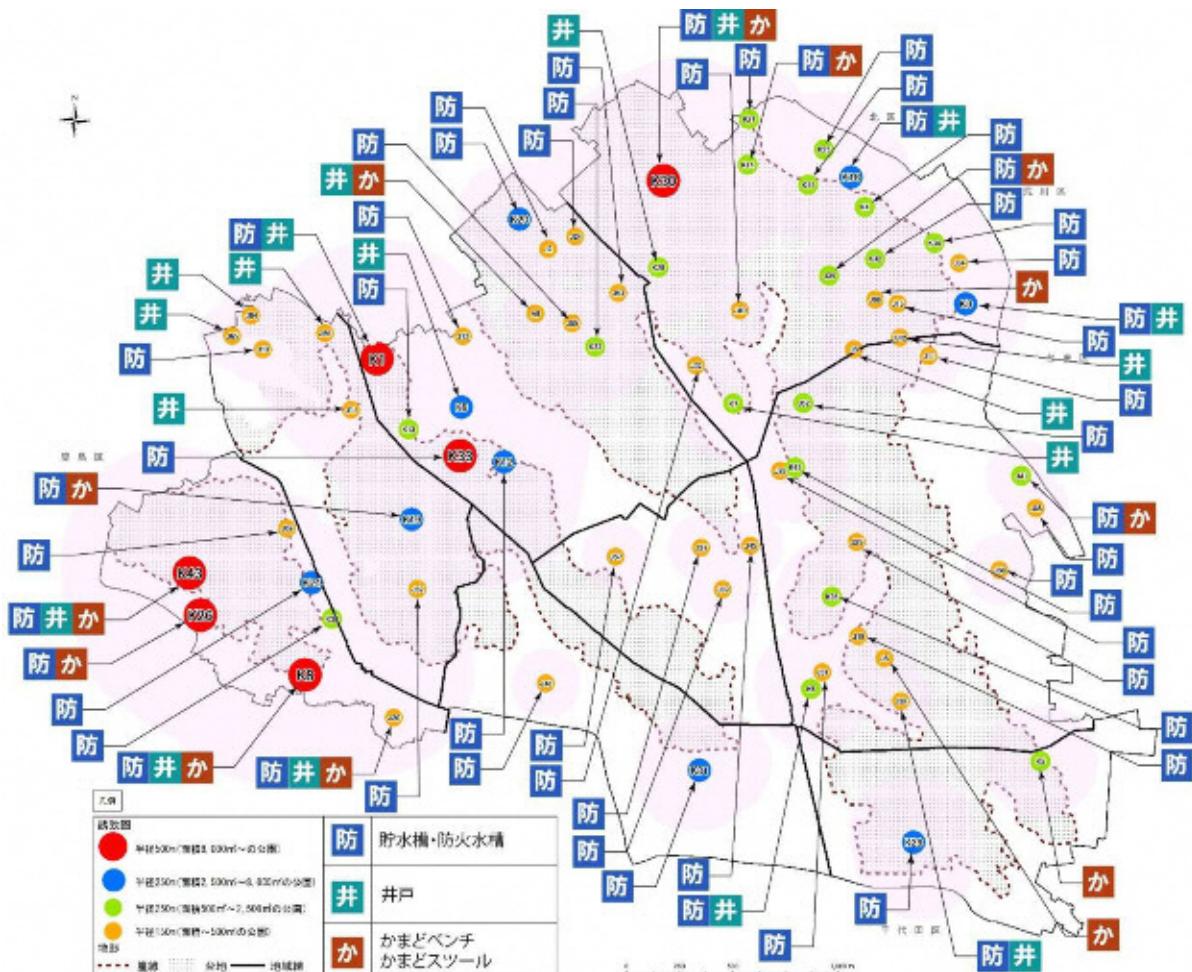
文京区の避難方式(基本的な避難のパターン)



出典:文京区 HP より「避難行動」

5) 災害時の救援・復旧支援

区内に設置されている防災機能をもった設備や施設では、貯水槽・防火水槽が最も多く、56園の公園に設置されています。次いで、井戸は19園、かまどスツール・かまどベンチは13園に設置されています。防災機能をもった設備や施設は、区内にある程度万遍なく設置されています。総合的な防災機能の強化のためには、これらの施設を設置するだけでなく、地域コミュニティ形成などが課題となります。



根津二丁目第二児童遊園(貯水槽)



団子坂上広場(井戸)

6) 水辺とのふれあいの場

利用者が水辺を楽しむことができる公園の分布は区内に15園あります。

自然風の池は、良好な景観を提供するだけでなく、水生生物の棲息の場や様々な生物の貴重な水飲み・水浴び場にもなり、人工的な池は、修景上、公園を特徴づける魅力要素となるだけでなく、水辺を鑑賞できる潤いある憩いの場にもなり、遊べる池は、夏場の子どもの魅力的な遊び場となります。

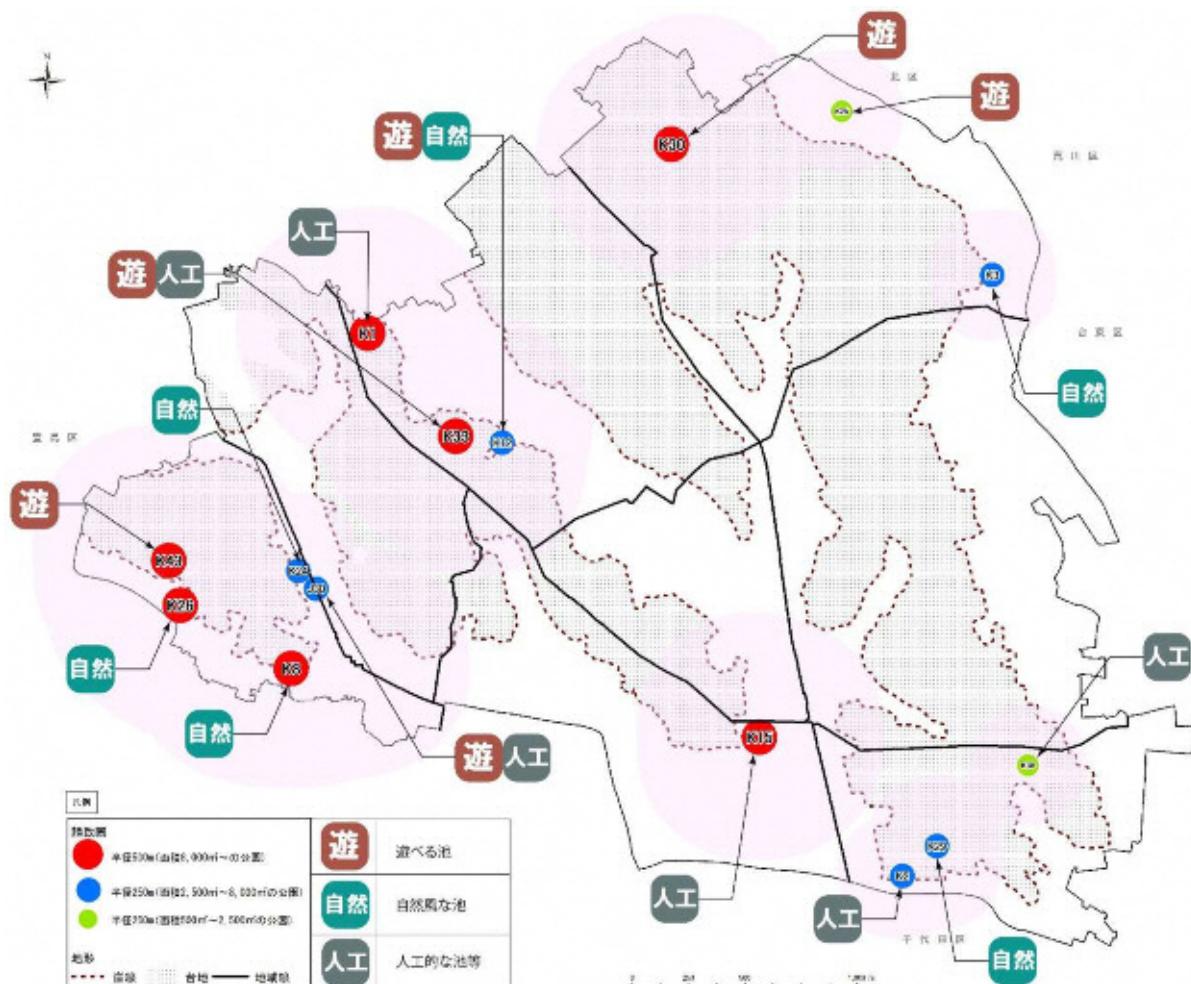


図3-23 水辺とふれあうことができる公園



須藤公園(自然風な池)

7) 四季の移ろい

花や紅葉を楽しめる樹種が整備されている公園は、ほぼ全域となっています。東部では、花はほぼ全域で楽しむことができますが、紅葉やどんぐり拾いを楽しめる樹種は少ない傾向となっています。

※施設の分類は以下のとおりです。

各種5本以上の樹木がある公園

- ・花が楽しめる公園：コブシ、モクレン、ハナミズキ、ウメ、バラ、アジサイ、フジ、サルスベリ、サクラ
- ・紅葉の美しい公園：イチョウ、モミジ、フウ、メタセコイア、カツラ、ハゼノキ
- ・どんぐり拾いが楽しめる公園：コナラ、ミズナラ、クヌギ、シラカシ、アラカシ、スタジイ、マテバシイ

小規模公園でも花、紅葉、どんぐりが楽しめる樹木は植栽しており、どの公園でも四季の移ろいを感じることができます。

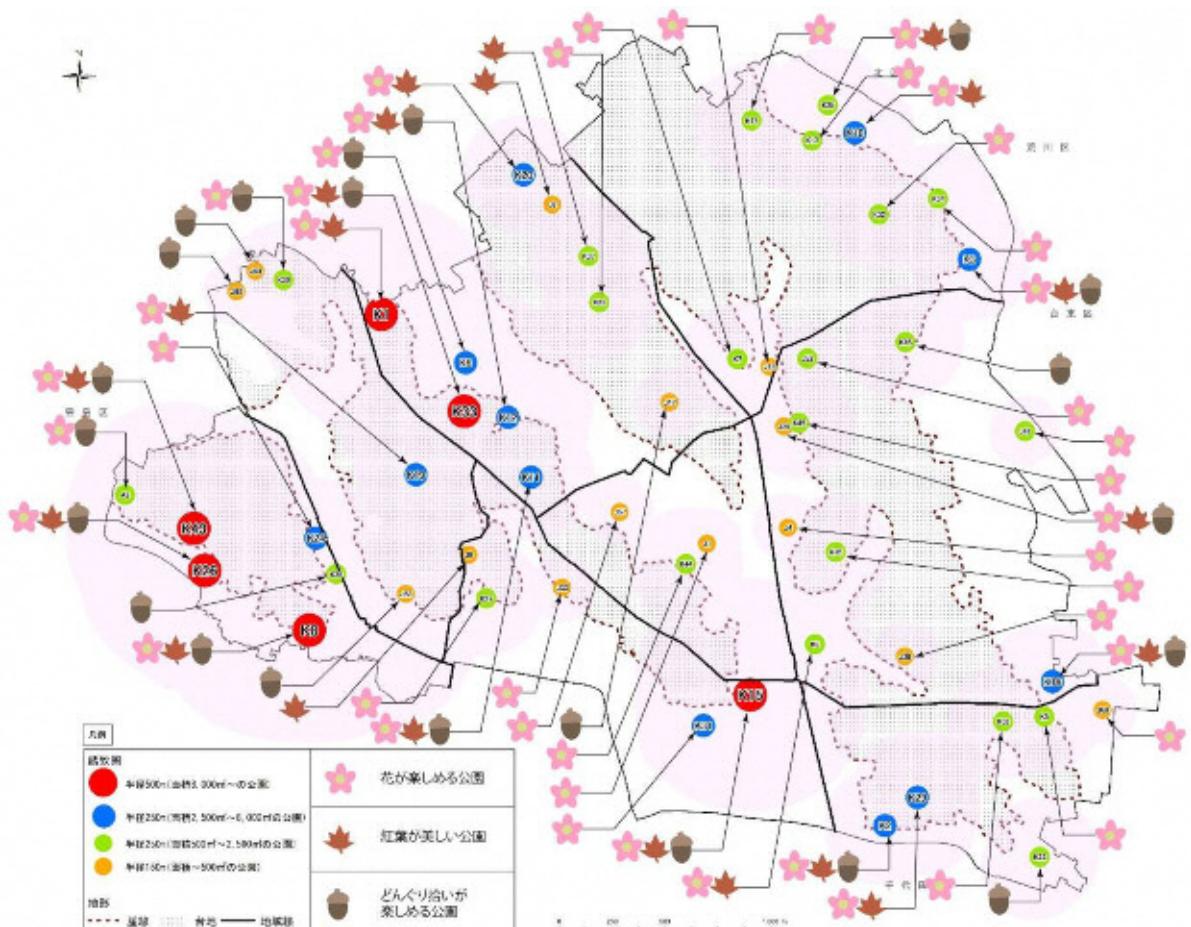


図 3-24 花や紅葉を楽しむことができる公園



菖蒲



桜

8) 子どもの遊び場

ブランコ、砂場やすべり台などのような、昔から整備され、親しまれている子ども向きの遊具は、区内93園の公園に設置されており、区内のほぼ全域で楽しむことができます。内訳は、ブランコは64園、砂場は67園、すべり台が43園、その他スプリング遊具等が68園に整備されています。特に小規模公園が集中している北東部では4種の遊具が揃えられている公園が多い状況です。

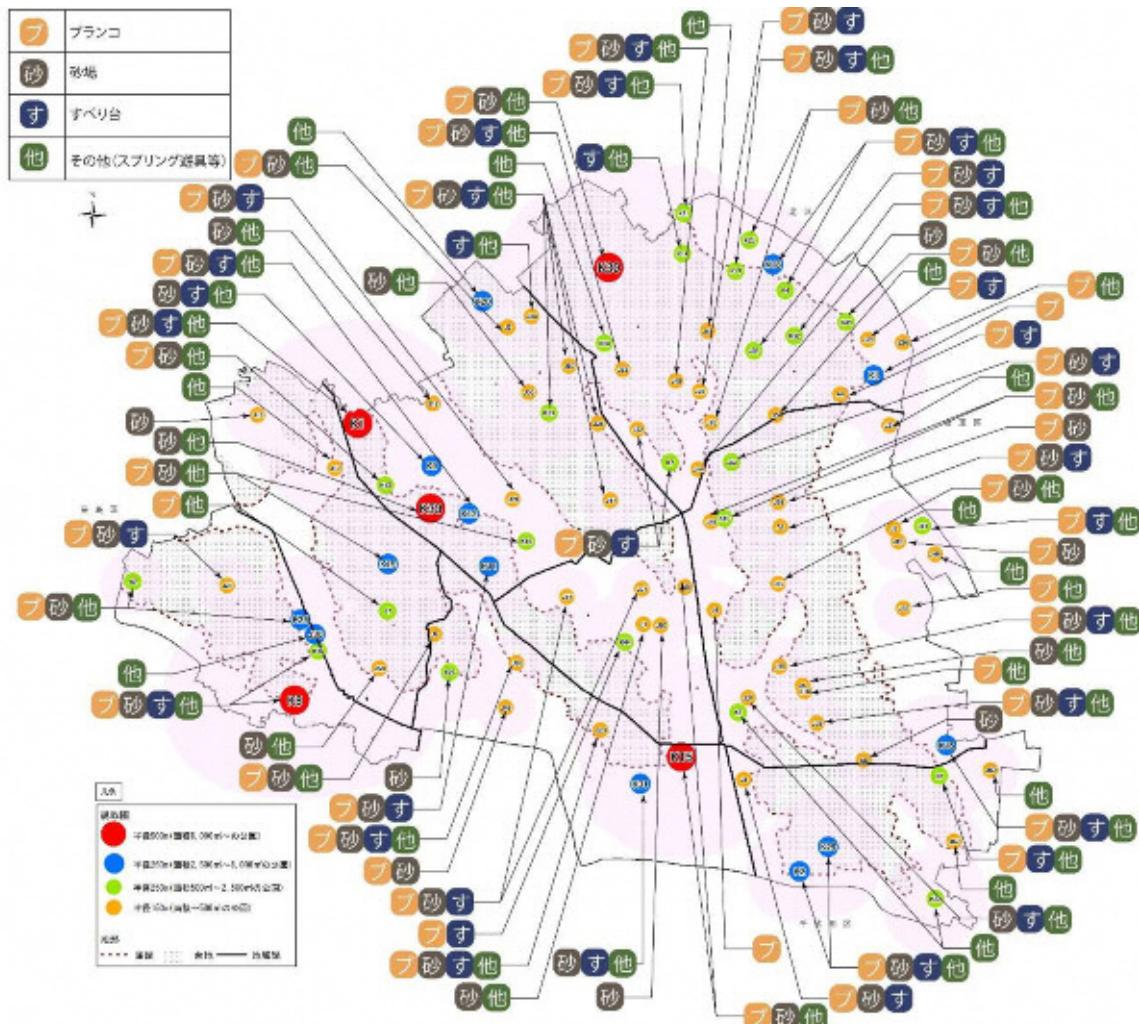


図3-25 子ども向きの遊具で遊ぶことができる公園



井上公園(すべり台)



須藤公園(ブランコ)

9) 多年代の遊び場

小学校高学年程度まで楽しめるような特徴的な遊具は、区内の 54 園に整備されています。
※特徴的な遊具とは、対象年齢が小学校高学年程度となっている遊具の中で、コンクリート
でできた大型のすべり台や、クライミング遊具、複合遊具等があります。クライミング遊具
は、ネットタイプや、コンクリートのロッククライミングタイプなどがあります。

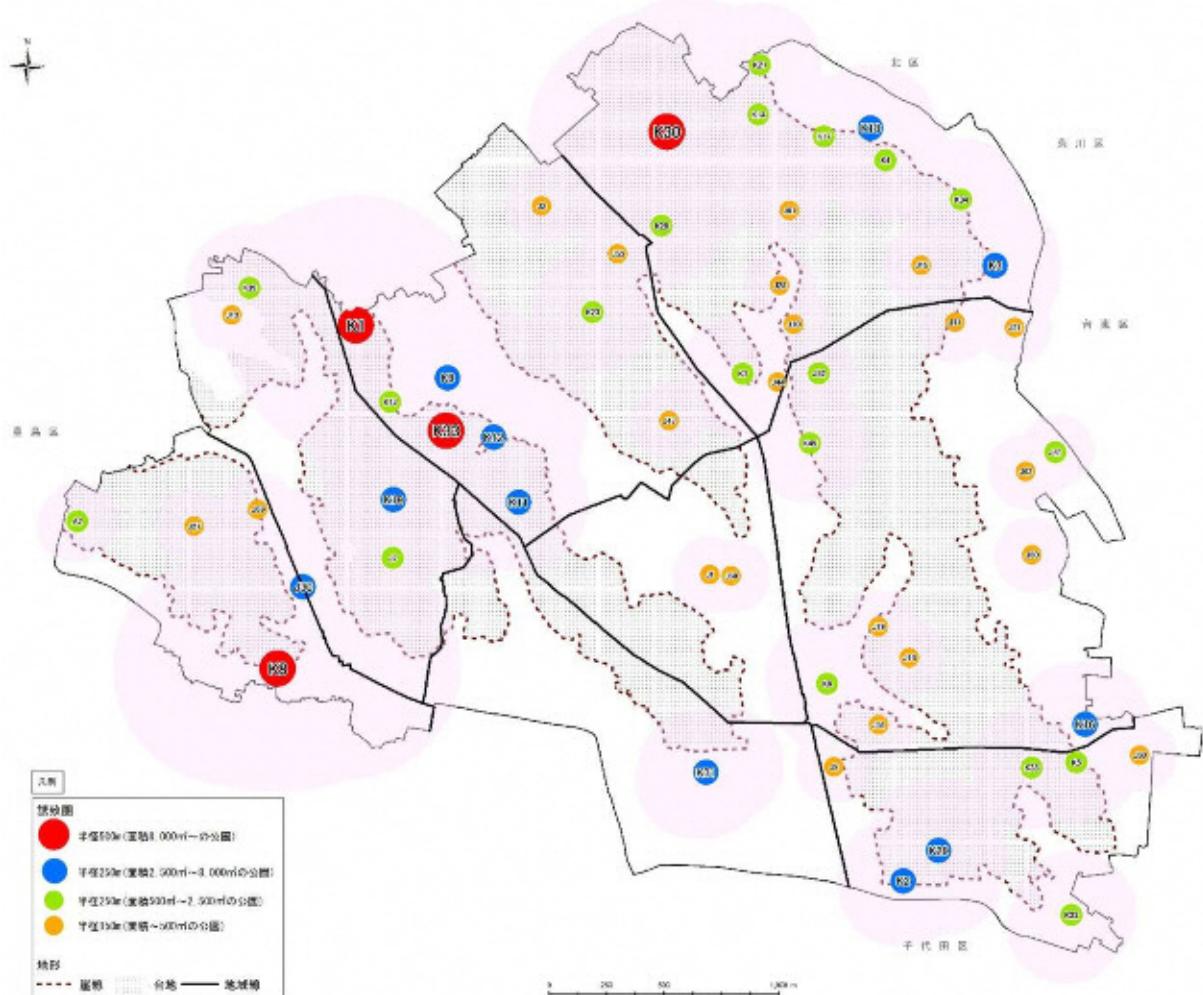


図3-26 特徴的な遊具で遊ぶことができる公園



音羽児童遊園(複合遊具)



白山五丁目第二児童遊園(複合遊具)

10) 軽運動の場

遊具の遊び動線に邪魔されることなく、走り回ったり、のびのびと体操ができる空間を確保できる公園は、19園整備されています。

区内中央部や東部には充足されていない区域もありますが、災害時の一時避難場所など、他方面からの利用も考慮して、区内に万遍なく設置されるのが望ましい状況です。

団子坂上広場、西林ひろばのように、遊具は設置されておらず、広場を主体とした公園も含まれています。広場のニーズは高いため、より身近に利用できる広場を増やしていくことが求められます。

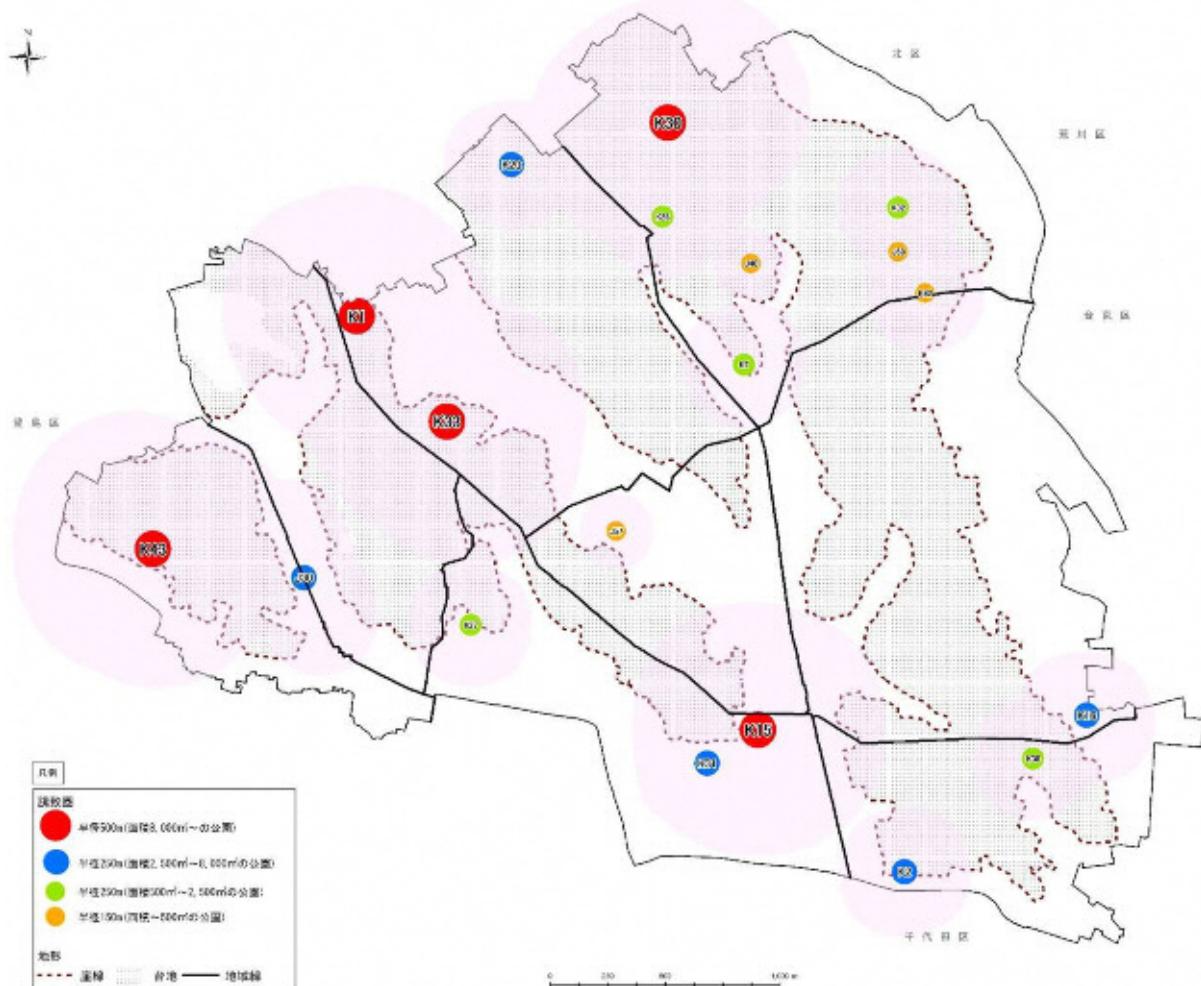
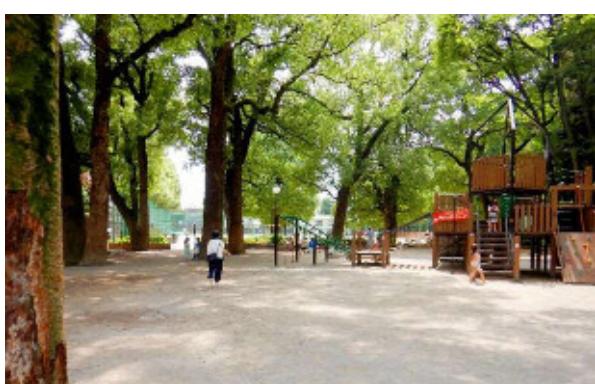


図3-27 多目的に利用できる広場で運動することができる公園



六義公園



切通公園

11) 健康づくりの場

青年から高齢者までが健康づくりに利用できる健康遊具は、区内の12園の公園に設置されています。健康遊具は日常生活動作維持から、筋力アップまで、多様な遊具が設置され、気軽に健康維持や、体力アップを楽しむことができます。区では特に、懸垂棒などぶら下がり系の健康遊具が多く、8園の公園に設置されています。また、区内北部、西部にはある程度設置されていますが、東部では設置が少なく、配置状況に偏りが見られます。大人を中心とした日常の健康づくりに役立つ貴重な施設であり、東部は老年・生産年齢人口が多いことから今後増やしていくことが求められます。

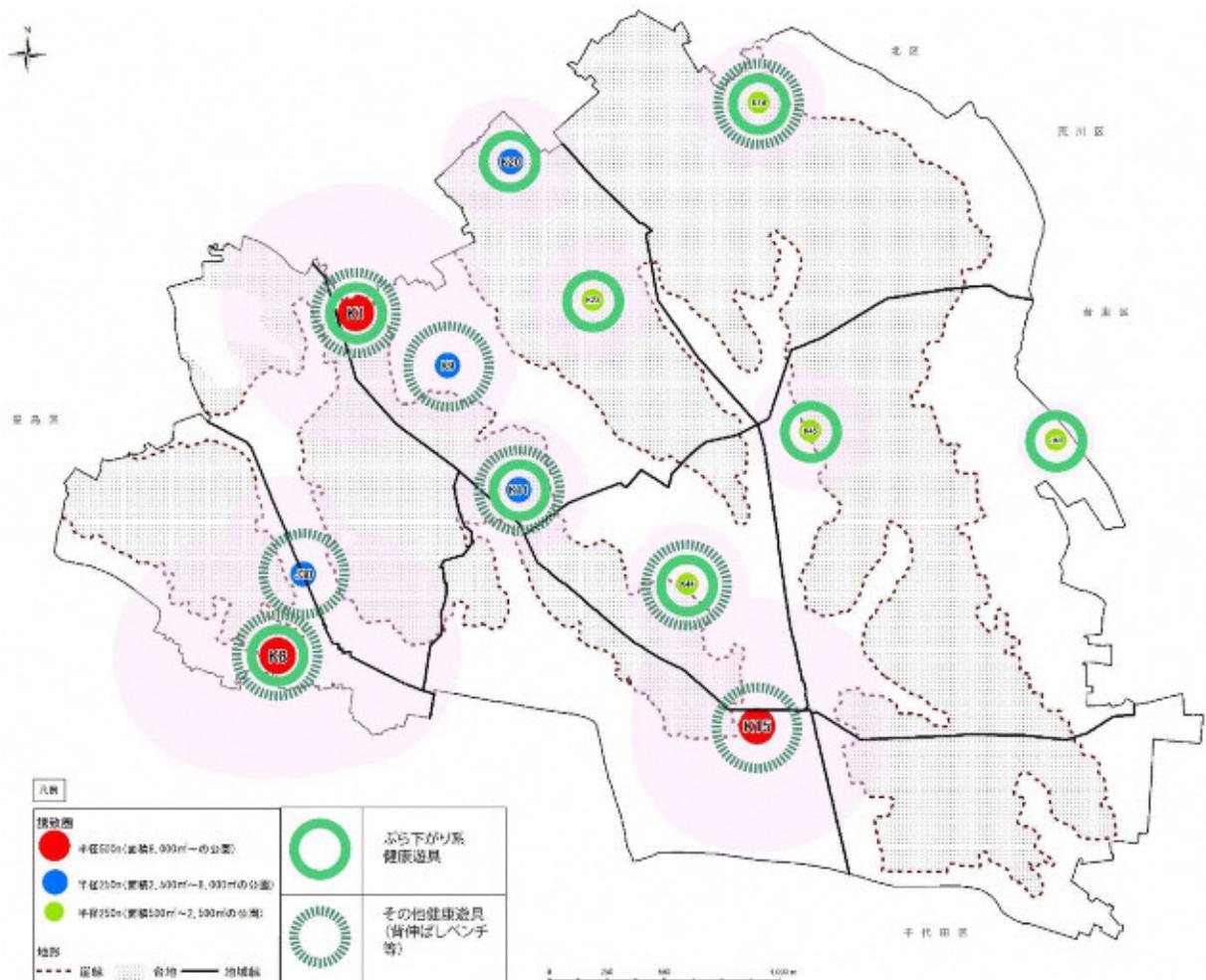


図3-28 大人向きの健康遊具で運動することができる公園



健康遊具



丸山新町公園(ぶらさがり遊具)

12) スポーツの場

テニスや野球など球技を楽しめる球技施設は、全体の12園に設置されています。球技施設の多くは、北部・西部に整備されており、東部や中央部には設置が少ない状況です。スポーツが楽しめる施設は、広い公園面積が必要となるため、不足する地域においては、地域全体でこれに代わるような簡単なスポーツができる多目的広場などの、機能分担が望まれます。

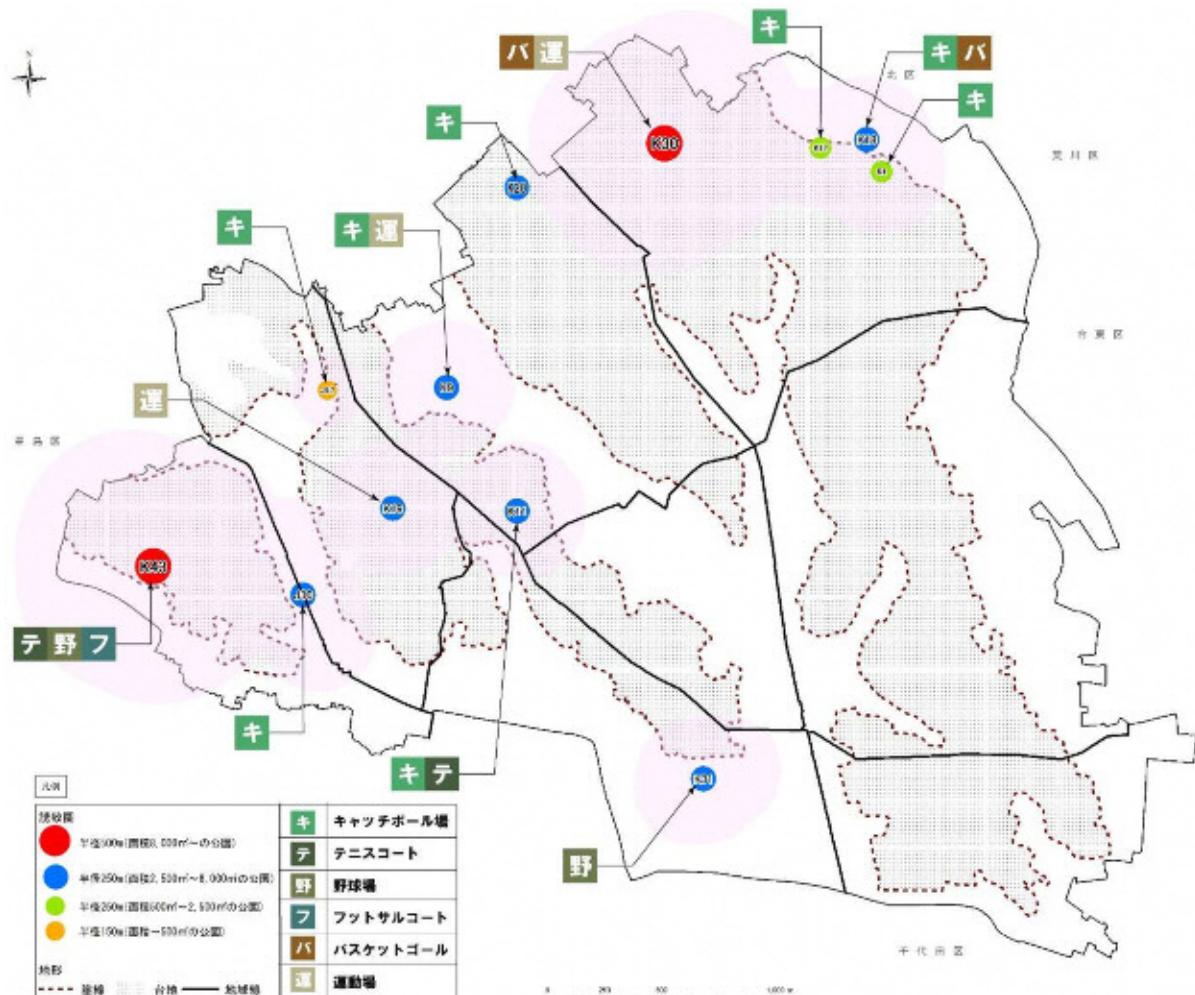


図3-29 球技等のスポーツを楽しむことができる公園



自白台運動公園



新大塚公園

13) お祭りや地域イベントへの活用

79園の公園で、お祭りや地域イベント等に利用されています。大規模なイベントは面積の大きい公園となっていますが、小規模公園でも地域活動の場としての機能を担います。

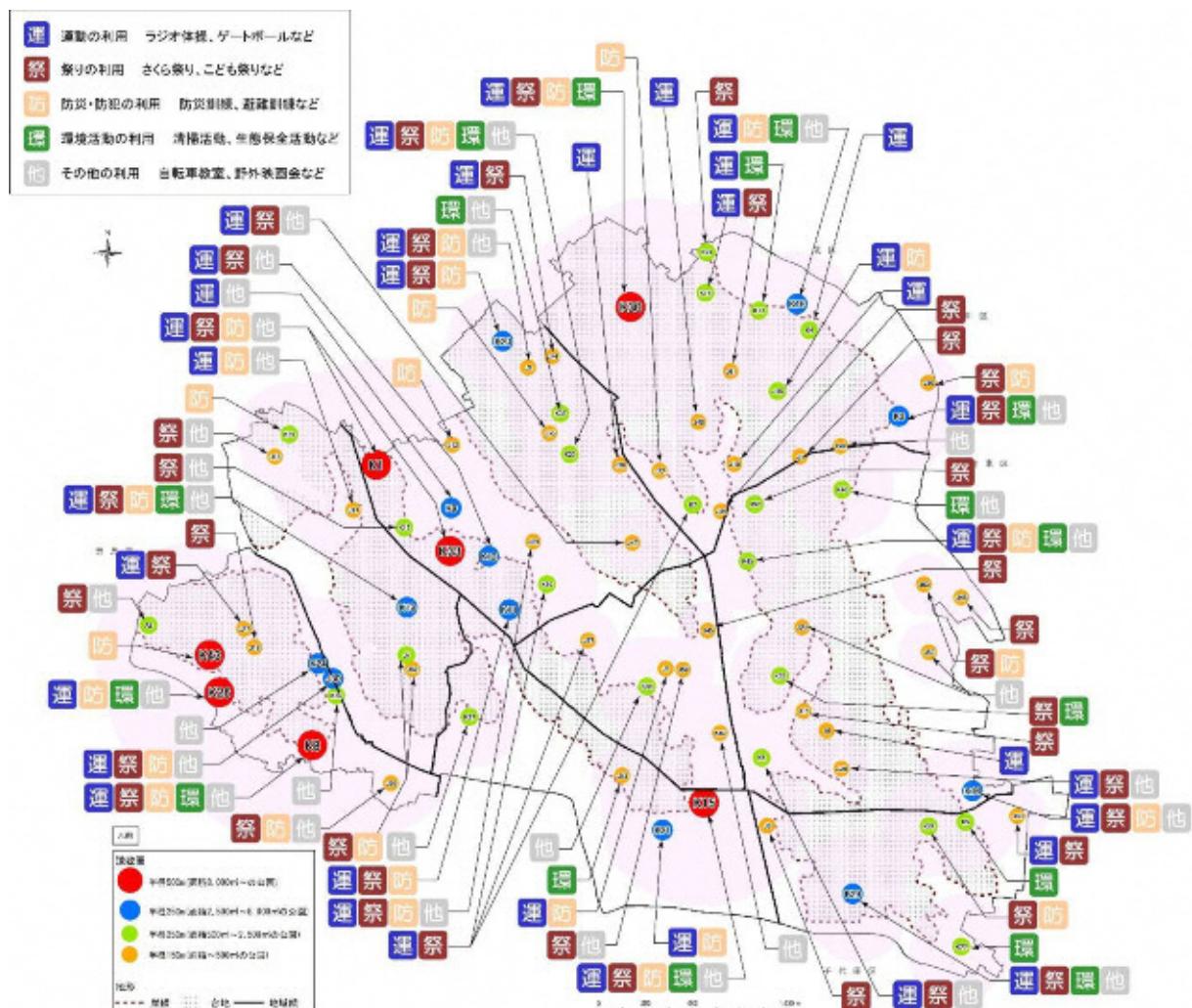


図3-30 お祭りや地域イベントに利用されている公園



教育の森(イベントの様子)

14) 公園づくりへの参画

104園の公園で、区民管理制度または公園等連絡員制度により区民が公園管理をしています。また、14園の公園で区民による花壇管理をしています。

これらの自主的活動をより多くの方々に積極的に参加していただくような可能性を探り、地域コミュニティ活動の拠点となるようなアプローチが必要です。

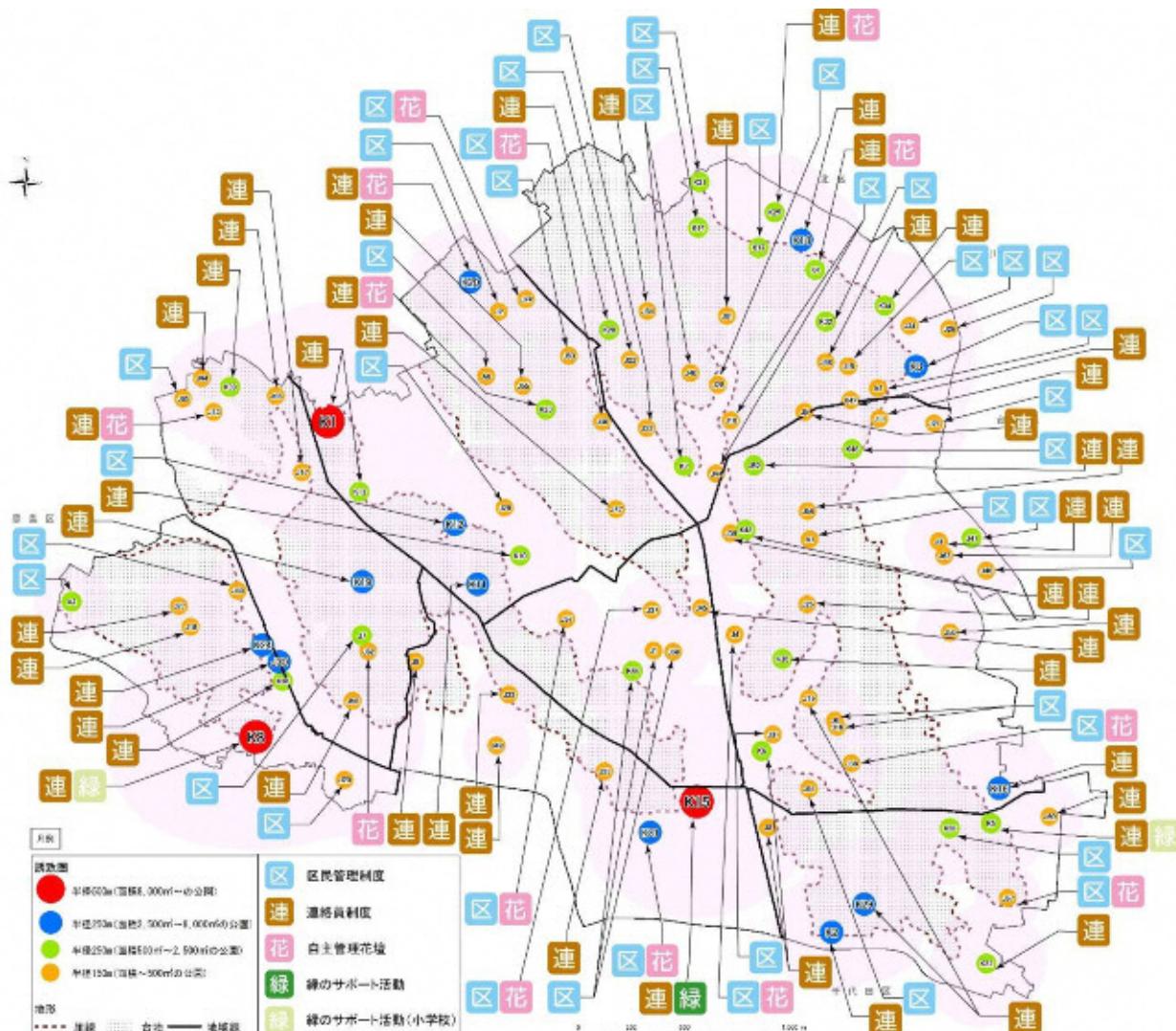


図3-31 公園の管理運営に区民が参画している公園



千駄木ふれあいの杜(活動の様子)



意見交換会の様子

4 地域別にみた特性

(1) 地域別特性の整理に当たっての考え方

公園再整備は、地域の特性に配慮しながら行う必要があることから、公園利用者の生活圏等に配慮した地域区分を設定したうえで、地域別特性を整理します。具体的には、区内を幹線道路などにより大きく分割した3つのゾーンとさらにそのゾーンを細分化した8地域に分割し、それぞれの地域について、「人口」、「自然」、「土地利用」、「地域資源」、「公園整備状況」、といった地域の特性を整理します。

ゾーン・地域名称		地区名
南西部ゾーン	目白台地域	目白台・関口地区
	音羽・大塚地域	音羽地区、小日向2・3丁目、大塚1・2・5・6丁目、水道2丁目(一部)
	春日・水道地域	春日・後楽・水道1・2丁目(一部)、小日向1・4丁目
中央部ゾーン	白山・千石地域	千石地区、大塚3・4丁目、白山3・4丁目、小石川5丁目
	小石川地域	小石川1~4丁目、白山2丁目
東部ゾーン	本駒込地域	本駒込地区、千駄木3~5丁目、白山5丁目、向丘2丁目(一部)
	根津・本郷地域	向丘1・2丁目(一部)・根津・弥生・西片地区、千駄木1・2丁目、白山1丁目、本郷4~7丁目、湯島4丁目
	湯島地域	本郷1~3丁目、湯島1~3丁目

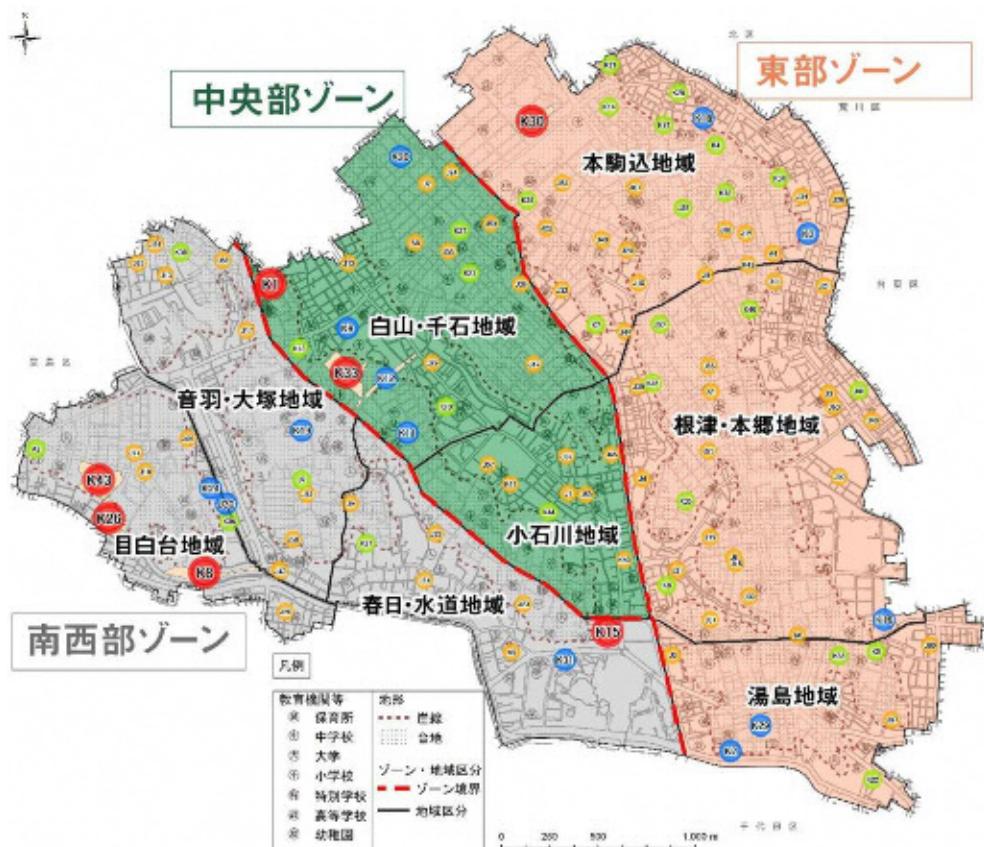


図 3-32 ゾーン・地域区分図

(2) 地域別特性

表 3-14 南西部ゾーンの特性

南西部ゾーン全体	
目白台地域	
人口	人口密度は低い。
自然環境	標高 25~30mの台地の部分が多く斜面地も多い。みどり率が高い地域である。
土地利用	台地上は閑静な住居系、低地は商業系地域となっている。保育園や幼稚園が多い。
地域資源	神田川沿いに肥後細川庭園、関口芭蕉庵、山県有朋邸跡(椿山荘)等の史跡、江戸川公園等の豊かなみどりが連続している。
公園整備状況	公園の平均面積は広く、一人当たりの公園面積も大きい。目白台運動公園、肥後細川庭園、江戸川公園と 8000 m ² 以上の公園が3つあり、公園が充足している。ただし、面積の広い公園の多くは崖線上で、台地部の住宅地では公園が少ない。公園のイベント活用が多い。
音羽・大塚地域	
人口	全体の人口密度は高くないが、音羽一丁目の人口密度は極めて高い。
自然環境	標高 20~30mの台地部分が多く、斜面地も残されている。みどり率が高い地域である。
土地利用	台地部分の多くが住居系、低地及び幹線道路沿いは商業系地域となっている。中学、高校、大学が多い。
地域資源	護国寺等の寺社仏閣周辺や、鳩山会館等のまとまったみどりがある。
公園整備状況	公園の平均面積が狭く、一人当たりの公園面積も小さい。首都高速5号池袋線の高架下を有効活用した公園整備等、土地利用を工夫している。
春日・水道地域	
人口	人口密度は低く、将来も低いままで推移する。また、老人人口の割合も低く、将来も低いままで推移する。
自然環境	標高 0~10mの低地が主体となっている。みどり率が高い地域である。
土地利用	一部台地上は住居系、低地は商業系及び業務系となり、幹線道路沿いは商業地域となっている。中学、高校の割合が少ない。
地域資源	小石川後楽園等のまとまった緑があり、その周辺に商業施設が集中している。
公園整備状況	公園の平均面積は広く、一人当たり公園面積は平均的である。地域の中央部、西側には面積の小さな公園が多い。イベント等の公園利用は少ない。

表 3-15 中央部ゾーンの特性

中央部ゾーン全体	
白山・千石地域	
人口	人口密度が高い。
自然環境	東西方向に台地が位置しており、中央に谷がある。みどり率が高い地域である。
土地利用	台地上は住居系、幹線道路沿いは商業系、低地は工業系地域となっている。 小学校の数が多い。
地域資源	占春園や、小石川植物園等のまとった大きなみどりがある。斜面状の地形が残された場所を中心に湧水が確認されており、土壤も含めて豊かな環境が残っている。
公園整備状況	公園の平均面積は広く、一人当たりの公園面積も大きい。地域の北側、東側には規模の小さい公園が多い。軽運動が出来る広場が整備されている公園は少ない。地域のお祭り・イベント等に活用されている公園が多い。

小石川地域	
人口	人口密度が高い。
自然環境	東西方向に台地が位置しており、中央に谷がある。みどり率が低い地域である。
土地利用	台地上は住居系、低地及び幹線道路沿いは商業系、低地は業務系地域が多い。幼稚園、保育園、小学校の数は多い。
公園整備状況	公園の平均面積は狭く、一人当たりの公園面積も少ない。また公園の平均利用人数も少ない。街区公園が1園のみとなっている。

表 3-16 東部ゾーンの特性

東部ゾーン全体	
本駒込地域	
人口	人口密度が高い。
自然環境	標高 20~25mの台地の部分が多いが、南北の幹線道路沿いは低地となっている。みどり率はやや高い地域である。
土地利用	台地上は住居系地域である。幹線道路沿いは商業系地域となっている。中学校、高校は多い。
地域資源	寺社が多く立地しており、歴史を感じられる。六義園の周囲にまとまった大きなみどりがある。谷に位置する須藤公園には斜面状の地形が自然のまま残されている。
公園整備状況	一人当たりの公園面積は大きい。北部には街区公園レベルの公園が多く、南部には小規模な公園が多い。大規模な公園に六義公園がある。
根津・本郷地域	
人口	人口密度は平均的である。
自然環境	標高 20~25mの台地の部分が多いが、南北の幹線道路沿いは低地となっている。みどり率はやや高い地域である。
土地利用	台地上は住居系となっているが、大学の占める割合が多い。幹線道路沿いは商業地域となっている。幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校ともに少ない。
地域資源	東京大学キャンパス周辺には斜面状の地形が自然のまま残されている。
公園整備状況	公園の平均面積は狭く、一人当たりの公園面積も小さい。公園のイベント活用は少ない。
湯島地域	
人口	人口密度は平均的である。
自然環境	東西方向に台地と谷が入り組んだ地形となっている。みどり率が低い。
土地利用	全域が商業系地域となっている。標高 20~25mの台地の部分が多いが、南北の幹線道路沿いは低地となっている。幼稚園、保育園、小学校は少ない。
地域資源	湯島聖堂や湯島天満宮など学問に関わる歴史の深い建築物がある。
公園整備状況	公園の平均面積や一人当たりの公園面積は少ない。

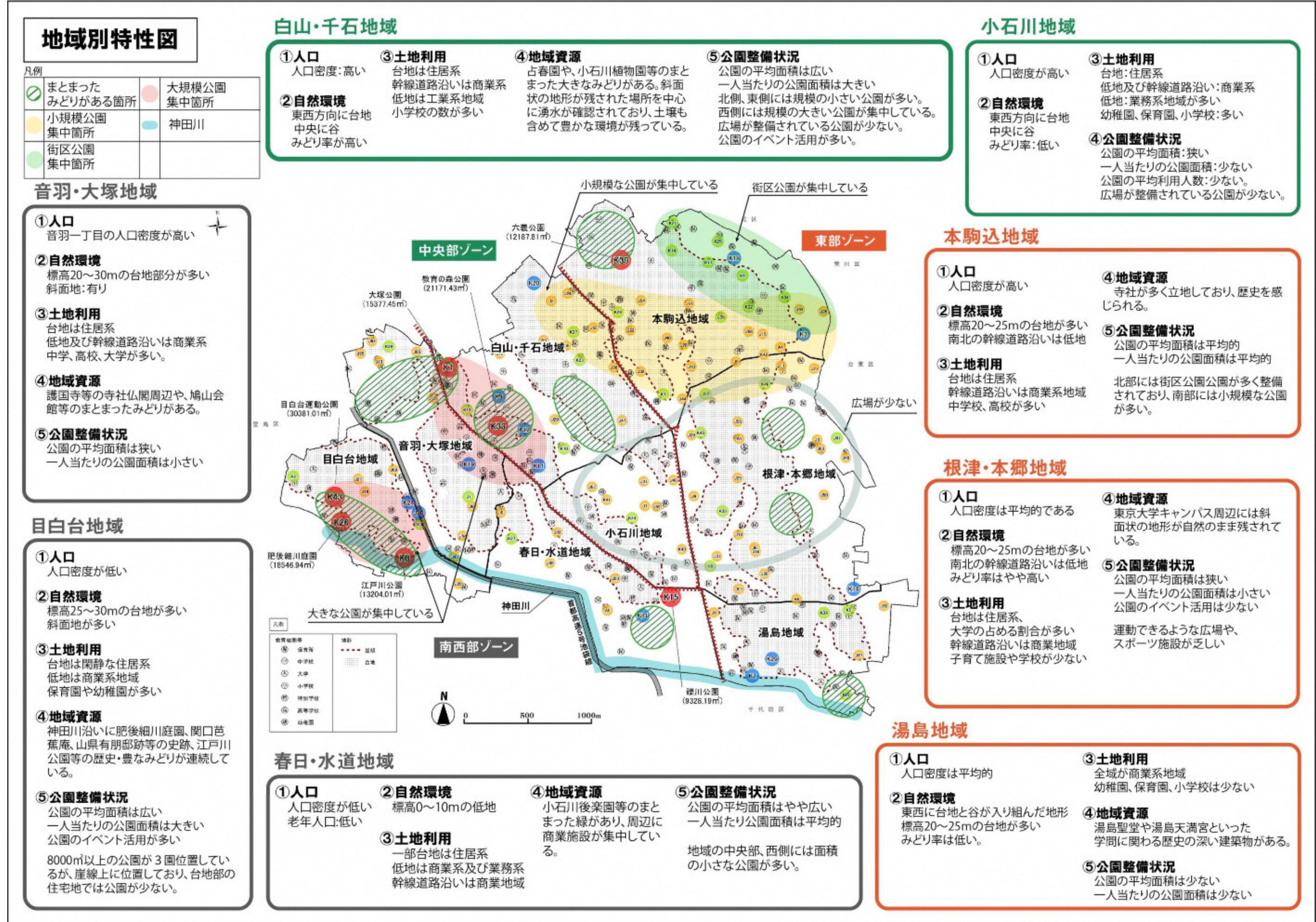


図 3-33 地域別特性図

5 文京区独自の指標による公園の現況評価

(1)評価指標

改善すべき問題点の定量的・定性的な把握や配慮する点などを明確にし、客観的な見地から検討するために、個別の公園の現状を明らかにするとともに、公園が位置する地域の評価も行います。

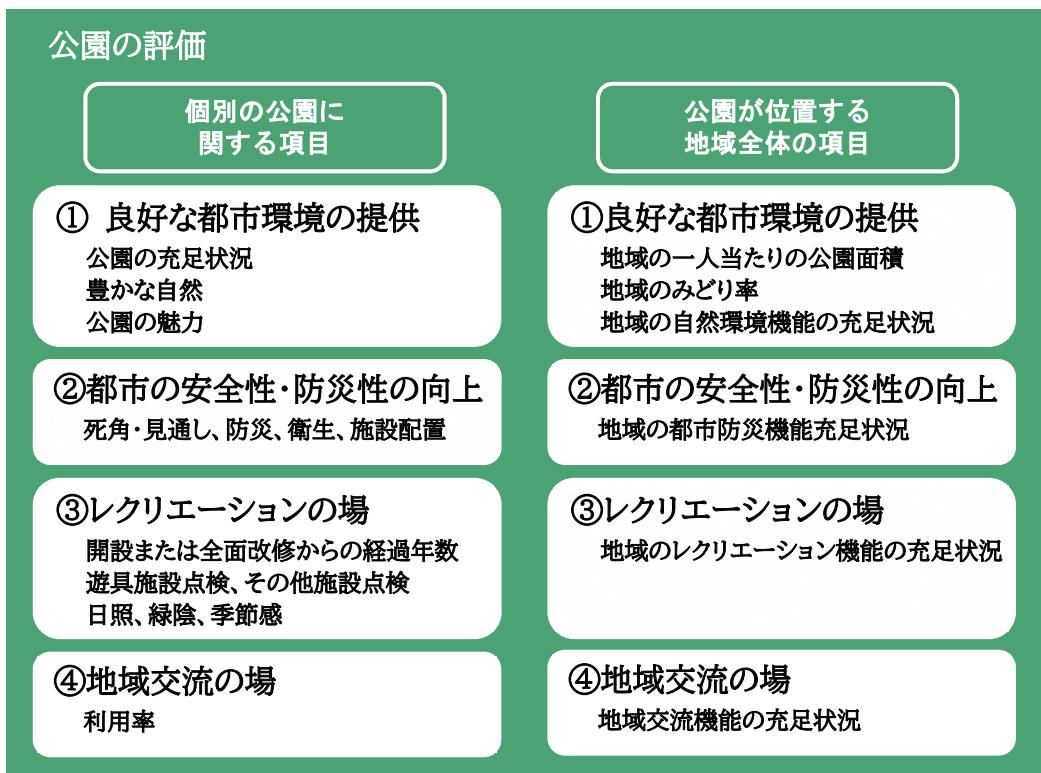


図 3-34 評価の体系

1) 個別の公園に関する項目

良好な都市環境の提供

【公園の充足状況】

ヒートアイランド現象による影響の緩和、生物の棲息空間、都市の良好な景観形成などの観点から、ひとつの公園の近くに異なる公園の影響範囲が重なることは、良好な都市環境に寄与すると考えられます。そこで、公園の誘致圏の重複率について調査し、重複率の高い公園を高く評価します。

【豊かな自然】

多様な樹木や池などがある場所は、多様な生物の棲息という観点から重要です。「公園内の樹木の種類数」について調査し、樹木の種類数の多い公園を高く評価するとともに、「自然風な水施設の有無」がある公園は更に高く評価します。

【公園の魅力】

周囲の景観と調和している公園や、文京区の特長となる歴史性や、地形を生かしている公園は、良好な都市景観や、都市環境の形成に貢献していると考えます。そこで以下について評価します。

- ①トイレ、ベンチ、公園灯、柵等公園施設が公園の緑と調和した色彩や素材となっているか
- ②歴史性を利用者に伝えられる意匠や工夫がなされているか
- ③地形を生かした良好な眺望の確保や、斜面地の演出、勾配のある園路に対する工夫をしているか

都市の安全性・防災性の向上

【防災性】

防災性の観点から、一時的な避難場所として公園がもつ防災機能は重要です。そこで、「広場の有無」「貯水槽、防火水槽、井戸の有無」「延焼防止樹木の割合」について調査し、それらの防災機能を持った公園を高く評価します。

【死角・見通し】

防犯上と安全性の観点から、「中央部からの園全体の見通し」や「外周道路からの公園内の見通し」について調査し、死角や見通しの悪い場所がなく、かつ外周道路等の公園周辺とのつながりが感じられる公園を高く評価します。

【衛生】

利用者が安心かつ快適に利用するため、トイレや水飲みがバリアフリー対応かつ、給水・排水に問題がないか、また砂場のカバーはしているか、衛生面は良好かという点について調査し評価します。

【施設配置】

高齢者、障がい者を含め、利用したい施設へのアクセスがしやすい園路・施設配置となっていることを評価します。「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(平成24年3月)に基づき、利用者に配慮した施設配置がされ、動線上の問題がない公園を高く評価します。

レクリエーションの場

【開設または全面改修からの経過年数】

「新規開設または全面改修からの経過年数」について調査し、新規開設及び全面改修からの経過年数が短い公園は、現在の利用者ニーズを捉えていると考え、高く評価します。

【遊具施設点検・その他施設点検】

安全に利用できるレクリエーションの場として、遊具やその他施設の状態が良好であることは重要です。そこで、安全点検結果について調査し、該当する公園に整備されている全施設のうち、老朽化施設や利用者の安全性に問題のある施設の割合が小さい公園を高く評価します。

【日照、緑陰】

冬場に日向ぼっこができる、夏場に木陰で涼んだりすることができる公園は、利用者の快適な場として重要です。そこで、公園の高木の本数における「落葉高木の率」を調査し、落葉高木の割合の多い公園を「日照」の充実した公園とし、評価します。夏場に木陰で涼むことができることに配慮して、「高木の密度(公園面積100m²当たりの高木の本数)」について調査し、「緑陰」の充実した公園を高く評価します。

【季節感】

公園の樹木の花や紅葉を鑑賞し、季節による自然の変化や四季の移り変わりを楽しむことは、レクリエーション機能として重要です。そこで、公園の高木の本数に占める「花の咲く木、紅葉する木の率」について調査し、その割合が高い公園を高く評価します。

(花の咲く木:サクラ、コブシ、モクレン、ハナミズキ、サルスベリ、ウメ、バラ、アジサイ、フジなど、紅葉する木:イチョウ、モミジ、フウ、メタセコイア、カツラ、ハゼノキなど)

地域交流の場

【利用率】

地域交流の場として、公園が多く利用者に活用されていることは重要です。利用者実態調査にて100m²当たりの利用者数を示した「公園の利用率」について調査し、それが高い公園を高く評価します。

2) 地域としてみた公園に関する項目

良好な都市環境の提供

【地域の一人当たり公園面積】

地域内に公園が多くあることは、良好な都市環境に貢献します。そこで、「地域の一人当たり公園面積」を調査し、それが大きい地域を高く評価します。

【みどり率】

地域における樹林地、草地、宅地内の緑、公園、街路樹、河川、池などの面積が大きいことも、ヒートアイランド現象による影響の緩和、生物の棲息空間などの観点から、重要です。そこで、公園面積、緑被率、水面率を加えた「みどり率」について調査し、その率が高い地域を高く評価します。

【地域の自然環境機能の充足状況】

地域内に水面とその周りに樹林地がある場所を自然度の高い生物の棲息環境であるとし、その面積の割合が高い地域を高く評価します。

都市の安全性・防災性の向上

【地域の都市防災機能の充足状況】

緊急避難場所や避難所が充足していることは地域の防災上非常に重要です。公園も地域の防災機能の一端を担っていることから公園の防災施設の有無を調査し、避難場所の充足状況を含め、評価します。

レクリエーションの場

【地域のレクリエーション機能の充足状況】

花の咲く木や紅葉する木のある公園、子ども向き遊具や特徴的な遊具がある公園、運動施設や球技施設などといった施設がある公園がより多くある程、地域内のレクリエーション機能が充足しているといえます。そこで、その機能を有する公園の充足状況を調査し評価します。

地域交流の場

【地域交流機能の充足状況】

地域のイベントなどに利用され、区民参画による管理運営がされている公園は、地域の人が集まって活動することから、「地域交流の場」になっています。そこで、上記機能を有している公園の充足状況を調査し、評価します。

(2)評価の考え方

評価指標の具体的な考え方は表のとおりです。項目ごとに1~5まで数値化します。個別の公園に関する指標の評価点に加えて、その公園が属する地域としてみた公園に関する指標の評価点を合計し、それぞれの公園を相対的かつ総合的に評価します。

表 3-17 評価指標の考え方(個別の公園及び地域としてみた公園に関する項目の評価)

個別の公園に関する評価																	
役割	①良好な都市環境の提供			②都市の安全性・防災性の向上				③レクリエーションの場の提供					④地域交流の場				
指標	公園の充足状況	豊かな自然	公園の魅力	死角見通し	防災性	衛生	施設配置	開設または全面改修からの経過年数	遊戯施設点検	その他施設点検	日照	緑陰	季節感	利用率			
指標の考え方	誘致圏の重複率	樹木の種類数(自然風水施設の有無により補正)	・周囲の街並みに調和した景観 ・歴史性や地形の魅力を生かしている	・中央部から園全体の見通し ・公園外部から公園の中への見通し	・多目的広場の有無 ・延焼防止樹木の割合 ・防災機能を持つ施設の有無	トイレ、砂場、水飲みの状況	利用者に配慮した快適に利用できる施設・園路配置	新規開設または全面改修からの経過年数	施設点検におけるC・D率(公園内の遊具全体の施設数に占める施設点検の判定がC・Dとなつた施設数の割合)	安全点検におけるC・D率(公園内の工作物全体数に占める施設点検の判定がC・Dとなつた施設数の割合)	公園内の高木(公園内の工作物全体数に占める落葉高木の割合)	高木の密度(本/100 m ²)	花の咲く木、紅葉する木の率(公園内の高木、全体数に占める花の咲く木、紅葉する木の割合)	単位面積当たりの利用者数(人/100 m ²)			
評価点	点数5	重複率 250%以上	40種類以上	良好	良好	良好	良好	良好	該当施設無し	該当施設無し	80%~	8本	50%以上	3人			
	4	重複率 150%以上 250%未満	30~39種類	やや良好	やや良好	やや良好	やや良好	やや良好	10%未満	1~3%未満	60~79.9%	6~7.9本	35~49.9%	2~2.9人			
	3	重複率 100%以上 150%未満	20~29種類	普通	普通	普通	普通	普通	30~34年	10%以上	3~5%未満	40~59.9%	4~5.9本	20~34.9%	1~1.9人		
	2	重複率 50%以上 100%未満	10~19種類	やや不良	やや不良	やや不良	やや不良	やや不良	35~39年	30%以上	5~10%未満	20~39.9%	2~3.9本	10~19.9%	0.1~0.9人		
	1	重複率 50%未満	0~9種類	不良	不良	不良	不良	不良	40年以上	50%以上	10%以上	0~19.9%	0~1.9本	0~9.9%	0人		
地域としてみた公園に関する評価																	
役割	①良好な都市環境の提供				②都市の安全性・防災性の向上				③レクリエーションの場の提供			④地域交流の場					
指標	地域一人当たりの公園面積	みどり率	自然環境		都市防災				レクリエーション		地域交流						
考え方の指標	地域一人当たりの公園面積(m ²)	みどり率	地域内に水面とその周りに樹林地がある自然度の高い生物の棲息環境がある場所の面積の割合		・避難場所 ・緊急避難場所指定地の充足率 ・防災施設の有無				・花の咲く木、紅葉する木 ・遊具、運動施設、球技施設の整備数		・イベント活用されている公園数						
評価点	点数5	2 m ² 以上	20%~	16%以上	30%以上	35%~	80%~										
	4	1.3~1.99 m ² 以上	16~19.9%	12~16%	20%以上~30%未満	30%~34.9%	70~80%										
	3	1~1.29 m ² 以上	13~15.9%	8~12%	10%以上~20%未満	25%~29.9%	60~70%										
	2	0.5~0.99 m ² 以上	10~12.9%	4~8%	5%以上~10%未満	20%~24.9%	50~60%										
	1	0~0.49 m ² 以上	0~9.9%	4%未満	0%~5%未満	0%~19.9%	0~50%										

良好
↑
↓改善の余地有

改善の余地有

(3)公園ごとの評価の傾向

評価指標及び評価の考え方従い、現時点における公園の評価を実施しました。個別の公園に関する項目の評価 70 点、地域としてみた公園に関する項目の評価 30 点の合計 100 点満点で各公園の評価を行った結果、8,000m²以上の公園は、得点が高く、40~49 点と低い点数となっているのは 500 m²未満の公園が 3 園ありました。全体の平均点は 65.5 点となり、前計画の 56 点を上回る結果となりました。

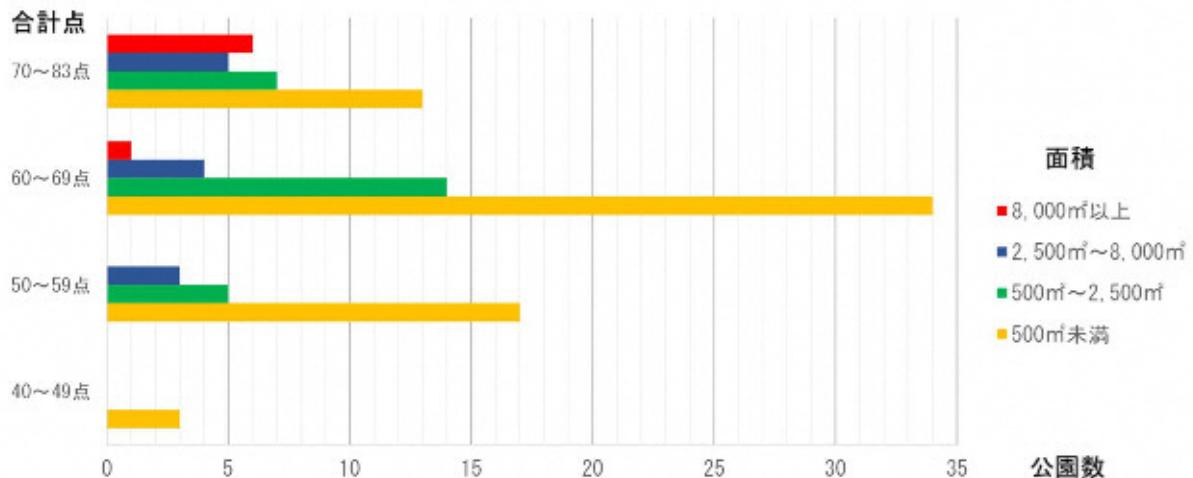


図 3-35 面積別に見る評価傾向

(4)地域別にみた評価の傾向

「個別の公園に関する項目」及び「地域としてみた公園に関する項目」の評価結果を地域別に平均すると表 3-18 のようになります。項目の平均値が最も低い地域は、その項目に関して課題があると捉え、地域別の課題に反映します。

表 3-18 地域別の項目平均

■ 項目の平均値が最も高い値
■ 項目の平均値が最も低い値

地域	公園の充足状況	豊かな自然	公園の魅力	死角・見通し	防災性	衛生	施設配置	開設又は改修からの経過年	遊具施設点検	その他施設点検	日照	緑陰	季節感	利用率	都市環境			都市防災	レクリエーション	地域交流	
															一人当たり公園面積	みどり率	自然環境				
目白台	4.45	3.09	4.45	4.36	2.45	3.73	3.55	3.18	3.73	4.00	3.18	1.73	3.00	2.09	5.00	5.00	5.00	3.00	4.00	5.00	
音羽・大塚	4.09	2.64	4.55	4.82	1.73	3.82	3.45	3.64	4.27	3.91	3.00	2.36	3.09	1.91	1.00	5.00	5.00	2.00	5.00	1.00	2.00
春日・水道	2.38	2.50	3.75	4.63	1.13	3.25	3.38	1.25	3.38	4.00	2.50	1.75	3.38	2.00	5.00	5.00	4.00	5.00	3.00	4.00	4.00
白山・千石	3.76	2.94	4.29	4.59	2.12	3.65	3.82	2.53	2.94	4.06	3.65	1.82	3.12	2.06	5.00	5.00	4.00	3.00	5.00	5.00	5.00
小石川	3.14	1.71	4.14	5.00	1.29	3.29	4.29	3.00	4.00	3.57	2.29	2.00	2.43	2.00	1.00	2.00	1.00	1.00	2.00	2.00	5.00
本駒込	3.42	2.17	4.04	4.58	1.96	3.75	3.92	3.00	3.29	3.50	3.63	1.75	2.79	2.25	5.00	4.00	2.00	2.00	4.00	3.00	3.00
根津・本郷	2.81	2.00	3.92	4.69	1.65	3.88	4.23	3.15	3.27	3.81	3.31	2.00	3.54	2.38	1.00	4.00	2.00	3.00	2.00	4.00	4.00
湯島	2.13	2.63	4.38	4.38	1.50	3.38	3.50	3.38	3.00	4.13	2.38	2.13	3.25	2.63	2.00	2.00	1.00	1.00	4.00	4.00	5.00

(5)再整備済み公園の比較

再整備済み公園24園に対して個別の公園評価点の平均点を出し、平成24年度と令和3年度で比較しました。結果として多くの評価指標で評価点が向上しました。しかし、「防災性」と「緑陰」については評価点が下がる結果となりました。これについては、再整備の中で、植栽の配置を見直し、適正な配置にすることにより樹木の育成状況に配慮したことによるものと考えられます。

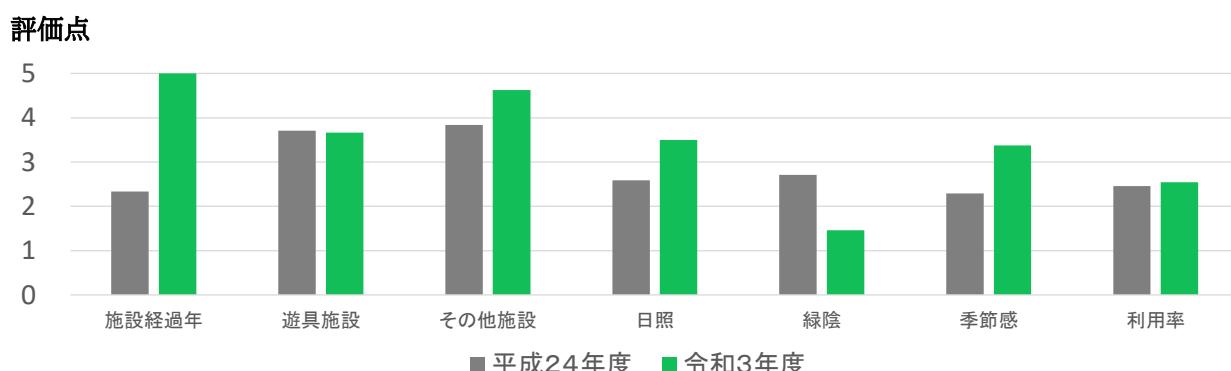
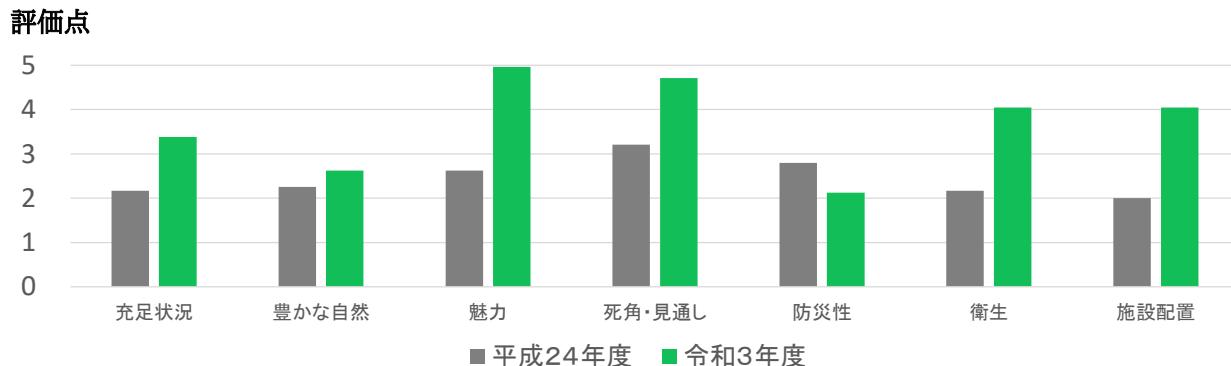


図 3-36 再整備済み公園の比較

■地域項目別児童遊園(1/2)

表3-20 児童遊園・一時開放遊び場の現況評価表

地域名	指標 名 称	個別の公園に関する項目													地域としてみた公園に関する項目					合計 点				
		公園 の充 足	豊 か な 自 然	魅 力	見 通 し	防 災 性	衛 生	施 設 配 置	施 設 経 過 年	遊 具 施 設	そ の 他 施 設	日 照	綠 陰	季 節 感	利 用 率	小 計	都市環境			都 市 防 災	レクリ エ ーション	地 域 交 流		
																公 園 面 積	み ど り 率	自 然 環 境						
目白台	目白台	5	1	5	5	2	5	5	4	5	5	5	2	4	3	56	5	5	5	3	4	5	27	83
	関口一丁目	3	1	5	5	3	5	5	5	5	5	5	1	5	2	55	5	5	5	3	4	5	27	82
	目白台三丁目	5	2	4	5	1	4	4	1	4	5	4	2	3	2	46	5	5	5	3	4	5	27	73
	音羽	5	3	5	5	2	4	4	5	3	4	3	1	1	2	47	5	5	5	3	4	5	27	74
	目白台一丁目(遊)	4	3	2	3	2	1	2	1	3	1	4	2	3	2	33	5	5	5	3	4	5	27	60
	文京雜司ヶ谷ひろば	5	1	5	5	2	4	5	5	4	5	2	2	4	2	51	5	5	5	3	4	5	27	78
音羽・大塚	小日向	4	3	4	5	2	5	4	5	5	5	5	1	4	1	53	1	5	2	5	1	2	16	69
	大塚	4	2	4	5	2	4	5	1	4	5	3	1	3	3	46	1	5	2	5	1	2	16	62
	大塚五丁目	4	2	5	5	2	2	5	1	4	5	4	1	1	2	43	1	5	2	5	1	2	16	59
	水道二丁目(遊)	5	1	5	5	1	3	5	5	5	1	1	1	5	2	45	1	5	2	5	1	2	16	61
	小日向二丁目	4	2	3	5	2	3	4	2	4	5	1	4	3	2	44	1	5	2	5	1	2	16	60
	小日向台町	4	2	4	5	1	4	1	1	3	5	5	1	4	2	42	1	5	2	5	1	2	16	58
	えのき広場	4	3	5	5	1	3	1	5	5	3	2	5	1	1	44	1	5	2	5	1	2	16	60
	ひょうたん広場	4	3	5	5	1	4	1	5	5	2	2	5	3	2	47	1	5	2	5	1	2	16	63
	ポポー広場	4	3	5	5	2	5	5	5	5	4	3	3	2	56	1	5	2	5	1	2	16	72	
春日・水道	茗荷谷	3	2	4	5	1	3	4	1	3	5	3	2	3	2	41	5	5	4	5	3	4	26	67
	春日一丁目	3	1	3	5	1	2	2	1	3	3	1	1	5	2	33	5	5	4	5	3	4	26	59
	春日二丁目	1	2	4	5	1	4	4	1	4	3	3	2	4	2	40	5	5	4	5	3	4	26	66
	水道一丁目	1	1	3	5	1	2	4	1	4	5	1	1	3	3	35	5	5	4	5	3	4	26	61
	諏訪神社境内(遊)	3	2	5	4	1	5	2	3	5	5	3	4	4	1	47	5	5	4	5	3	4	26	73
白山・千石	西原町	4	1	4	5	2	4	2	1	3	4	4	2	5	2	43	5	5	4	3	5	5	27	70
	水川下	4	1	4	5	2	4	2	2	4	5	5	1	2	2	43	5	5	4	3	5	5	27	70
	千石四丁目	4	2	4	4	1	5	5	5	1	5	5	1	5	2	49	5	5	4	3	5	5	27	76
	白山三丁目	5	2	4	5	2	4	5	1	3	5	2	1	2	2	43	5	5	4	3	5	5	27	70
	白山四丁目	2	2	4	5	1	4	5	1	2	5	5	1	3	2	42	5	5	4	3	5	5	27	69
	白山四丁目第二	1	2	4	5	2	4	4	1	3	2	3	2	3	2	38	5	5	4	3	5	5	27	65
	千石一丁目	5	2	4	4	2	4	2	1	3	1	3	1	1	2	35	5	5	4	3	5	5	27	62
	林町	4	2	4	5	2	4	5	1	2	3	2	2	1	2	39	5	5	4	3	5	5	27	66
	丸山町(遊)	3	2	5	5	2	5	5	5	5	5	5	1	5	1	54	5	5	4	3	5	5	27	81
小石川	八千代町	4	3	4	5	1	3	4	1	4	5	3	3	4	2	46	1	2	1	1	2	5	12	58
	白山二丁目	3	1	3	5	1	2	5	1	3	1	1	1	1	2	30	1	2	1	1	2	5	12	42
	白山二丁目第二	2	2	3	5	2	2	5	1	4	2	2	2	1	2	35	1	2	1	1	2	5	12	47
	小石川一丁目	4	1	5	5	1	2	4	3	4	2	4	1	4	2	42	1	2	1	1	2	5	12	54

■地域項目別児童遊園(2/2)

地 域 名	指 標 名 称	個別の公園に関する項目														地域としてみた公園に関する項目					合 計 点			
		公 園 の 充 足		豊 か な 自 然	魅 力	見 通 し	防 災 性	衛 生	施 設 配 置	施 設 經 過 年	遊 具 施 設	そ の 他 施 設	日 照	綠 陰	季 節 感 覚	利 用 率	小 計	都市環境			都 市 防 災	自 然 環 境	レ ク リ ー シ ョ ン	地 域 交 流
		公 園 面 積	み ど り 率														小 計							
本駒込	龍光寺	2	1	4	5	1	4	2	5	4	3	4	1	3	3	42	5	4	2	2	4	3	20	62
	千駄木	5	2	4	5	2	5	4	4	4	4	3	2	3	2	49	5	4	2	2	4	3	20	69
	本駒込二丁目	4	1	3	4	1	4	4	1	3	1	1	1	1	2	31	5	4	2	2	4	3	20	51
	千駄木三丁目	3	1	3	5	1	5	5	1	3	3	5	2	5	3	45	5	4	2	2	4	3	20	65
	本駒込一丁目	2	2	2	5	2	4	2	1	1	3	3	4	2	2	35	5	4	2	2	4	3	20	55
	白山五丁目	2	1	4	5	1	2	5	1	4	2	3	3	1	2	36	5	4	2	2	4	3	20	56
	千駄木三丁目第二	4	1	4	5	2	4	4	1	4	2	2	2	3	1	39	5	4	2	2	4	3	20	59
	本駒込三丁目	2	2	4	5	3	3	5	1	3	2	5	1	3	2	41	5	4	2	2	4	3	20	61
	本駒込二丁目第二	4	1	3	5	1	2	4	1	5	5	4	2	1	2	40	5	4	2	2	4	3	20	60
	白山五丁目第二	4	1	5	5	2	4	5	5	1	3	1	4	5	3	48	5	4	2	2	4	3	20	68
	本駒込	1	2	5	4	1	5	5	5	2	5	5	1	3	4	48	5	4	2	2	4	3	20	68
根津・本郷	西林ひろば	4	2	5	5	1	5	5	5	5	5	5	1	3	2	53	5	4	2	2	4	3	20	73
	満足稻荷境内(遊)	5	1	5	4	1	4	2	5	4	2	5	1	3	2	44	5	4	2	2	4	3	20	64
	八重垣第一	3	1	4	5	2	5	5	5	4	3	5	1	3	3	49	1	4	2	3	2	4	16	65
	丸山福山	2	2	4	5	1	4	4	1	4	4	4	2	5	3	45	1	4	2	3	2	4	16	61
	大観音	3	1	5	5	2	5	4	5	4	5	5	1	5	2	52	1	4	2	3	2	4	16	68
	台町	4	2	5	5	1	4	5	5	4	5	5	2	5	2	54	1	4	2	3	2	4	16	70
	汐見	5	1	4	5	2	2	5	3	1	4	4	2	5	2	45	1	4	2	3	2	4	16	61
	台町第二	4	1	5	5	2	5	5	5	1	5	1	2	1	4	46	1	4	2	3	2	4	16	62
	森川町	4	2	2	5	2	4	5	1	3	1	3	3	2	3	40	1	4	2	3	2	4	16	56
	千駄木二丁目	2	2	4	5	1	5	5	1	1	1	5	1	4	2	39	1	4	2	3	2	4	16	55
	西片二丁目	1	2	5	5	2	4	5	5	4	2	4	1	2	3	45	1	4	2	3	2	4	16	61
	本郷四丁目	4	2	4	5	1	5	5	5	4	3	1	1	5	2	47	1	4	2	3	2	4	16	63
	本郷五丁目	2	3	3	5	3	4	5	1	3	1	3	3	4	2	42	1	4	2	3	2	4	16	58
	白山一丁目	3	2	3	4	2	4	2	1	3	1	3	3	5	2	38	1	4	2	3	2	4	16	54
	根津二丁目	3	2	5	5	3	4	5	5	4	5	2	2	5	2	52	1	4	2	3	2	4	16	68
	根津二丁目第二	2	1	3	4	2	4	5	1	4	5	2	3	1	2	39	1	4	2	3	2	4	16	55
	弥生	1	2	5	5	1	3	5	5	4	5	5	1	1	2	45	1	4	2	3	2	4	16	61
湯島	真砂	3	3	5	5	1	3	5	5	4	5	4	1	3	5	52	1	4	2	3	2	4	16	68
	向丘一丁目	2	2	4	5	2	3	4	1	4	4	2	3	3	2	41	1	4	2	3	2	4	16	57
	向丘二丁目	2	1	3	5	1	3	5	1	4	5	4	1	5	2	42	1	4	2	3	2	4	16	58
	根津一丁目	3	2	4	5	1	5	5	5	1	4	1	2	3	3	44	1	4	2	3	2	4	16	60
	向丘一丁目(遊)	2	1	4	4	1	3	5	1	4	1	5	1	2	3	37	1	4	2	3	2	4	16	53
湯島	本郷七丁目(遊)	2	1	2	5	2	1	2	3	4	5	3	4	5	1	40	1	4	2	3	2	4	16	56
	団子坂上広場	4	3	5	5	1	5	5	5	5	5	1	1	2	2	49	1	4	2	3	2	4	16	65
湯島	春日園	3	1	3	4	1	3	2	1	2	2	4	2	2	3	33	2	2	2	1	4	5	16	49
	湯島三丁目	2	1	5	5	1	2	4	4	4	5	2	4	3	4	46	2	2	2	1	4	5	16	62
	清水坂上	1	1	5	5	2	5	5	5	4	5	1	1	5	2	47	2	2	2	1	4	5	16	63

6 全般的な課題と地域別の課題

これまでに整理した区内の公園の現状を踏まえ、引き続き公園再整備として取り組むべき課題を以下に整理しました。また、国の実施指針として新たに「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられ、公園分野に関わるものとして、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「5. ジェンダー平等を実現しよう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「12. つくる責任つかう責任」、「13. 気候変動に具体的な対策を」、「15. 陸の豊かさも守ろう」、「16. 平和と公正をすべての人に」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」が関連します。公園再整備においても「SDGs」に関連する目標については課題として取り組んでいきます。

(1) 引き続き取り組むべき全般的な課題

1) 地球環境問題などへの対応

区では、開発行為等による既存の緑の減少が懸念されていることもあります。地球温暖化、ヒートアイランド現象、生物多様性の保全等の地球環境問題に配慮していくことが課題です。また、公園利用者の熱中症への対応等にも配慮する必要があります。

2) 防災機能の強化

区では引き続き「文京区地域防災計画(平成30年度修正)」に基づき、災害に対する防災機能の向上に努めていく必要があります。また、災害時の活動への発展を想定し、公園を通じた地域コミュニティづくりの促進など、総合的な防災機能の向上にむけた対策も課題となっています。

3) 安全・安心の向上

公園の中には、施設の老朽化、死角や見通しの悪い場所が確認できる箇所があります。また、成長した樹木の適切な管理や、大径木の適切な保護、保存を行い、倒木等の危険が及ばないよう、安全・安心に利用できる公園づくりを進めていくことが求められます。

4) 地域資源の活用

文京区の特長である起伏に富んだ地形や、崖線に沿って残るまとまった緑、古くから残る大径木などが区内の公園に残されています。また、江戸時代の庭園風景を感じる公園や昭和初期の造園技術を現代に残す公園、国指定文化財に隣接した公園など、歴史・文化を感じる公園も多く立地しています。このような地域資源を活かし、発信していく必要があります。

5) 利用者ニーズへの対応

時代の変遷とともに利用者のニーズに合うように改善し、障がい者や高齢者などを含め、誰もが楽しめる公園づくりを進めていく必要があります。ただし、小さい公園では、多くのニーズを汲み、求められる機能をすべて盛り込むことは困難なため、周辺の公園を含めた機能分担が必要です。区の中でも有数の歴史的な公園は、そのポテンシャルや魅力、本区らしさを高めるとともに、機能の充実や他の公園との機能を整理する必要があります。

① 子ども達の魅力的な遊び場の提供

区内の公園の多くでは、ブランコ、すべり台、砂場といった遊具やベンチ、水飲みといった施設が画一的に整備されています。子どもにとって魅力的な遊び場を提供するには、ニーズ

を捉え、特色を持った公園に整備することが求められます。

② 運動が楽しめる場の確保

球技などのスポーツができる公園は、区内南西部と北部に限られており、区内東部や中央部において、どのようにその機能を確保するかが課題です。また、健康遊具は少ないため、少子高齢化時代にも対応した高齢者の健康づくりにも配慮した公園整備が求められます。

③ 四季を感じられる植栽整備

人々に身近な自然と触れ合える機会を与えるとともに、その公園の特色にもつながります。都市にいながら四季の移ろいを身近に感じられる植栽を通じて人々が心地よく公園を利用できるよう、整備することが求められます。なお、老齢化している樹木については、保存や更新等、適宜管理していくことが必要です。

④ バリアフリーへの対応

引き続き「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」、「文京区バリアフリー基本構想」への対応が必要です。しかし、本区の特長である高低差のある地形などの魅力、景観や歴史保全のため、バリアフリーへの対応が難しい公園があります。それらの公園については、出来る範囲でのバリアフリー対応をし、利用が難しい箇所は、別の方法で障がい者や高齢者など、誰もが快適に公園を利用できるよう工夫していく必要があります。

6) 公園を通じた地域交流の推進

文京区の公園では、区民管理制度や公園等連絡員制度といった制度により、多くの公園で区民参画による管理運営を行っています。また、みどりのサポート活動や、イベントの開催により地域の交流の場として活用されていますが、以下のような課題があります。

① 区民参画による管理運営、協働の推進

誰もが気持ちよく公園を利用でき、愛着を持つる公園となるためには、区と地域が共有するルールづくりを行い、個々の公園の実情を踏まえた管理運営を行いながら、協働の推進が必要です。

② 区民参画による活動の拡大

現在活動している特定の公園での花壇管理等の活動について、活動できる公園や活動団体を増やし、区全体に広げていくことで、地域交流を活性化し、参加しやすい場づくりや情報発信が求められます。

③ 地域の自主的な活動の向上・拡大

地域活動や、活発な地域交流は、地域の実情を知ることや、活動を通した学びにつながります。「文の京」である本区は教育機関が多く、公園での学びの機会を提供することは、参加者にとって人と人とのつながりや、イベント参加・ボランティア活動を通じた学び等の大事な機会になります。それらの活動を支援していくことが求められます。

7) 限られた公園面積による公園機能の向上

一人当たり公園面積や敷地面積に対する公園面積の割合は、十分な水準が確保されているとはいません。また、様々なニーズに応えることができる大規模な公園がある地域は限られています。(文京区立公園条例では、一人当たりの公園面積を標準で 5.0 m²としています。)

今後の公園再整備においては、限られた公園面積、公園数の中で地域単位での機能配置を

検討し、最大限の効果を発揮できる整備を進めていく必要があります。

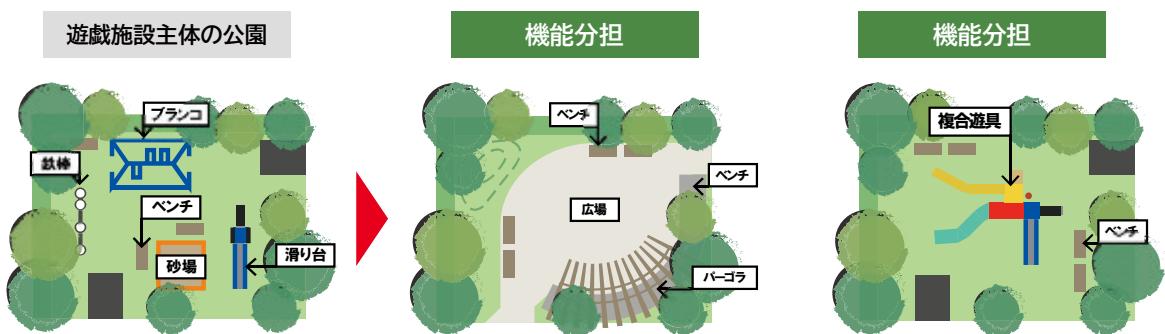


図3-37 公園機能の再編イメージ

(2) 新たな課題

1) ユニバーサルデザインに配慮した遊び場の整備

これまで「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行により、アクセシビリティの改善や、トイレ、水飲み場等の便益施設のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境を目指し整備してまいりました。今後は「障がいのある子どもを遊具までアクセスできるようにする」のではなく、車いすも乗り入れが可能な遊具等の誰もが遊びに参加できるユニバーサルデザインに配慮した公園整備が求められます。

2) 防災機能の強化

防火水槽等の防災機能を充実していくとともに、災害が起きた際、避難所の補完的役割として、公園を活用していくために、マンホールトイレ、ソーラー式照明灯、かまどベンチ等の防災施設を充実させ、防災機能を強化させる必要があります。

3) 施設の長寿命化への対応

公園施設の安全点検により、老朽化した施設については修繕や、更新、公園再整備事業による全面改修で対応してきましたが、今後遊具をはじめとする公園施設の安全性の確保や、美観への配慮を行いつつ、整備した施設を長く利用できるよう管理していくことで管理コストを縮減していくことが求められます。

4) 民間活力を活かした公園利活用

官民連携によるPark-PFI制度等の仕組みを導入した民間事業者や、地域住民等のアイデア、運営力を公園に活かす取り組みが求められます。

(3) 地域別の課題

表 3-21 南西部ゾーン・中央部ゾーン(白山・千石地域)の課題

南西部ゾーンの課題	
自 由 台 地 域	<p>①子ども向けレクリエーション機能向上の検討 今後年少人口が増加するとともに、保育園や幼稚園が多いことから、子ども向けのレクリエーション機能の充実が求められます。</p> <p>②大規模公園のまとまったみどりの適切な維持管理と美しい景観の維持 神田川沿いに集中している大規模公園のまとまったみどりは、量を維持しつつ、適切な管理のもと快適で美しい景観を維持していくことが求められます。</p> <p>③公園内の高木植栽による緑陰の確保 他地域と比べ、「みどり率」や、「自然環境」の評価は高いですが、公園内の緑陰が少ないため、緑陰を確保することが求められます。</p>
音 羽 ・ 大 塚 地 域	<p>①子ども向けレクリエーション機能向上の検討 年少人口は増加する予測ですが、「レクリエーション」の点数は、他地域と比べ、低い点数となっています。このことから子ども向けのレクリエーション機能の充実が求められます。</p> <p>②機能を絞った利活用の検討・整備 他地域と比べ一人当たりの公園面積が狭く、公園の平均面積も狭いため、限りある面積の中で各公園の使い方を検討し、機能を絞り、特色を持った公園整備が求められます。</p> <p>③地域交流の場としてのイベント活用整備の検討 「地域交流」の評価が低い結果となっています。イベント活用できるような公園整備や、地域住民・民間事業者等との連携への検討が求められます。</p> <p>④地域住民の公園への関心を高める「目的」、「居場所」づくり 公園の「利用率」が低い結果となっています。地域住民の公園への関心を高めるとともに、公園を利用するための「目的」、「居場所」づくりが必要です。</p>
春 日 ・ 水 道 地 域	<p>①公園改修の促進 「開設年度または全面改修からの経過年」、「防災性」、「衛生」、「施設配置」、「公園の魅力」と多くの評価項目の点数が低い結果となっています。このことから他地域と比べて整備が進んでいないことが課題です。</p>
中央部ゾーンの課題	
白 山 ・ 千 石 地 域	<p>①遊具の老朽化や、劣化による更新・補修対応 「遊具施設点検」の評価が低い結果となっています。老朽化や、劣化している遊具が多いことから、遊具の更新・補修整備が求められます。</p> <p>②大規模公園のまとまったみどりの適切な維持管理と美しい景観の維持 教育の森公園の周囲の大規模公園のまとまったみどりは、量を維持しつつ、適切な管理のもと快適で美しい景観を維持していくことが求められます。</p> <p>③小規模公園の公園機能の再編を検討 地域の東側に小規模な公園が特に集中していることから、機能再編を検討する必要があります。</p>

表 3-22 中央部ゾーン(小石川地域)・東部ゾーンの課題

中央部ゾーンの課題	
小石川地域	<p>①機能を絞った利活用の検討・整備 他地域と比べ一人当たりの公園面積が狭く、公園の平均面積も狭いため、限りある面積の中で各公園の使い方を検討し、機能を絞り、特色を持った公園整備が求められます。</p> <p>②快適なみどり空間の充実 みどり率が低いことから、公園整備での植栽地を増やし、快適なみどりの空間を提供することが求められます。</p> <p>③軽運動のできる広場の整備検討 軽運動ができる広場やスポーツ施設が少ないため、広場整備を検討することが求められます。</p> <p>④季節の変化に富んだ植栽整備 「豊かな自然」と「季節感」が低い結果となっています。花の咲く木や、紅葉する木等の季節の変化に富んだ樹木を植えていくことが求められます。</p>
東部ゾーンの課題	
本駒込地域	<p>①高齢者に利用しやすい公園整備・豊かなみどり空間の整備検討 今後老人人口が増加することから、高齢者にとって利用しやすい公園整備が求められます。また、「自然環境」の評価項目が低いことや、60代以上の区民が最も求めている「緑が多く、木陰での休憩や散策が楽しめる公園」を目指した整備が求められます。</p> <p>②小規模公園の公園機能の再編を検討 地域の南側に小規模な公園が特に集中していることから、機能再編を検討する必要があります。</p> <p>③公園施設の老朽化や、劣化による補修や更新対応 「その他施設点検」が低い結果となっています。施設構造や、ハザード、美観に考慮した、補修や更新が求められます。</p>
根津・本郷地域	
湯島地域	<p>①高齢者が利用しやすい公園整備・豊かなみどり空間の整備検討 今後老人人口が増加することから、高齢者にとって利用しやすい公園整備が求められます。また、「自然環境」の評価項目が低いことや、60代以上の区民が最も求めている「緑が多く、木陰での休憩や散策が楽しめる公園」を目指した整備が求められます。</p> <p>②機能を絞った利活用の検討・整備 公園の平均面積は狭いため、限りある面積の中で各公園の使い方を検討し、機能を絞り、特色を持った公園整備が求められます。</p> <p>③軽運動のできる広場の整備検討 軽運動ができる広場やスポーツ施設が乏しいため、広場整備を検討することが求められます。</p>
	<p>①快適なみどりの空間の充実 「みどり率」や「自然環境」の評価が低いことから、公園内の植栽地を増やし、快適なみどりの空間を提供することが求められます。</p> <p>②公園内の防災機能の充実 「都市防災」の評価が低いことから、公園内の防災機能の充実させる必要があります。</p> <p>③各公園の機能向上 公園充足状況が最も低いため、地域内の各公園に対して機能を高める取組が求められます。</p> <p>④落葉樹の充実 「日照」が低い結果となっています。高木を植栽する際は落葉樹を植えて冬に陽だまりが出来るような公園整備が求められます。</p>

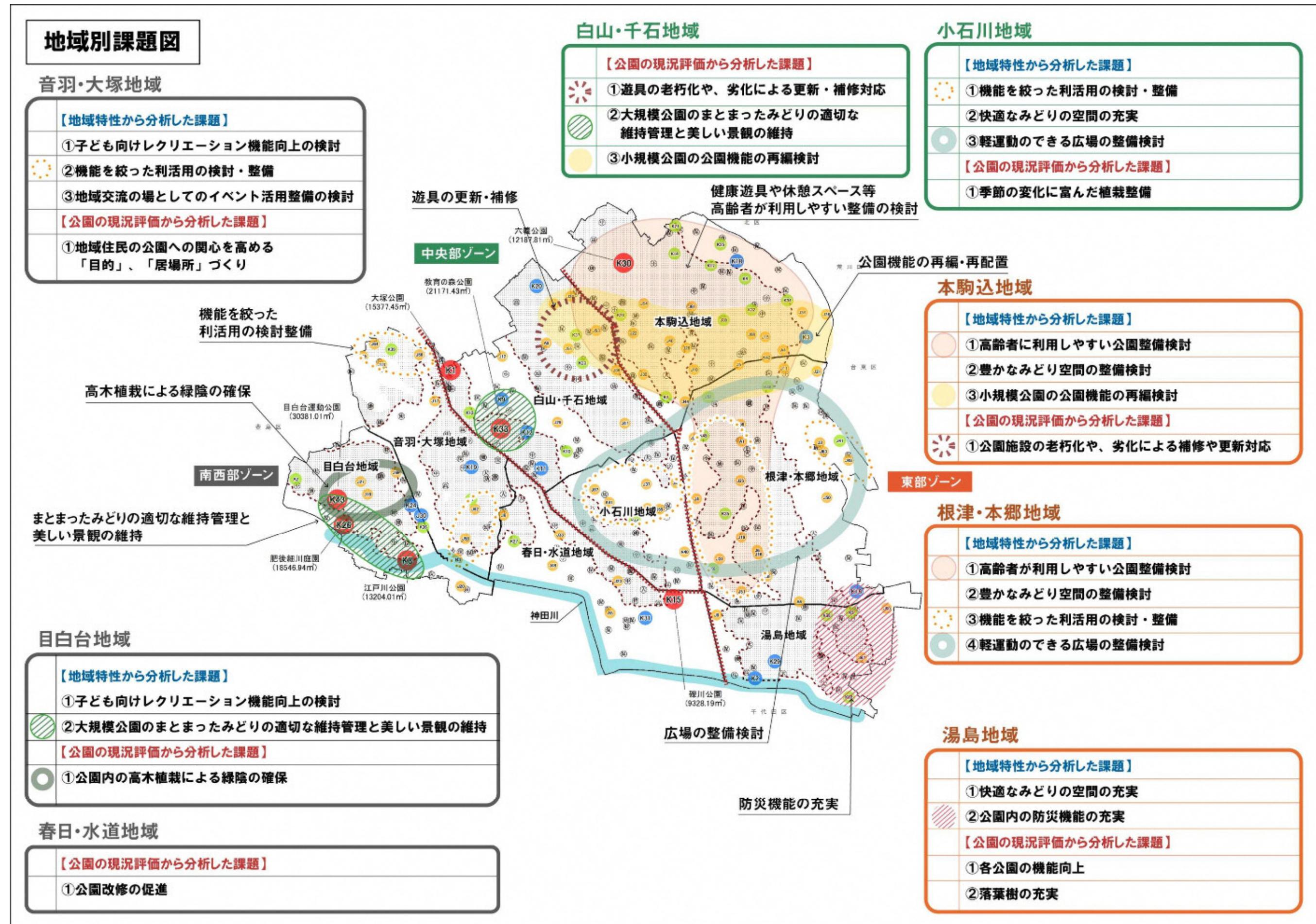


図 3-38 地域別課題

第4章 公園再整備のビジョンと方向性

- 1 基本的な考え方**
- 2 基本理念**
- 3 基本理念を実現するための8つの整備の方針と方策**
- 4 地域別整備の方針**

第4章 公園再整備のビジョンと方向性

1 基本的な考え方

今後の文京区における公園再整備は、より新しい時代のニーズに合わせ、利用者にとって魅力が高く、都市において機能を最大限に發揮出来る公園づくりを目指します。同時に、地域の特性を活かし、「地域別整備方針」に基づいた公園づくりを推進します。

しかしながら、区のみでは、望まれる公園像を実現・維持していくことが難しい場面もあると考えられます。今後、公園再整備を通して、区民や民間業者等の公園に関わる人々を増やし、様々な立場の人々とともに維持管理運営による公園の魅力向上を図ります。

2 基本理念

本計画における基本理念を以下のように掲げます。

【基本理念】

「文の京」の成り立ちを尊重し、自然、歴史、文化を
大切にしつつ、人の輪が広がる公園をつくります。

文京区は、台地と谷と低地が入り組んだ変化に富んだ地形や崖線に見られるまとまった緑や湧水に代表される豊かな「自然」、豊かな自然と深く関りながら育んできた古い「歴史」、そして、明治・大正期には学校群が立地し、多くの学者、文人が集まり、活動してきた豊かな「文化」といったものを土台として、これまで発展してきました。

文京区の公園再整備に当たっては、このような「文の京」の成り立ちを十分に尊重し、大切に守っていくとともに、これから公園づくりに活かしていくことで、公園を区民が誇りと愛着をもつ場所としていきます。そして、文京区の公園が、たくさん的人が集い、人の輪が生まれ、広がっていく場となることを目指し、この基本理念を掲げます。

「文の京」とは

これまで、文京区は、「文教の府」といわれ、「文化の香り高いまち」をめざして発展してきた。これに寄せる区民の誇りと愛着を大切にしたい。そのうえで、区民と区が、時代の大きな変化に適応しつつ、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていく都市自治の姿を「文の京」と呼ぶ。

出典 「文の京」総合戦略(令和2年3月)

この基本理念のもと、区の公園が全般的に抱える課題を解消するとともに、公園が担う4つの役割を向上させ、それぞれの機能が相互に連携し、一体となって基本理念を実現するように、次頁に示す整備方針、方策を掲げます。

3 基本理念を実現するための8つの整備の方針と方策

(1)再整備の体系

「I」は施設整備に関する方策、「II」は管理運営に関する方策を示します。

【基本理念】

ふみ みやこ

「文の京」の成り立ちを尊重し、自然、歴史、文化を大切にしつつ、人の輪が広がる公園をつくります。

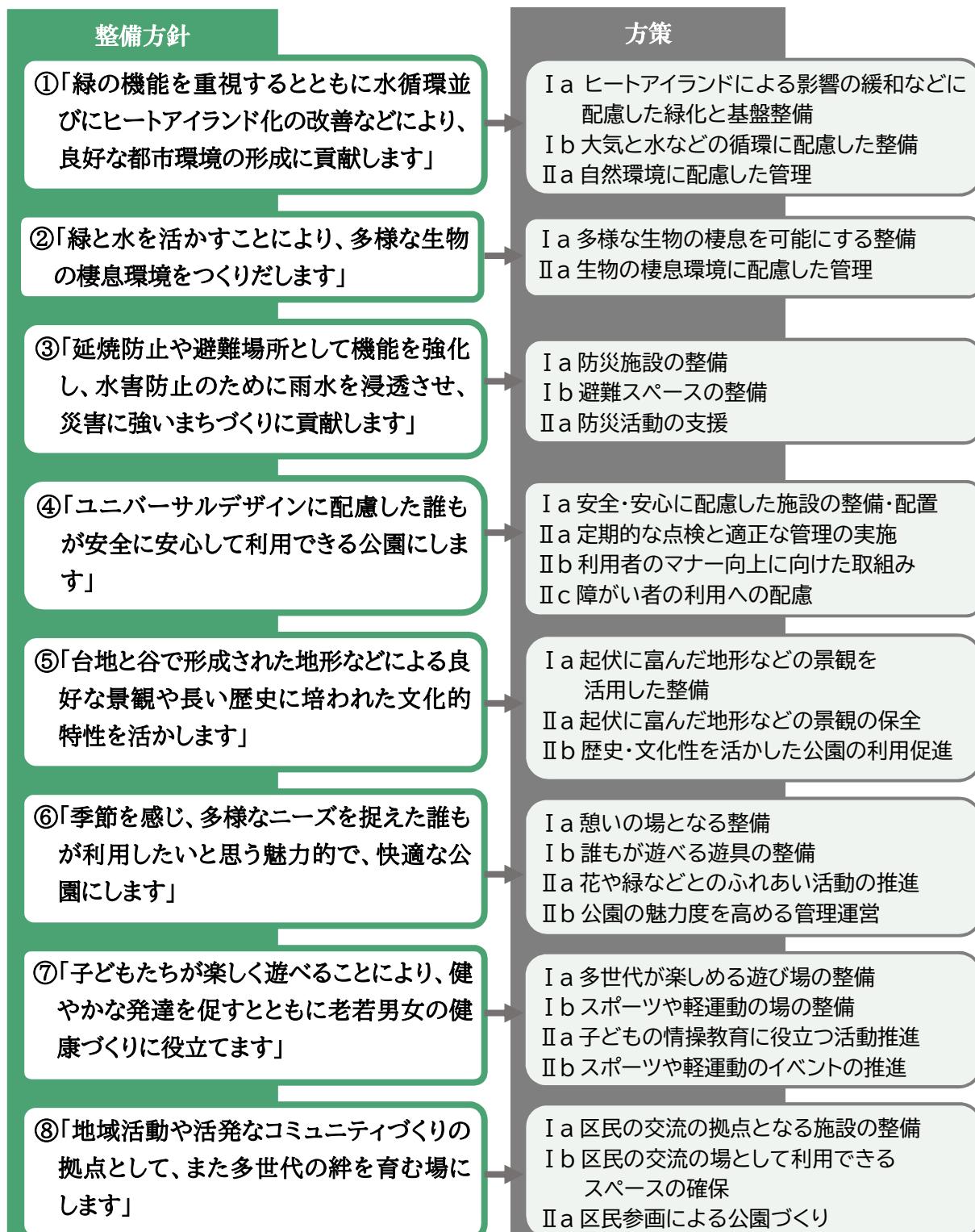


図 4-1 整備方針に対する方策の体系図

(2)方策の具体的な内容

表 4-1 整備方針①～⑧及び対応する方策

整備方針	①「緑の機能を重視するとともに水循環並びにヒートアイランド化の改善などにより、良好な都市環境の形成に貢献します」
方策	I -a ヒートアイランドによる影響の緩和などに配慮した緑化と基盤整備 ・区内の緑のネットワーク化に配慮しながら、公園が市街地における緑の核となるように緑化を推進する。 ・良好な表土の復元、客土、土壤の改良など、樹木の健全な成長を促す基盤の整備を行う。
	I -b 大気と水の循環に配慮した整備 ・雨水が地中に浸透できる表面積を増やすため、広場や園路は、土系舗装の割合を多くし、人工的な舗装をする場合は透水性に配慮する。 ・雨水流出抑制対策として雨水貯留施設や、浸透枠、浸透トレンチ等を園内に整備する。 ※特に台地上に立地する公園など、湧水の保全や低地への雨水の集中を防ぐために重要な箇所は、雨水浸透に十分配慮する。
	II-a 自然環境に配慮した管理 ・樹木が健全に育つように、剪定などの適正な維持管理を行う。
整備方針	②「緑と水を活かすことにより、多様な生物の棲息環境をつくりだします」
方策	I -a 多様な生物の棲息を可能にする整備 ・地域に自生する植生や地形にも配慮した植栽を行う。 ・崖線に沿ったまとまった緑など周辺の緑や水辺との連続性に配慮した植栽を行う。 ・良好な表土を復元するように努める。 ・生物の棲息環境として、立地上特に重要な公園は、水施設の新設や小規模なビオトープづくりなどを行う。 ・鳥や蝶などの餌となる花や木の実などがなる木を植栽する。
	II-a 生物の棲息環境に配慮した管理 ・昆虫などの棲息環境に配慮した植え込み地の管理を行う。(刈り残しなど) ・鳥や蝶などの餌となる花や木の実などがなる植生を保全する。(開花時期などに配慮した剪定など) ・水施設がある公園では生物の棲息環境となる池のヘドロやゴミなどの定期的な維持管理を行い、水質改善に努める。

整備方針	③「延焼防止や避難場所として機能を強化し、水害防止のために雨水を浸透させ、災害に強いまちづくりに貢献します」
方策	I -a 防災施設の整備 ・防火水槽や井戸、防火樹や延焼防止機能に優れた植栽などを整備する。 ・浸透性の高い舗装や、浸透施設・貯留施設など都市型水害の防止につながる施設を整備する。 ・自然エネルギーを利用した照明施設など災害時に利用できる施設を整備する。 ・避難できる広場、マンホールトイレや、ソーラー式照明灯等の非常灯などの防災施設を整備する。
	I -b 避難スペースの整備 ・施設をバランスよく配置し、災害時の一時避難場所や避難路となるスペースを確保する。
	II-a 防災活動の支援 ・地域住民や就労者などによる公園内の自主的防災訓練などを支援する。
整備方針	④「ユニバーサルデザインに配慮した誰もが安全に安心して利用できる公園にします」
方策	I -a 安全・安心に配慮した施設整備や施設配置 ・老朽化施設や安全規準に準拠しない遊具の撤去・更新を行う。 ・歩行者が歩きやすい園路幅と園路の明るさを確保する。 ・防犯カメラの設置や、トイレなど個室となる空間に警報ランプ付ブザーの設置を行う。 ・境界部のフェンスや、園内の低木は高さを押さえたものとし、園内の見通しを確保する。 ・「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」や、「文京区バリアフリー基本構想」に基づいた公園のユニバーサルデザインに配慮した対応を行う。 ・トイレや遊具などの施設のバランスのよい配置や既存樹の適正な剪定や間引きなどにより公園内外の死角をなくし、見通しを確保する。
	II-a 定期的な点検と適正な管理の実施 ・地域と協働で、遊具などの定期的な施設点検や清掃等適正な維持管理を行う。
	II-b 利用者のマナー向上にむけた取組み ・イラスト入りのわかりやすい看板などの設置による公園マナー・ルールの周知を行う。 ・様々な利用者がお互い楽しく遊べるように、マナー向上にむけて公園を見守る区民の見回り等の活動を支援する。 ・利用者が愛着をもち、公園を大切に利用するように、区民参画による公園づくり(設計～管理運営)を推進する。
	II-c 障害者の利用への配慮 ・サイン表示により、公園施設のユニバーサルデザイン対応状況を利用者へ周知する。 ・公園施設のユニバーサルデザイン対応状況をホームページ等で情報発信し、利用者へ周知する。

整備方針	⑤「台地と谷で形成された地形などによる良好な景観や長い歴史に培われた文化的特性を活かします」
方策	I -a 起伏に富んだ地形などの景観を活用した整備 ・公園の眺望拠点に対して、景色が楽しめるように眺望を確保し、休憩施設を整備する。 ・公園内の高低差や斜面に対してすべり台などの地形を活用した遊び場や、植栽によって魅力を高める整備をする。
	II-a 起伏に富んだ地形など良好な景観の保全 ・起伏に富んだ地形が眺められる眺望点や、斜面緑地を保全する。
	II-b 歴史性・文化性を活かした公園の利用促進 ・歴史的背景をもつ公園めぐりなどのイベントを支援する。 ・公園の歴史性・文化性について、園内の案内板やホームページなどでPRする。
	⑥「季節を感じ、多様なニーズを捉えた誰もが利用したいと思う魅力的で、快適な公園にします」
方策	I -a 憩いの場となる整備 ・紅葉、花、実のなる樹種など、利用者が四季の変化を楽しめる植栽をする。 ・常緑樹と落葉樹をバランスよく配置し、ベンチなどのそばには夏場の木陰となる樹木を植栽する。 ・利用者が快適で過ごしやすい休憩施設の配置に配慮する。 ・水施設がある公園では、親水性の高いデッキなど水辺を楽しめる施設を整備する。
	I -b 誰もが遊べる遊具の整備 ・障がいの有無にかかわらず誰もが楽しんで遊ぶことができるインクルーシブ遊具を整備する。
	II-a 花や緑などのふれあい活動の推進 ・古くから残る豊かな自然環境などを活用した自然観察会や自然とのふれあい教室を開催する。 ・区民参画などによる花壇づくりを推進する。
	II-b 公園の魅力度を高める管理運営 ・木陰と日当りのバランスや開花時期に配慮した樹木の管理を行う。 ・公募設置管理制度(Park-PFI)を活用して民間事業者との連携を強化し、公園をより柔軟に活用できるようにする。

整備方針	⑦「子どもたちが楽しく遊べることにより、健やかな発達を促すとともに老若男女の健康づくりに役立てます」
方策	I -a 多世代が楽しめる遊び場の整備 ・子どものみならず中高生まで楽しめるように配慮し、特徴的な遊具や人気のある遊具を設置する。 ・インクルーシブ遊具を整備する。 ・地域の公園のそれぞれで様々な遊びが楽しめるよう、各公園のテーマを絞り、近接する公園とは異なる遊具を設置する。
	I -b スポーツや軽運動の場の整備 ・軽運動(ラジオ体操、ボール遊びなど)ができる多目的広場や健康遊具などを整備する。
	II-a 子どもたちの情操教育に役立つ活動の推進 ・NPOなどの誘致や学生などの協力により、冒険遊び場などの公園における子どもたちの多様な創造性を引き出す自主的活動を支援する。
	II-b スポーツや軽運動のイベントの推進 ・健康づくりに役立つイベント(ラジオ体操やヨガなど)を開催する場として公園が活用されるよう支援する。
整備方針	⑧「地域活動や活発なコミュニティづくりの拠点として、また多世代の絆を育む場にします」
方策	I -a 区民の交流の拠点となる施設の整備 ・利用者が気軽に井戸端会議ができるような四阿や野外卓などを整備する。 ・親子連れなどの集いの場となるように、遊具や球技場の近くにベンチなどを設置する。 ・隣接する区有施設や公共施設と一体的に整備し、地域の拠点となるよう整備する。
	I -b 区民の交流の場として利用できる空間の確保 ・地域のイベントやお祭りに利用できる広場スペースを確保する。
	II-a 区民参画による公園づくり ・区民や就労者、学生などと連携したボランティア活動などを支援する。 ・花壇づくりや公園管理など公園管理に関する研修などを行い、技術向上を図ることで区民参画による公園づくりを支援する。 ・公園の利用者からの要望等を抽出し、維持管理運営に反映する。 ・設計段階から区民参画を行い、子どもから大人までの意見を公園づくりに反映する。 ・樹木の状態を区民が自らモニタリングできるシステムの構築を検討する。

4 地域別整備方針

それぞれの地域での課題や整備の方針を踏まえ、各地域の特長を活かすとともに、ニーズの適合、不足機能の充実等の整備の考え方を以下に示します。

表 4-2 地域別公園再整備の考え方

南西部ゾーンの整備方針	
目白台地域	①子ども向けレクリエーション機能を充実させます。 ②大規模公園のまとまったみどりの美しい景観を適切に維持管理します。 ③公園内の高木植栽による緑陰を確保します。
音羽・大塚地域	①子ども向けレクリエーション機能を充実させます。 ②機能を絞った利活用を検討します。 ③イベントができる場を整備します。 ④地域住民の公園への関心を高めるための、公園へ行く「目的」、「居場所」づくりを行います。
春日・水道地域	①積極的な公園改修を進めます。
中央部ゾーンの整備方針	
白山・千石地域	①遊具の老朽化や、劣化による更新・補修の対応をします。 ②大規模公園のまとまったみどりの美しい景観を適切に維持管理します。 ③小規模公園の公園機能分担のための再編をします。
小石川地域	①機能を絞った利活用の検討をします。 ②快適なみどりの空間を提供します。 ③季節の変化に富んだ植栽整備を進めます。 ④軽運動のできる広場の整備を検討します。
東部ゾーンの整備方針	
本駒込地域	①高齢者に利用しやすく・豊かなみどり空間の整備を進めます。 ②小規模公園の公園機能分担のための再編をします。 ③公園施設の老朽化や、劣化による補修や更新を進めます。
根津・本郷地域	①高齢者が利用しやすく、豊かなみどり空間の整備を進めます。 ②機能を絞った利活用を検討します。 ③軽運動のできる広場の整備を検討します。
湯島地域	①快適なみどりの空間の整備を進め、維持保全に努めます。 ②公園内の防災機能を充実させます。 ③各公園の機能向上を図ります。 ④落葉樹を充実させます。

地域別整備方針図

音羽・大塚地域

- ①子ども向けレクリエーション機能を充実させます
- ②機能を絞った利活用を検討します
- ③イベントができる場を整備します
- ④地域住民の公園への関心を高めるため、公園へ行く「目的」、「居場所」づくりを行います

白山・千石地域

- ①遊具の老朽化や、劣化による更新・補修の対応をします
- ②大規模公園のまとまったみどりの美しい景観を適切に維持管理します
- ③小規模公園の公園機能分担のための再編をします

小石川地域

- ①機能を絞った利活用の検討をします
- ②快適なみどりの空間を提供します
- ③季節の変化に富んだ植栽整備を進めます
- ④軽運動のできる広場の整備を検討します

機能を絞った利活用の検討

高木植栽による緑陰の確保

まとまったみどりの適切な維持管理と美しい景観の維持

目白台地域

- ①子ども向けレクリエーション機能を充実させます
- ②大規模公園のまとまったみどりの美しい景観を適切に維持管理します
- ③公園内の高木植栽による緑陰を確保します

春日・水道地域

- ①積極的な公園改修を進めます



本駒込地域

- ①高齢者に利用しやすく、豊かなみどり空間の整備を進めます
- ②小規模公園の公園機能分担のための再編をします
- ③公園施設の老朽化や、劣化による補修や更新を進めます

根津・本郷地域

- ①高齢者が利用しやすく、豊かなみどり空間の整備を進めます
- ②機能を絞った利活用を検討します
- ③軽運動のできる広場の整備を検討します

湯島地域

- ①快適なみどりの空間の整備を進め、維持保全に努めます
- ②公園内の防災機能の充実させます
- ③各公園の機能向上を図ります
- ④落葉樹を充実させます

図 4-2 地域別整備方針図

第5章 公園再整備の道筋

- 1 公園再整備の方法
- 2 公園施設の維持管理
- 3 区民参画による公園づくり
- 4 計画の実現に向けて

第5章 公園再整備の道筋

1 公園再整備の方法

公園再整備を実際に進めていくに当たって、1年に4園ずつ整備していくことを目標としています。そこで、それぞれの公園の改善すべき問題点を定量的・定性的に把握し、客観的な現況評価を行い、優先的に整備すべき公園を決めていきます。

基本的に整備が優先される公園は、各公園の現況評価において、総合的な点数の低い公園となり、特に公園施設長寿命化計画策定する際に調査した施設の劣化判定において、劣化していると判断されたCや、Dの施設が多い公園についてはさらに整備優先度は高くなりますが、区内の整備分布状況を踏まえ、地域に偏りが無いよう整備を進めていく必要があります。

小規模公園が集まるエリアについては各公園の機能分担を計画する等包括的な視点から整備する必要があるため、タイミングを図りながら事業を進めていくことが求められます。また、公園整備で実施される意見交換会等に参加される近隣住民の方や、公園に愛着を持っている利用者には整備後の公園にも深く関わってもらえるよう、地域による公園のルールづくりや、地域による掃除、花壇整備等の管理運営ができる機会を支援していきます。

(1)全面改修による機能向上

全面改修を優先的に行う公園については、第3章に記載した評価指標に基づいた現況評価の結果をもとに、地域的なバランスや再整備することの効果などを加味して総合的に評価し選定します。その対象公園は、全体的に課題が多く抜本的なりニューアルによる機能向上が必要となることから、整備方針に基づき、改修を行います。

なお、区に多く立地している小規模公園では、全面改修に当たって、求められる機能を全て盛り込むことは困難なため、周辺公園と機能を分担するとともに、公園間の連携や機能の補完などに配慮し、公園やみどりのネットワーク化を図っていきます。

また、園内の施設状況や園外の地域の状況は変化していくため、現況評価は、適宜見直しを行います。なお、公園に隣接する公共施設の改修があるなど、評価指標以外の要因により、一体整備した方が公園の機能向上が図れる効果が大きい場合は、評価結果とは別に全面改修を行う場合があります。

(2)部分改修による機能維持

評価した結果、特定の項目のみ評価が低い公園や施設の点検等の結果、改善の必要がある公園などがあります。それらの公園は、その要因を解析するとともに、緊急性、必要性、及び将来的な全面改修の予定に配慮し、撤去・更新・改修などその手法を考慮しながら、その特定の項目に関する改善をしていきます。

(3)管理運営による質的向上

区による管理運営にあたっては、区民ニーズを捉え、利用者の意見を反映するように日々の公園管理を見直し、改善していきますが、区のみでは、人員や財政面等で、全ての公園に対して維

持管理水準を高めていくことは難しいため、区民管理制度等の区民との協働による公園管理運営を推進します。公園の質的向上を図るとともに、地域の交流の場となり人の輪が広がる公園を目指します。

さらに、区は、区民団体などを通して、公園の利用促進事業についても必要に応じて検討し、区民提案型の事業や地域活動など、地域の主体的な活性化促進事業による利用促進を図っていきます。

2 公園施設の維持管理

公園を構成している施設は多種多様で膨大な数に上り、公園施設の相当数に老朽化の進行が見られます。

再整備後の公園を含め、公園施設の維持管理にあたっては、限られた予算で機能保全のため、日常的な維持修繕や定期的な部材の交換、危険施設等の撤去や更新など、維持管理を計画的に行うストックマネジメントの取り組みが求められます。

(1)公園施設長寿命化計画によるライフサイクルコスト縮減

公園施設長寿命化計画とは、公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するものです。

具体的には、日常的な維持管理のみ行い施設の機能が果たせなくなった時点で更新する場合と、定期的にコストをかけて手入れを行いながら、施設ができるだけ長持ちさせた上で更新する場合の、それぞれのライフサイクルコストの比較を行い、最もライフサイクルコストが低廉となるような手法で、計画的な維持管理に取り組むこととなります。公園施設長寿命化計画につきましては、本計画改定後、速やかに計画策定を行い実施します。

(2)ストックマネジメントの取組方針

メリハリのあるストックマネジメントを行うためには、地域における都市公園の価値・重要性について、本計画で明らかにした公園の立地や周辺自然環境、人口、世代構成などを踏まえ、将来の利用の見込みも勘案しつつ整理し、施設の機能ごとに目標とすべき管理水準を設定します。そして、これを基に管理する都市公園ごとのストックの状況を、長寿命化計画での施設点検や定期的な安全点検により適確に把握することが重要となります。

再整備計画では再整備の優先度を見極めるため、公園ごとの現況評価に加え、公園施設の劣化状況を踏まえて判断することとします。

ストックマネジメントを行う公園施設について着目すると、以下のように整理できます。

ストックマネジメントにおける公園施設の分類

○劣化や損傷を未然に防止しながら長持ちさせるべき施設

比較的大規模の大きな建築物や土木構造物、運動施設、橋梁や高価な施設 等

○機能しなくなった段階で取り換える施設

園路や小規模の休憩所、汎用品のベンチ、メッシュフェンス、車止め、くず箱 等

※公園施設の多くは、機能しなくなった段階で取り換える施設に分類されると考えられます。

○遊具

遊具は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(H26.6:国土交通省)などに基づき、施設の安全確保のために必要となる点検、消耗部品の交換や施設の更新などを含めた維持管理が行われるため、ライフサイクルコスト縮減の検討にあたっては、この点に留意が必要になります。

○植栽

植栽は、剪定、間伐や施肥など、管理の質によって発揮する機能に大きな差が生じるという点で、他の公園施設と大きく異なります。環境保全や景観形成といった植栽に求める機能、役割を明確にし、その効果を発揮させるように管理方法を設定するため、ライフサイクルコスト縮減の検討にあたっては、この点に留意が必要になります。

3 区民参画による公園づくり

公園の全面改修に当たっては、地域ニーズを反映させることができることによる公園づくりを行うため、本計画に基づいた整備プランを区民参画による意見交換会で、意見を伺いながら再整備プランを作成します。また、広く意見を聴取出来るよう新たにWEB利用も導入し、より地域ニーズにあった再整備プランとなるようにしていきます。

4 計画の実現に向けて

本計画は、文京区における今後の公園再整備及び維持管理運営のあり方を示し、基本理念、整備方針、地域別整備の考え方に基づく公園づくりの方向性を示した計画です。本計画に準じ、進めてきた公園再整備事業によりできた公園は、多くの方に利用されています。

今後も本計画に基づき、地域ニーズにあった区民の皆様に親しまれる公園づくりを推進していきます。

(1)計画の進行管理

区は、国や都など関連機関からの情報収集により、公園をとりまく社会情勢の把握に努めるとともに、世論調査などにより公園利用者のニーズの変化の把握に努めます。

本計画と社会情勢や利用者ニーズとの間に相違が生じた際には、必要に応じて区が区民参画のもと、文京区の公園が目指すものは何かということを検討しながら、計画を見直してより良い公園再整備につなげていきます。

(2)計画の推進

計画の取組については、全体整備する公園は、区民参画による意見聴取を行いながら、年間4園程度の公園再整備を目指します。さらに、民間活力を活かした公園づくりやインクルーシブの考え方の導入や防災機能の向上、SDGsの考えなども踏まえ、より社会に即した公園再整備を行います。維持管理については、公園施設長寿命化計画に基づき、適宜、改修、更新を行うことにより、安全性の向上、管理コストの縮減を図ります。

全体整備や部分改修といった両方の視点から整備を行うことで、安全・安心で快適な公園等の整備を推進していきます。